

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月14日

【発行者名】 パーインベスト（ルクセンブルグ）S I C A V  
（PERINVEST（LUX）SICAV）

【代表者の役職氏名】 取締役  
イスマエル・サッシー  
（Director, Ismael Sassi）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り12番  
（12, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋 本 雅 行  
同 佐 藤 孝 成

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
パーインベスト（ルクセンブルグ）S I C A V -  
C P S ハーバー米国株式ファンド  
（PERINVEST（LUX）SICAV - CPS HARBOUR US EQUITY）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券  
クラスA投資証券（無分配、米ドル建て）  
上限見込額は以下のとおりである。  
（ ）当初申込期間  
2億米ドル（209億2,000万円）を上限とする。  
（ ）継続申込期間  
2億米ドル（209億2,000万円）を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）上限見込額は、便宜上、パーインベスト（ルクセンブルグ）S I C A V - C P S ハーバー米国株式ファンドのクラスA投資証券（無分配、米ドル建て）の当初申込価格（1口当たり100米ドル（10,460円））に、当初申込期間については200万口を、継続申込期間については200万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

（注2）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2020年10月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）による。

## 第一部【証券情報】

### 第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

#### （1）【外国投資法人の名称】

パーインベスト（ルクセンブルグ）S I C A V - C P S ハーバー米国株式ファンド  
（PERINVEST (LUX) SICAV - CPS HARBOUR US EQUITY）

（注1）C P S ハーバー米国株式ファンド（以下「本サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるパーインベスト（ルクセンブルグ）S I C A V（以下「本ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2021年4月14日現在、本ファンドは、本サブ・ファンドを含む6個のサブ・ファンドにより構成されている。

（注2）日本において、本サブ・ファンドの愛称として「ハーバー米国株式ファンド」を使用することがある。

#### （2）【外国投資証券の形態等】

記名式無額面投資証券である本サブ・ファンドのクラスA投資証券（無分配、米ドル建て）（以下「投資証券」という。）

投資証券は追加型である。

本ファンドの依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

#### （3）【発行（売出）数】（日本国内募集分）

（ ）当初申込期間

200万口を上限とする。

（ ）継続申込期間

200万口を上限とする。

#### （4）【発行（売出）価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

（ ）当初申込期間

2億米ドル（209億2,000万円）を上限とする。

（ ）継続申込期間

2億米ドル（209億2,000万円）を上限とする。

（注1）上限見込額は、便宜上、投資証券の当初申込価格（1口当たり100米ドル（10,460円））に、当初申込期間については200万口を、継続申込期間については200万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

（注2）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2020年10月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）による。

（注3）本ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

#### （5）【発行（売出）価格】

（ ）当初申込期間

投資証券1口当たり100米ドル（10,460円）（以下「当初申込価格」という。）

（ ）継続申込期間

関連する評価日における投資証券1口当たり純資産価格

（注1）「評価日」とは、各営業日をいい、「営業日」とは、ルクセンブルグ市において銀行が終日営業を行う日をいう。以下同じ。

（注2）発行価格は、後記「（10）申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（６）【申込手数料】

申込手数料の額は、申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限とする。

（７）【申込単位】

50,000米ドル（5,230,000円）以上 1 米ドル（105円）単位

（８）【申込期間】

（ ）当初申込期間

2021年 4 月30日（金）から2021年 5 月20日（木）まで

（ ）継続申込期間

2021年 5 月21日（金）から2022年 6 月30日（木）まで

ただし、原則として、営業日であり、かつ、日本における販売会社および日本における銀行の営業日である日（以下「国内営業日」という。）に限り、申込みの取扱いが行われる。

日本における申込受付時間は、原則として、正午（日本時間）までとする。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（９）【申込証拠金】

該当事項なし

（10）【申込取扱場所】

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

東京都千代田区内神田一丁目13番 7 号 四国ビルディング

電話番号 （03）3518 - 9330

ホームページ・アドレス <http://www.capital.co.jp/jp/>

（以下「キャピタル・パートナーズ証券」または「日本における販売会社」という。）

（注1）上記販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において申込みの取扱いを行う。

（注2）「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの投資証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。以下同じ。

（11）【払込期日】

（ ）当初申込期間

投資者は、2021年 5 月20日正午（日本時間）までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

申込金額の総額は、日本における販売会社によって2021年 5 月26日までに本ファンドに対して払い込まれるものとする。

（ ）継続申込期間

投資者は、申込日の正午（日本時間）までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする（日本における販売会社または販売取扱会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

申込金額の総額は、日本における販売会社によって関連する評価日から 3 営業日以内に、本サブ・ファンドを指定して本ファンドの口座に対して払い込まれるものとする。

（12）【払込取扱場所】

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

東京都千代田区内神田一丁目13番 7 号 四国ビルディング

（13）【引受け等の概要】

日本における販売会社は、2020年9月17日付で管理会社（以下で定義する。）と日本における販売会社との間で締結した販売契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた日本における投資者からの投資証券の販売・買戻請求を本ファンドへ取り次ぐ。

本ファンドは、キャピタル・パートナーズ証券を日本における本サブ・ファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、投資証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（14）【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載された有価証券の取得に用いられる。

（15）【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額（発行価格および申込手数料）は、口座約款に従い、原則として米ドル貨で支払われるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で円貨で支払うこともできる。投資証券の取引通貨（米ドル貨）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

投資者は、当初申込期間中の申込みについては2021年5月20日正午（日本時間）までに、継続申込期間中の申込みについては申込日の正午（日本時間）までにそれぞれ申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする（日本における販売会社または販売取扱会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。詳細は日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【外国投資法人の概況】

##### （1）【主要な経営指標等の推移】

本サブ・ファンドは、2021年5月21日から運用を開始する予定であり、現在、何ら資産を保有していない。

##### （2）【外国投資法人の目的及び基本的性格】

###### a．外国投資法人の目的

本サブ・ファンドは、サブ・ファンドであるパーインベスト（ルクセンブルグ）S I C A V - ハーバー米国株式（以下「マスター・ファンド」という。）のフィーダー・サブ・ファンドで、より具体的にはクラスF（無分配、米ドル建て）（LU2243665580）に投資する。本サブ・ファンドの目的は、純資産の少なくとも85%を恒久的にマスター・ファンドに投資することである。ただし、この目的が達成される保証はない。

###### b．外国投資法人の基本的性格

本ファンドは、2007年12月20日に無期限の法人として設立され、ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日の法律（改正済）（以下「1915年法」という。）および投資信託に関する2010年12月17日の法律（改正済）（以下「2010年法」という。）に準拠する。本ファンドは、ルクセンブルグの商業登記所において、番号B 134 860で登記されている。本ファンドの定款（以下「定款」という。）は、2008年2月5日付メモリアルC、ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「メモリアル」という。）で公告され、ルクセンブルグの商業登記所に提出されている。

本ファンドはオープン・エンド型で、投資主の要求に応じて、関連するサブ・ファンドの適用ある投資証券1口当たり純資産価格に基づく価格で、いつでもその投資証券の買戻しを行うことができる。

本ファンドは、2010年法のパート の規定に従って、譲渡性のある証券（以下「譲渡可能有価証券」ということがある。）を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）としてルクセンブルグの金融監督委員会（*Commission de Surveillance du Secteur Financier*）（以下「CSSF」という。）の認可を受けており、同法律により規制されている。

本ファンドは、本ファンドの取締役会（以下「取締役会」という。）によって運営され、取締役会は、本ファンド、サブ・ファンドおよびクラスの運用および管理、サブ・ファンドおよびクラスの設定の承認、ならびに投資方針および投資制限の設定および監視について全面的な責任を負う。

取締役会は、本ファンドの管理会社としてデグルフ・ピーターカム・アセット・サービーズ・エス・エー（以下「管理会社」という。）を任命している。管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、2004年12月20日に株式会社（*société anonyme*）形態で設立され、2010年法第15章に準拠しており、その結果、本ファンドのポートフォリオの集団的管理について責任を負う。

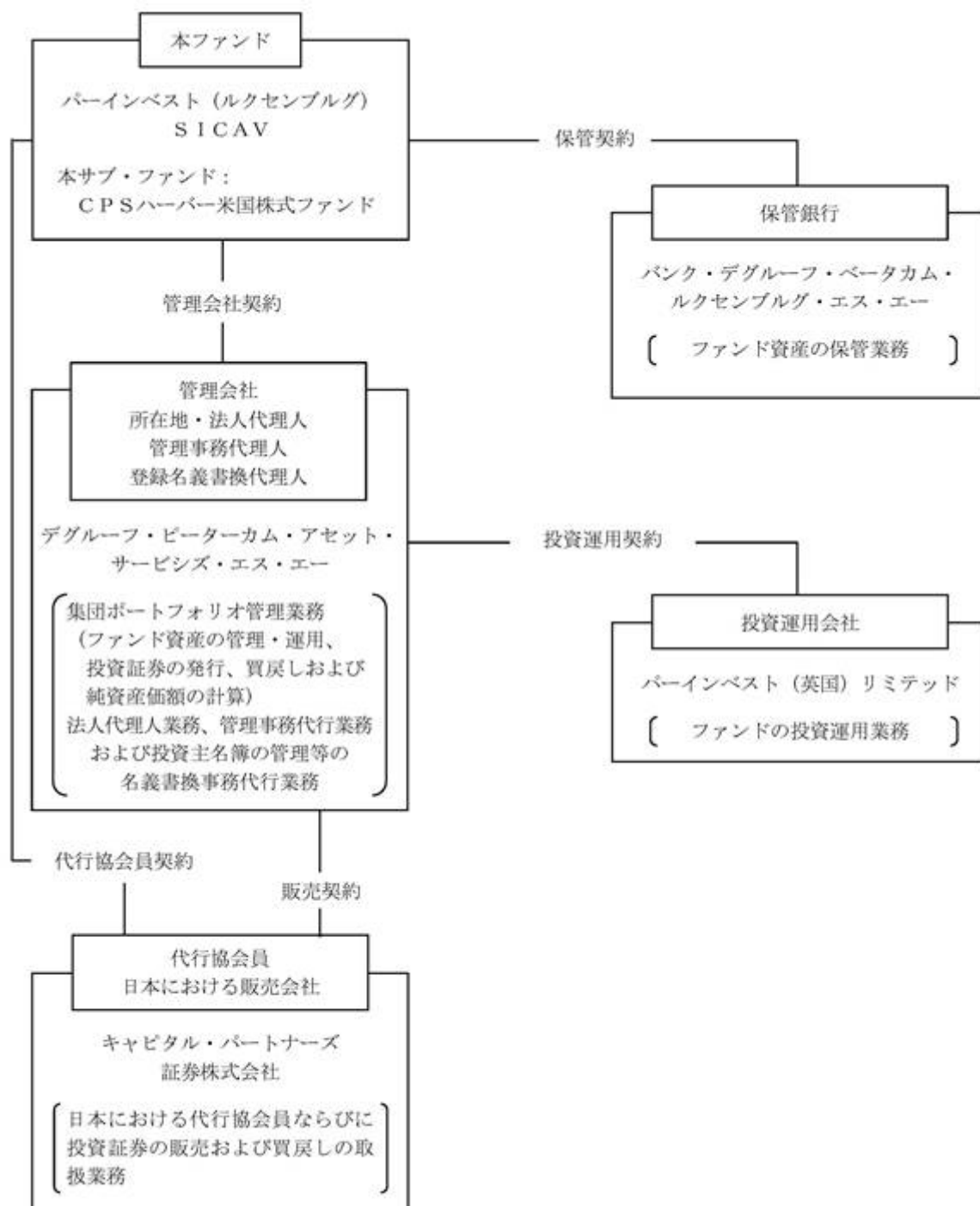
本ファンドの複数の個別サブ・ファンドに関連する、複数の異なるクラスの投資証券を発行することができる。各サブ・ファンドについて、取締役会はいつでも、異なるクラスの投資証券（以下、個別にまたは総称して「クラス」という。）を発行することを決定することができる。各クラスの資産は、サブ・ファンドの特定の投資方針に従い合同投資されるが、各クラスの投資証券に適用がある特別な性質を有している。異なるサブ・ファンドの投資証券は、定款が定義するとおり、関連するクラスまたはサブ・ファンドの投資証券1口当たりの純資産価額（以下「純資産価額」という。）に基づいて計算された価格で発行、買戻しおよび転換することができる。

定款に従い、取締役会は各サブ・ファンドの投資証券を発行することができる。個別の資産ポートフォリオがサブ・ファンドごとに維持され、関連するサブ・ファンドに適用がある投資目的に従って投資される。このように、本ファンドは、「アンブレラ・ファンド」であり、投資者は1つもしくは複数のサブ・ファンドに投資することにより、1つもしくは複数の投資目的から選択することができる。投資者は、自らの具体的なリスク予想と期待収益、および分散のニーズに最も適したサブ・ファンドを選択することができる。

取締役会は、いつでも既存のサブ・ファンドの投資目的とは異なる投資目的を有した追加のサブ・ファンドを設立することができる。新サブ・ファンドの追加にあたり、英文目論見書がこれに応じて更新される。投資証券クラスの追加の場合も同様である。

### （３）【外国投資法人の仕組み】

#### a．ファンドの仕組み



ｂ．ファンドおよびファンドの関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

| 名称                                                                          | ファンド運営上の<br>役割                            | 契約等の概要                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| パーインベスト（ルクセンブルグ）<br>ＳＩＣＡＶ<br>（PERINVEST (LUX) SICAV）                        | 本ファンド<br>（外国投資法人）                         | 定款に基づき2007年12月20日付で設立。<br>定款は、本ファンドの資産の管理・運用、投資証券の発行、買戻しおよび転換ならびに純資産価額の計算等について規定している。                                               |
| デグローフ・ピーターカム・アセット・サービス・エス・エー<br>（Degroof Petercam Asset Services S.A.）      | 管理会社<br>所在地・法人代理人<br>管理事務代理人<br>登録名義書換代理人 | 2019年5月3日付で本ファンドとの間で管理会社契約（注１）を締結。2010年法に基づく管理会社の職務および責任ならびにルクセンブルグの法律により求められる法人代理人業務および管理事務代行業務ならびに投資主名簿の管理等の名義書換事務代行業務について規定している。 |
| パーインベスト（英国）リミテッド<br>（PERINVEST (UK) LIMITED）                                | 投資運用会社                                    | 2010年11月22日付で管理会社との間で投資運用契約（注２）を締結。本サブ・ファンドに対する一任投資運用業務について規定している。                                                                  |
| バンク・デグローフ・ピーターカム・ルクセンブルグ・エス・エー<br>（Banque Degroof Petercam Luxembourg S.A.） | 保管銀行                                      | 2016年10月13日付で本ファンドとの間で保管契約（注３）を締結。本ファンドに対する保管業務について規定している。                                                                          |
| キャピタル・パートナーズ証券株式会社                                                          | 代行協会員<br>日本における販売会社                       | 2020年10月26日付で本ファンドとの間で代行協会員契約（注４）を締結。本サブ・ファンドの代行協会員業務について規定している。<br>2020年9月17日付で管理会社との間で販売契約（注５）を締結。日本における投資証券の募集および販売業務について規定している。 |

（注１）管理会社契約とは、本ファンドによって任命された管理会社が、本ファンドの投資運用、管理および販売に関する業務の委託を受けることについて約し、これらの業務および権限の一部または全部を適切と判断する者に委任する権限を付与され、また、同契約に基づき、本ファンドによって任命された所在地・法人代理人、管理事務代理人および登録名義書換代理人は、法人代理人業務、管理事務代行業務ならびに投資主名簿の管理等の名義書換事務代行業務を提供することを約する契約をいう。

（注２）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、本サブ・ファンドに対し投資一任による投資運用業務を提供することを約する契約をいう。

（注３）保管契約とは、本ファンドによって任命された保管銀行が、有価証券の保管等の業務および銀行業務を提供することを約する契約をいう。

（注４）代行協会員契約とは、本ファンドによって任命された日本における代行協会員が、投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約をいう。

（注５）販売契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、投資証券の日本における募集の目的で、日本の適用ある法令の規定に準拠し、販売契約の条項に従って投資証券を募集および販売することを約する契約をいう。

（４）【外国投資法人の機構】

ａ．外国投資法人の統治に関する事項

## 取締役会

### 取締役

本ファンドは、3名以上の取締役で構成される取締役会によって運営され、かかる取締役は、本ファンドの投資主であることを要しない。取締役は、6年以内の任期により選任されるものとし、再任も可能とする。取締役は、投資主総会において選任される。また、取締役の人数、報酬および任期についても投資主総会で決定される。

取締役は、出席または代理出席した投資主の議決権の過半数により選任される。

取締役は、その理由の有無を問わず、投資主総会の決議によっていつでも解任または更迭することができる。

取締役に欠員が生じた場合には、残任取締役が当該欠員を一時的に補完することができる。投資主は、当該指名に関する最終決定を次の投資主総会で行う。

### 取締役会

取締役会は、これを構成する取締役の中から議長を選任することができ、また、1名以上の副議長を選任することができる。また、取締役会は、取締役会および投資主総会の議事録を作成し保管する秘書役を選任することができ、かかる秘書役は、取締役であることを要さない。取締役会は、議長（もしあれば）または2名の取締役の招集により、取締役会招集通知に示された場所において開催されるものとする。

議長は、取締役会および投資主総会において議長を務めるものとする。議長が欠席する場合、投資主または取締役は、多数決により、他の取締役、または投資主総会の場合には他の者を当該会合の議長とする決定を行うものとする。

取締役会は、ジェネラル・マネージャー、アシスタント・ジェネラル・マネージャーその他本ファンドの運営管理上必要と認める役員等を任命することができる。取締役会は、かかる任命をいつでも取り消すことができる。役員等は、本ファンドの取締役または投資主であることを要さない。役員等は、定款に別段の定めがない限り、取締役会により付与される権利義務を有する。

取締役会の招集通知は、緊急事態を除き、書面により当該会議の設定日の少なくとも24時間前に全ての取締役に交付されるものとし、緊急事態が発生した場合は、当該事態の性質を、招集通知に明記するものとする。かかる招集通知は、書面、電報、テレックス、テレファックスまたはその他類似する通信手段による同意により不要とすることができる。取締役会が過去の決議において採択した日時および場所において開催される会議については、別途の招集通知は必要ないものとする。

取締役は、いずれの会議においても、書面、電報、テレックス、テレファックスまたはその他類似の通信手段により他の取締役を自身の代理として任命し行為させることができる。1名の取締役が、複数名の取締役を代理することもできる。

取締役は、出席者全員が互いに発言を聞くことができる電話会議または類似の通信機器により、取締役会に参加することができ、当該手段による会議への参加は、当該会議に自ら出席したものとみなされるものとする。

取締役は、正当に招集された取締役会でのみ行動することができる。取締役は、取締役会の決議により明示的に授權された場合を除き、各自の署名により本ファンドを拘束することはできない。

取締役会は、取締役の少なくとも単純過半数が出席または代理出席している場合に限り、有効に審議または行動することができる。

取締役会の決議は、議事録に記録され、かかる議事録には当該会議の議長となる者が署名する。司法手続またはその他により作成される議事録の写しまたは抜粋については、かかる議長もしくは2名の取締役、または秘書役若しくはその他正当に授權された者がこれに有効に署名する。

決議は、出席または代理出席した取締役の単純過半数票により行われる。決議に対する賛成票および反対票が同数であった場合、議長が決定権を有するものとする。

全取締役が承認し、署名した書面による決議は、取締役会での投票による決議と同等の効力を有するものとし、各取締役は、書面、電報、テレックス、テレファックスまたはその他類いの通信手段により、当該決議を承認するものとする。当該承認は、書面により追認されるものとし、全ての書類が、当該決定が行われたことを証明する記録となるものとする。

#### 取締役会の権限

取締役会は、下記「2 投資方針（1）投資方針」に定める投資方針に従い、本ファンドの目的の範囲内であらゆる処分および管理行為を行うための最も広範な権限を付与されている。

法律または定款によって投資主総会に明示的に留保されていない全ての権限は、取締役会にあるものとする。

#### 権限の委任

取締役会は、その責務である本ファンドの投資運用、管理および販売を投資信託に関する2002年12月20日の法律（随時改正および補足済）第13章の規定に準拠する管理会社に委任する。

管理会社は、自己の業務をより効率的に遂行することを目的として、管理会社に代わり上記の1つまたは複数の機能を遂行する権限を第三者に委任することができる。

また、取締役会は、公証人または任意代理人による特別委任状を付与することができる。

#### 投資主総会

##### 本ファンドの投資主総会

本ファンドの投資主総会は、本ファンドの投資主全体を代表するものとする。その決議は、保有するクラスにかかわらず、全ての投資主を拘束するものとする。投資主総会は、本ファンドの運営に関連する行為を命令、実行または承認する最も広範な権限を有するものとする。

投資主総会は、取締役会の招集により開催されるものとする。

投資主総会は、出資資本の5分の1以上を保有する投資主の請求によっても、招集することができる。

年次総会はルクセンブルグ法に従い、総会の通知に記載されるルクセンブルグ市内の場所において、4月の最終金曜日の午前11時に開催されるものとする。

かかる日がルクセンブルグの法定休日または銀行休業日である場合、年次総会は、ルクセンブルグの翌銀行営業日に開催される。

その他の投資主総会は、それぞれの総会の招集通知に特定される場所および日時にて開催される。

投資主は、総会の少なくとも8日前に各登録投資主に対し、投資主名簿に登録された投資主の住所に宛てて取締役会が送付する議案を記載した招集通知により、招集されるものとする。登録投資主に対する当該招集通知の交付は、投資主総会の承認を得る必要はない。議案は、投資主の書面による請求により招集される場合を除き、取締役会が作成するものとする。投資主の書面による請求により招集される場合、取締役会は補足議案を作成することができる。

全ての投資主が出席または代理出席し、自ら正當に招集され、議案の通知を受けたとみなす場合、総会は、招集通知なしで開催することできる。

取締役会は、投資主が投資主総会に出席するために満たすべきその他全ての条件を定めることができる。

投資主総会で取り扱われる議事は、議案（法律で義務付けられる全ての事項が含まれるものとする。）に含まれる事項および当該事項に付随するものに限定される。

クラスの如何を問わず、各投資証券にはルクセンブルグ法および定款に従い、1議決権が付与される。投資主は、自らまたは他の者に書面、電報、テレックスまたはテレファックスによる委任状を交付することにより行為することができ、当該他の者は、投資主である必要はなく、本ファンドの取締役とすることもできる。

法律または定款に別段の定めがある場合を除き、本ファンドの投資主総会の決議は、出席または代理出席した投資主の議決権の過半数によって決議されるものとする。

### クラス投資主総会

サブ・ファンドに関して発行されたクラスの投資主は、当該サブ・ファンドのみに関連する事項を決定するために、いつでも総会を開催することができる。

また、クラスの投資主は、当該クラスにのみ関連する事項を決定するために、いつでも投資主総会を開催することができる。

本ファンドの投資主総会に係る規定は、これらの総会に準用する。

各投資証券には、ルクセンブルグ法および定款に従い、1議決権が付与される。投資主は、自らまたは他の者に書面、電報、テレックスまたはテレファックスによる委任状を交付することにより行為することができ、当該他の者は、投資主である必要はなく、本ファンドの取締役とすることもできる。

法律または定款に別段の定めがある場合を除き、サブ・ファンドまたはクラスの投資主総会の決議は、出席または代理出席した投資主の議決権の過半数によって決議されるものとする。

本ファンドの投資主総会の決議が、ある特定のクラスの投資主の権利に対して影響を及ぼす場合、当該決議は、1915年法第68条に従い、当該クラスの投資証券の投資主総会の決議によらなければならない。

#### b. 外国投資法人の運用体制

取締役会は、リスク分散の原則に基づいて、適用ある法令に準拠して取締役会により定められた制限の範囲内で、各サブ・ファンドに関して適用がある投資方針および戦略、本ファンドの運用および業務の遂行方針を決定する権限を有する。

取締役会は、本ファンドの管理会社としてデググループ・ピーターカム・アセット・サービスズを任命している。

#### (5) 【外国投資法人の出資総額】

本ファンドに授權資本はない。

本サブ・ファンドは、2021年5月21日から運用を開始する予定であるため、本サブ・ファンドの投資証券は発行されていない。

#### (6) 【主要な投資主の状況】

該当事項なし。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

#### 投資目的

本サブ・ファンドは、マスター・ファンドのフィーダー・サブ・ファンドで、より具体的にはクラスF（無分配、米ドル建て）（LU2243665580）に投資する。本サブ・ファンドの目的は、純資産の少なくとも85%を恒久的にマスター・ファンドに投資することである。

ただし、この目的が達成される保証はない。

#### 投資方針

本サブ・ファンドの投資方針は、純資産の少なくとも85%を恒久的にマスター・ファンドに投資することである。マスター・ファンドの投資目的は、景気循環を通じて米国証券市場が生み出すリターンよりも大きく、比較的独立したリターンを達成することである。マスター・ファンドは、主として（つまり、純資産の50%以上を）米国企業が発行し、いずれか1つの米国証券取引所に上場している株式および株式関連有価証券（ワラントを含む。）の分散ポートフォリオに投資する。付随的に、マスター・ファンドは、優先株、債券、転換社債、米国以外の発行体が発行する株式および株式関連有価証券、ならびに金融デリバティブ商品にも投資することができる。マスター・ファンドは、非上場証券への投資が新規株式公開（以下「IPO」という。）プロセスの一環として行われている場合、純資産価額の5%以下を非上場企業の株式に投資することができる。マスター・ファンドは、純資産の10%を超えて他のUCITSおよび他の投資信託（以下「UCI」という。）の受益証券または投資証券に対して投資を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、純資産の少なくとも85%を恒久的にマスター・ファンドに投資する一方で、純資産の15%を上限として、現金および現金同等物（預金または満期が12か月以内の短期金融商品等）を保有することができる。

本サブ・ファンドは、金融デリバティブ商品を使用しない。

本サブ・ファンドの投資証券1口当たり連結純資産価格は、米ドル建てで表示される。

#### マスター・ファンドの概要

##### 投資目的

マスター・ファンドの投資目的は、景気循環を通じて米国証券市場が生み出すリターンよりも大きく、比較的独立したリターンを達成することである。

ただし、この目的が達成される保証はない。

##### 投資方針

マスター・ファンドの投資方針は、主として（つまり、純資産の50%以上を）米国企業が発行し、いずれか1つの米国証券取引所に上場している株式および株式関連有価証券（ワラントを含む。）の分散ポートフォリオに投資することである。

付随的に、マスター・ファンドは、優先株、債券、転換社債、米国以外の発行体が発行する株式および株式関連有価証券、ならびに金融デリバティブ商品にも投資することができる。

マスター・ファンドは、非上場証券への投資がIPOプロセスの一環として行われている場合、純資産価額の5%以下を非上場企業の株式に投資することができる。

マスター・ファンドは、純資産の10%を超えて他のUCITSおよび他のUCIの受益証券または投資証券に対して投資を行わないものとする。

マスター・ファンドは、付随的に現金および現金同等物を保有することができる。

マスター・ファンドの投資運用会社

パーインベスト（英国）リミテッドは、本サブ・ファンドとともにマスター・ファンドの投資運用会社も務める。

マスター・ファンドの投資顧問会社

投資運用会社は、自らの費用負担および責任のもと、投資顧問契約に従って、スカイランズ・キャピタル・エルエルシーをマスター・ファンドの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）として任命した。

投資顧問会社は、2004年3月1日にウィスコンシン州で設立された会社である。登記上の事務所は、アメリカ合衆国、ウィスコンシン州53226、ミルウォーキー、スイート250、ノース・メイフェア通り1200に所在する。主な目的は、ウィスコンシン州有限責任会社法および後継の規定に基づいて設立された有限責任会社が適法に行うことができる行為または活動に従事すること、および前述の事項に必要なまたは付随する全ての活動に従事することである。投資顧問会社は、米国証券取引委員会の規制を受けている。

投資顧問会社は、とりわけマスター・ファンドのポートフォリオに関連して投資裁量権を有し、マスター・ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に関して助言および提案を行う。

#### 譲渡可能有価証券および短期金融商品に関連する手法と商品

本ファンドは、上記において別異の定めのある場合を除き、証券貸借取引、レポ取引、リバースレポ取引、および「レメレ」取引など効率的な資産管理を目的として、証券投資の文脈において利用可能な手法と商品を採用することができる。ただし、法律、規制および行政慣行によって定められた条件および制限の範囲内とし、上場投資信託およびその他のU C I T Sの論点に関する欧州証券市場監督局（E S M A）のガイドライン（E S M A / 2014 / 937）に関連するC S S F 通達14 / 592に準拠し、かつ下記に記載されている通りとする。

証券貸借取引、レポおよび／またはリバースレポの権利を伴う売却ならびにレポ取引における取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、E S M Aガイドライン10-788のボックス27のポイント2に準拠した下記「（４）投資制限」C（13）の規定に従い、１発行体当たり各サブ・ファンドの純資産の20%を上限とする合計制限を計算する際に考慮しなければならない。各サブ・ファンドは、証券貸借取引、レポおよび／またはリバースレポの権利を伴う売却ならびにレポ取引における取引相手方に対するリスクを低減するために、下記「（４）投資制限」Cに規定された要件を満たす保証を考慮に入れることができる。

直接および間接運用費用／手数料を控除した、手法と商品取引から生じる全ての収益は、関連するサブ・ファンドに帰属する。特に、サブ・ファンドは、保管銀行、投資運用会社または管理会社に関連する代理人やその他の仲介者に、それらが引き受ける機能とリスクを考慮して費用を支払うことができる。これらの手数料額は固定または変動の場合がある。この点において各サブ・ファンドが負担する直接および間接運用費用および手数料に関する情報、当該費用と手数料の支払先の身元、ならびにそれらの者と保管銀行、投資運用会社または管理会社との関係は、本ファンドの年次報告書に記載される場合がある。

当該手法および商品のリスクは、管理会社のリスク管理プロセスによって適切に捕捉される。リスクの詳細については、下記「３ 投資リスク」を参照のこと。前述の手法および商品の使用により実現しようとする目的が達成されるという保証はない。

上記「投資目的」および「投資方針」で明記されていない限り、いずれのサブ・ファンドも、証券貸借取引、レポ取引、リバースレポ取引およびレメレ取引の締結を通じて投資目的を達成することをコア戦略としていない。

理解の一助として、以下の概念を定義する。

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グループ会社          | 同じ事業体に属し、連結決算に関する1983年6月13日付EU理事会指令83/349/EECおよび公認された国際会計規則に従って、連結決算を作成しなければならない会社                                                                                                                                                                                 |
| 加盟国             | 欧州連合（EU）加盟国                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 短期金融商品          | 金融市場で一般的に取引され、流動性があり、常に価値が正確に決定される商品                                                                                                                                                                                                                               |
| その他の規制市場        | 規制され、定期的に運営され、公認され、一般に公開されている市場をいい、（ ）流動性、多角的注文マッチング（単一の価格を決定するための売値と買値の一般的なマッチング）、透明性（参加者が取引を追跡できるための完全な情報開示。これにより、注文が現在の条件で実行されることが確保される）の累積基準を満たし、（ ）有価証券が一定の頻度で取引され、（ ）国もしくは国から委任された公的機関、または国もしくは専門職団体等の公的機関によって公認され公認された別の者により公認され、および（ ）取引される証券が一般に公開されている市場 |
| その他の国           | 欧州の非加盟国、ならびにアメリカ、アフリカ、アジア、オーストラリアおよびオセアニアの国                                                                                                                                                                                                                        |
| 参照通貨            | 関連するクラスまたはサブ・ファンドの通貨単位                                                                                                                                                                                                                                             |
| 規制市場            | 金融商品市場に関する2004年4月21日付欧州議会および理事会の2004/39/EC指令（以下「指令2004/39/EC」という。）で定義される規制市場をいい、市場運営者により管理および/または運営される多角的システムで、その規則および/またはシステムの下での取引が認められている金融商品に関し、（システム内および非裁量的規則に従って）複数の第三者の金融商品に対する持分売買を集中するか、または集中を促進し、これにより契約を成立させ、かつ、上記指令のタイトル の規定に従って公認され、定期的に機能する市場       |
| 規制当局            | ルクセンブルグにおける投資信託の監督を担当するルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）またはその後継者                                                                                                                                                                                                                |
| 譲渡可能有価証券        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式および株式と同等の証券</li> <li>・ 債券およびその他の債務証券</li> <li>・ 申込みまたは交換によって譲渡可能有価証券を取得する権利を伴うその他の譲渡性有価証券（手法および商品を除く。）</li> </ul>                                                                                                       |
| UCI             | 投資信託                                                                                                                                                                                                                                                               |
| バリューアットリスク（VaR） | バリューアットリスク（VaR）は、通常の市場条件下における一定期間と一定の信頼水準において発生する可能性がある潜在的な損失の測定値を提供する。                                                                                                                                                                                            |

#### （A）証券貸借取引

各サブ・ファンドは、以下の制限に従い証券貸借取引を締結することができる。

- ・ 各サブ・ファンドは、公認の清算機関が組成した標準化された貸付システム、または規制当局により欧州共同体法で規定されているものと同等であると判断される健全性規制の対象であり、この種の取引を専門にしている金融機関を通じてのみ証券を貸し付けることができる。
- ・ 各借り手も、規制当局により欧州共同体法で規定されているものと同等であると判断される健全性規制の対象でなければならない。上記金融機関が自己の勘定で取引する場合は、証券貸付契約における取引相手とみなされる。
- ・ 当該取引の相手方の選択は、原則として、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国に拠点を置く金融機関であり、投資適格の信用格付を有するものとする。
- ・ サブ・ファンドはオープン・エンドであるため、各サブ・ファンドは、いつでも未払いのローンを終了し、貸し出されている有価証券を回収する立場でなければならない。そうでない場

合、各サブ・ファンドは、証券貸借取引が常に投資証券の買戻義務を履行できる水準を維持することを確保するものとする。

- ・各サブ・ファンドは、貸付有価証券を移管する前または同時に、下記( C )に記載されている要件に準拠する保証金を受領しなければならない。証券貸付取引の満期時に、当該保証金は貸付証券の返済と同時にまたはその後に返金される。
- ・各サブ・ファンドは、売付取引の決済に関連して、次の特定の状況でのみ証券を借り入れることができるものとする。( a ) 有価証券が再登録のために送付されている期間中、( b ) 有価証券が貸し出され、期限内に返却されなかった場合、( c ) 保管銀行が引渡しを行わなかった場合に決済の不履行を回避するため。
- ・借入期間全体を通じて、各サブ・ファンドは、借り入れた有価証券を処分することはできないものとする。ただし、取引の期限到来時に借入有価証券を返済することができる金融商品を通じてカバーしている場合は除く。
- ・証券貸借契約に適格な有価証券には、債券、上場株式、短期金融商品が含まれる。
- ・証券貸借取引の対象となる総資産の最大比率は100%までとする。
- ・証券貸借取引の対象となる可能性のある総資産の予想比率は100%までとする。

( B ) レポ取引、リバースレポ取引およびレメレ取引

- ・各サブ・ファンドは、契約で当事者双方が合意した価格と期間で売り手が売却した有価証券を買い手から買い戻す権利を売り手に留保する条項を伴った有価証券の売買からなるレメレ取引を行うことができる。
- ・各サブ・ファンドは、契約で当事者双方が合意した価格と期間で売却した有価証券を売り手 / 買い手から同時に買い戻す合意を伴った有価証券の売買からなるレポ取引またはリバースレポ取引契約を締結することができる。
- ・各サブ・ファンドは、レメレ取引およびレポ取引またはリバースレポ取引契約の買い手または売り手のいずれかとして行為することができる。
- ・各サブ・ファンドは、規制当局により欧州共同体法で規定されているものと同等であると判断される健全性規制の対象であり、この種の取引を専門にしている金融機関に限り、レメレ取引およびレポ取引またはリバースレポ取引契約を締結することができる。
- ・当該取引の相手方の選択は、原則として、OECD加盟国に拠点を置く金融機関であり、投資適格の信用格付を有するものとする。
- ・レメレ取引またはレポ取引もしくはリバースレポ取引契約に基づいて各サブ・ファンドに引き渡される有価証券は、以下の適格資産カテゴリーのいずれかに属していることがある。
  - \* 下記「( 4 ) 投資制限 本ファンドに適用がある投資制限」のA( 1 ) から( 4 ) および( 8 ) に定める短期銀行預金証書または短期金融商品
  - \* OECD加盟国もしくはその地方自治体または国際機関および共同体、地域または世界規模の事業体によって発行および / または保証された債券
  - \* 十分な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券
  - \* 他の短期金融UCIの投資証券または受益証券。ただし、その純資産価額が毎日計算され、当該投資ファンドがトリプルA格付または同等とみなされるその他の形式の格付を有するものとする。
  - \* 欧州連合加盟国の規制市場またはOECD加盟国の証券取引所で公式上場が認められているかまたは取引されている株式で、主要指数に組み入れられていることを条件とする。
- ・これらの取引の対象となる総資産の最大比率は100%までとする。
- ・これらの取引の対象となる可能性のある総資産の予想比率は100%までとする。
- ・レメレ取引、レポ取引またはリバースレポ取引の契約期間中であって、サブ・ファンドが買い手の場合、これらの有価証券を買い戻す権利が相手方によって行使されるかまたは契約期間が

満了するまで、契約対象の有価証券を売却または担保として差し出す／提供することはできないものとする。

- ・サブ・ファンドはオープン・エンドであるため、各サブ・ファンドは、いつでも未決済のレメレ取引、レポ取引またはリバースレポ取引を終了し、当該条件で購入および売却した有価証券を回収する立場でなければならない。そうでない場合、各サブ・ファンドは、レポ取引もしくはリバースレポ取引の対象またはレメレ取引に基づく買付有価証券の価値が、常に投資証券の買戻の義務を履行できる水準を維持することを確保するものとする。
- ・レメレ取引、レポ取引またはリバースレポ取引によって各サブ・ファンドに引き渡される有価証券は、下記「(4)投資制限 本ファンドに適用がある投資制限」のAおよび「本サブ・ファンドに適用がある投資制限」に従って、各サブ・ファンドによる投資の適格資産カテゴリーのいずれか1つに属していなければならない。下記「(4)投資制限 本ファンドに適用がある投資制限」のCで定義された投資制限に準拠する場合、各サブ・ファンドは、直接またはレメレ取引およびレポ取引またはリバースレポ取引を通じて保有されている有価証券を考慮する。

### (C)担保管理

証券貸付取引の一環として、またはレメレ取引またはレポ取引およびリバースレポ取引契約を締結する場合、各サブ・ファンドは、担保を受領しなければならない、その価値は、契約の締結時および契約期間中、貸付有価証券および取引相手方のリスク・エクスポージャーの90%以上でなければならない。

受け取った担保は、少なくとも毎日評価する必要がある、適切に保守的なヘアカットが行われていない限り、価格変動が大きい資産を担保として受け入れてはならない。この評価は、下記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1)資産の評価 純資産価額の決定」の項に従って行われるものとする。

所有権の譲渡がある場合、受け取った担保は保管銀行が直接、またはその代理人もしくはその管理下で行為する第三者のいずれかが保持するものとする。その他の種類の担保契約の場合、担保は、健全性監督の対象であり、担保提供者と関係のない第三者の保管会社が保持できるものとする。受け取った担保は、相手方への通知または承認なしに、いつでも本ファンドが完全に執行できるものとする。

欧州証券市場監督局の管轄当局およびUCITS管理会社向けガイドライン(ESMA/2014/937)に従って、担保は国、市場および発行体の観点から十分に分散されている必要がある。発行体の集中に関する十分な分散基準は、本ファンドが、効率的なポートフォリオ管理および店頭金融デリバティブ取引の相手方から、当該発行体への最大エクスポージャーが本ファンドの純資産価額の20%である担保バスケットを受け取った場合、遵守されているものとみなされる。本ファンドが複数の取引相手方にさらされている場合、複数の担保バスケットを集約して、単一の発行体に対するエクスポージャーの20%上限を計算するものとする。本項の特例として、本ファンドは、加盟国、その地方自治体、第三国、または加盟国が加盟する公的国際機関が発行または保証する複数の譲渡可能有価証券および短期金融商品で完全に担保することができる。本ファンドは少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を受け取る必要があるが、単一銘柄の有価証券は、本ファンドの純資産価額の30%を超えてはならないものとする。

担保は本ファンドのために分別されなければならない、以下のいずれかの形式で与えられるものとする。

- ・現金、流動資産のその他の許容可能な形態および下記「(4)投資制限 本ファンドに適用がある投資制限」A(1)から(4)および(8)に規定されている短期金融商品
- ・OECD加盟国もしくはその地方自治体または国際機関および共同体、地域または世界規模の事業体によって発行または保証された債券

- ・十分な流動性を提供する第一級の発行体によって発行または保証された債券
- ・欧州連合加盟国、スイス、カナダ、日本または米国の規制市場で公式上場が認められているかまたは取引されている株式で、主要指数に組み入れられているもの
- ・他の短期金融U C Iの投資証券または受益証券。ただし、その純資産価額が毎日計算され、当該投資ファンドがトリプルA格付または同等とみなされるその他の形式の格付を有するものとする。
- ・他のU C I T Sの投資証券または受益証券。ただし、当該投資ファンドは主として上記第3項目および第4項目に掲げられている商品に投資するものとする。

疑義を避けるために付言すると、受け取った現金および非現金担保のいずれも売却、差し入れまたは再投資しないものとする。

#### （D）トータル・リターン・スワップ

付随的に、本ファンドは、関連するサブ・ファンドの投資方針に従って投資される参照資産へのエクスポージャーを得るために、1つまたは複数のトータル・リターン・スワップを締結することもできる。トータル・リターン・スワップは、一方の当事者（トータル・リターンの支払人）が他方の当事者（トータル・リターンの受取人）に参照債務の経済的成果の合計を譲渡する契約である。経済的成果の合計には、利息と手数料からの収入、市場の動きによる利益または損失およびクレジット損失が含まれる。本ファンドは、いずれかのO E C D加盟国に登録事務所を有する投資適格品質の最低信用格付を有する規制金融機関を通じてのみ、当該取引を行うことができる。

いずれのサブ・ファンドも、1つもしくは複数のトータル・リターン・スワップの締結を通じて投資目標を達成することをコア戦略としていない。

#### （E）ヘアカット方針およびストレス・テスト方針

- サブ・ファンドが前述の効率的ポートフォリオ管理手法のいずれかを実施する場合、サブ・ファンドは担保として受領した資産の各クラスに関してヘアカット方針を適用する。当該ヘアカット方針は、担保発行体の信用状態、担保の価格ボラティリティ、ストレス・テスト方針に従って実行されるストレス・テストの結果など、関連する資産クラスの特徴を考慮する。ヘアカットは、担保として受領した有価証券の市場価値から控除する割合である。これは、借り手が債務不履行に陥った場合の損失リスクの低減を目的としている。
- サブ・ファンドが、純資産の30%以上の担保を受領する場合、関連する担保に付随する流動性リスクを評価するための通常のおよび例外的な流動性の条件下での定期ストレス・テストを確実に実行するためにストレス・テスト方針を実施するものとする。
- 上記a)およびb)は、（本書の意味および目的内で）店頭で取引される金融デリバティブ商品に関連する業務の枠組み内でサブ・ファンドが受け取った担保にも適用されるものとする。

以下のヘアカットが本ファンドによって適用される（本ファンドは常時この方針を変更する権利を留保しており、本書はそれに応じて更新される。）

| 資産クラス                                                                  | 最低受理格付 | ヘアカット       | 発行体上限 |
|------------------------------------------------------------------------|--------|-------------|-------|
| 1．現金、流動資産のその他の許容可能な形態および短期金融商品                                         | /      | 100% - 110% | 20%   |
| 2．O E C D加盟国もしくはその地方自治体または国際機関および共同体、地域または世界規模の事業体によって発行および／または保証された債券 | A A -  | 100% - 110% | 20%   |
| 3．十分な流動性を提供する第一級発行体が発行または保証する債券                                        | A A -  | 100% - 110% | 20%   |

|                                                                                    |                      |            |     |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------|-----|
| 4. 欧州連合加盟国、スイス、カナダ、日本または米国の規制市場で公式上場が認められているかまたは取引されている株式で、主要指数に組み入れられているもの        | /                    | 100% -110% | 20% |
| 5. 他の短期金融U C I の投資証券または受益証券。ただし、その純資産価額が毎日計算され、トリプルA格付または同等とみなされる他の形式の格付を有するものとする。 | U C I T S -<br>A A A | 100% -110% | 20% |
| 6. 他のU C I T S の投資証券または受益証券。ただし、当該投資ファンドは主として上記3および4にリストされている商品に投資するものとする。         | /                    | 100% -110% | 20% |

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（（E U）2019/2088）

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付E U規則（2019/2088）（以下「開示規制」という。）は、サステナビリティ・リスクの統合、そのプロセスにおけるサステナビリティへの悪影響の検討およびサステナビリティ情報の提供に関する透明性について、本ファンドのために調和のとれたルールを設定している。

例えば、環境、社会およびガバナンスの問題、人権の尊重ならびに汚職および賄賂との闘いは、それらが生じた場合、本ファンドの投資価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスの分野における事象または状況として定義されるリスクを表している。

このようなリスクが本ファンドの投資価値に及ぼす可能性のある影響は、本質的に以下の事実からなる。

- ・サステナビリティ要素を考慮した上で行った投資は、サステナビリティ・リスクを統合した結果、このような要素を考慮した上で行わなかった投資と比較して、パフォーマンスが低いことが判明すること
- ・このような要素を統合しない投資は、サステナビリティの要素を考慮した上で、本ファンドが行った比較可能な投資のパフォーマンスを上回ること。

このようなリスクが本ファンドの投資価値に及ぼす可能性がある影響は、本質的に、サステナビリティ要素を考慮した上で行った本ファンドの投資が、サステナビリティ・リスクの結果として、このような要素を考慮した上で行われなかった1件もしくは複数の投資のパフォーマンスを下回ること、またはサステナビリティ要素を考慮した上で本ファンドが比較可能な投資を上回るパフォーマンスの投資を行うことである。

現在のところ、投資のサステナビリティを評価する際に考慮すべき一定の枠組みや要素は存在していないことに留意すべきである。関連する法的枠組みは欧州レベルではまだ開発中である。このような共通の基準の欠如は、この問題へのそれぞれのアプローチにおける当事者間の相違をもたらし、したがって、判断要因の導入およびこの問題にあたり使用される様々な解釈を通じて、環境、社会またはガバナンスの分野に関連する問題に同一の当事者による一定の主観を導入する可能性がある。考慮すべき別の重要な点は、これまでのものと相関関係にあるが、データ提供者から提供される環境、社会、ガバナンスの分野の情報が不完全、入手不能または不正確である可能性があることである。

最後に、環境、社会、ガバナンスの問題へのアプローチは、市場慣行ならびに将来の法律および規制の変化の結果として発展する可能性が高い。本ファンドは、本ファンドがすべての関連要件を遵守することを確保するために必要または望ましいとみなす規定を採択する権利を留保する。特に、ファンドおよび管理会社は、レベル2の規制技術基準が最終化することを待っている。適切な場合、これらの情報を追加するため、英文目論見書および/または管理会社もしくは投資運用会社のウェブサイトが更新されることがある。

これらのサステナビリティ・リスクについては、現在、本ファンドのリスク管理を担う管理会社として行為するデグラーフ・ピーターカム・アセット・サービス・エス・エーが、そのウェブサイト(www.dpas.lu)で公表しているサステナブル方針に沿って対応している。

現在のところ、本ファンドのいずれのサブファンドも、その他の特性の中でも、環境もしくは社会的特性、またはそれらの特性の組み合わせを促進しておらず、また、持続可能な投資も目的としていない。

ただし、開示規則第4条に従い、管理会社は、開示規則に定義されるサステナビリティ要素に対する投資判断の悪影響を考慮しないことができる。現段階において、管理会社は、以下の理由により、かかる影響を考慮していない。

英文目論見書作成時点において、任意にサステナビリティへの悪影響の検討を伴う規制上の要件がさらに明確化されることを待っている。これは、特に、気候への悪影響その他の環境への悪影響、社会およびガバナンス、人権の尊重ならびに汚職および賄賂との闘いに関連するサステナビリティ指標に関する情報の内容、方法および提示、ならびに契約前文書、年次報告書および金融市場参加者のウェブサイトで公表される環境的または社会的な特性および持続可能な投資目標の促進に関する情報の提示および内容について詳述する、欧州委員会により採択される予定の規制技術基準の場合に該当する。

本ファンドのサブファンドの投資方針を考慮すると、英文目論見書作成時点において、欧州委員会ではまだ採択されていないサステナビリティ指標に関する定性的および定量的なデータが、関係するすべての発行体および金融商品について公開されるかどうかは不明である。

管理会社は、投資判断がサステナビリティ要素に及ぼす悪影響の検討に関する規制の枠組みが十分に明らかになった時点で、自らの決定を再評価する。

## (2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

## (3) 【分配方針】

投資主への分配は予定されていない。本サブ・ファンドの純投資結果と純実現利益は分配されず、自動的に本サブ・ファンドに再投資される。

## (4) 【投資制限】

本ファンドに適用がある投資制限

A. サブ・ファンドの投資は、以下で定めるもののみに構成することができる。

- (1) 規制市場に上場または取引されている譲渡可能有価証券および短期金融商品
- (2) 欧州連合加盟国のその他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券および短期金融商品
- (3) その他の国のその他の規制市場に公式上場が認められているまたは取引されている譲渡可能有価証券および短期金融商品
- (4) 最近発行された譲渡可能有価証券および短期金融商品。ただし、以下を条件とする。
  - ・上記(1)から(3)で記述されている規制市場またはその他の規制市場での公式上場承認申請を行うとの誓約が発行条件に含まれていること。
  - ・当該承認が発行後1年以内に行われることが確保されていること。
- (5) 欧州連合加盟国またはその他の国にかかわらず、指令2009/65/EC第1条(2)第1号および第2号における意味のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券。ただし、以下を条件とする。
  - ・当該その他のUCIは、規制当局により欧州共同体法で規定されているものと同等であると判断される監督の対象となることおよび当局間の協力が十分に保証されていることを定める法律に基づき認可されていること。

- ・当該その他のUCIの投資家保護の水準が、UCITSの受益者に提供される投資家保護の水準と同等であり、特に、譲渡可能有価証券および短期金融商品の資産の分別保管、借入れ、貸付およびアンカバード・セールスに関する規制が、指令2009/65/ECの要件と同等であること。
  - ・その他のUCIの事業が、半期および年次報告書により報告され、報告期間中の資産および債務、収益および業務の評価が可能であること。
  - ・設立書面に従い、合計して、取得を企画しているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%を超えて、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資できないこと。
- (6) 要求に応じて払戻可能または引き出す権利を有し、12か月以内に満期となる金融機関への預金。ただし、金融機関が欧州連合加盟国に登録上の事務所を有するか、または、金融機関の登記上の事務所がその他の国に所在する場合は、規制当局により欧州共同体法で規定されているものと同等であると判断される健全性規制の対象であるものとする。
- (7) 上記(1)、(2)および(3)で言及されている規制市場またはその他の規制市場で取引される金融デリバティブ商品、即ち、具体的には、オプションや先物(同等の現金決済商品を含む。)、ならびに/または店頭で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)。ただし、以下を条件とする。
- ( )・原資産は、本ファンドがその投資目的に従って投資することができる、上記(A)の対象となる金融商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨で構成されること。
  - ・OTCデリバティブ取引の取引相手方は、健全性監督の対象であり、規制当局によって承認されたカテゴリーに属している金融機関であること。
  - ・OTCデリバティブは、信頼性がありかつ検証可能な日次評価の対象であり、本ファンドの主導により公正価値でいつでも相殺取引によって売却、清算または終了できること。
- ( )いかなる状況においても、これらの取引によって本ファンドが投資目的から逸脱することはないこと。
- (8) 規制市場またはその他の規制市場で取引されるもの以外の短期金融商品のうち、その銘柄または当該商品の発行体自身が、投資家保護および預金保護の目的で規制されており、当該商品が以下に定めるものであること。
- ・中央、地域もしくは地方自治体により、または欧州連合加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、その他の国により、また連邦国家の場合は、連邦の構成国、または1つ以上の欧州連合加盟国が所属する公的な国際機関により発行または保証されたもの
  - ・上記(1)、(2)または(3)で言及されている規制市場またはその他の規制市場でその有価証券が取り引きされている事業体によって発行されたもの
  - ・欧州共同体法により規定される基準に従い、健全性監督の対象となる施設または規制当局により最低でも欧州共同体法で規定されているものより厳格であると判断される健全性規制の対象であり、これを遵守する施設によって発行または保証されたもの
  - ・規制当局が承認したカテゴリーに属するその他の団体によって発行されたもの。ただし、当該証券への投資は、上記第1項目、第2項目または第3項目に定められたものと同等の投資家保護の対象となっているものとする。さらに、発行体は、その資本金および剰余金が最低でも1,000万ユーロの企業で、指令78/660/EECに従って年次報告書を提示および発行し、1社もしくは複数の上場を含むグループ会社内でグループの資金調達に専念、もしくは銀行の流動性ラインの恩恵を受ける証券化子会社の資金調達に専念する者でなければならない。

B. ただし、各サブ・ファンドは以下の事項を行うことができる。

- (1) 上記A(1)から(4)および(8)に基づいて言及されたもの以外の譲渡可能有価証券および短期金融商品に、純資産の最大10%を投資することができる。

- (2) 現金および現金同等物を付随的に保有することができる。

上記の規定にかかわらず、また、不確実な市場状況によって正当化される場合、サブ・ファンドは純資産の最大100%を現金および現金同等物、定期預金、規制市場で取引され、満期が12か月以内の債務証券および短期金融商品、金銭的U C I T SおよびU C Iに投資できるが、十分な分散(デュレーション、取引相手方等)を確保しなければならない。一般的に、サブ・ファンドは投資制限および本項で説明されているリスク分散の原則を遵守する。これらの有価証券および金融商品の通貨に関する制限はない。定期預金および流動資産は、サブ・ファンドの純資産の49%を超えないものとし、保管銀行を含む取引相手方が保有する定期預金および流動資産は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えないものとする。

- (3) 一時的な借入れの場合に限り、純資産の最大10%まで借入れを行うことができる。オプションの売りまたは先物もしくは先渡契約の購入もしくは売却に関する担保設定は、この制限の目的上、「借入れ」を構成するとはみなさない。

- (4) バック・ツー・バック・ローンの方法で外貨を取得することができる。

C. さらに、本ファンドは、各サブ・ファンドの純資産に関して、以下の発行体当たりの投資制限を遵守するものとする。

(a) リスク分散ルール

以下の(1)から(5)および(8)に記載された制限の計算上、同一グループ会社に含まれる企業は単一発行体とみなす。

譲渡可能有価証券および短期金融商品

- (1) 以下の場合、サブ・ファンドは単一発行体の譲渡可能有価証券および短期金融商品を追加購入することができない。

- ( ) 当該購入により、純資産の10%以上が単一発行体の譲渡可能有価証券および短期金融商品で構成される場合
- ( ) 純資産の5%以上を投資する発行体の全ての譲渡可能有価証券および金融市場証券の合計価値が、その純資産の価値の40%を超える場合。この制限は、健全性監督の対象である金融機関の預金およびO T Cデリバティブ取引には適用されない。

- (2) サブ・ファンドは、同一グループ会社が発行する譲渡可能有価証券および短期金融商品に累計で純資産の最大20%まで投資することができる。

- (3) 欧州連合加盟国、地方自治体、その他の国または1つもしくは複数の欧州連合加盟国が構成員となっている公的国際機関によって発行または保証された譲渡可能有価証券および短期金融商品に関しては、上記(1)( )に規定されている10%制限を35%に引き上げることができる。

- (4) 欧州連合加盟国に登録上の事務所を有し、適用ある法律に基づき、当該適格債券保有者を保護するために特定の公的管理下に置かれている金融機関により発行された適格債券に関しては、上記(1)( )に規定されている10%制限を25%に引き上げることができる。本書の目的上、「適格債券」とは、当該有価証券の発行手取金が、適法ある法律に従い、当該有価証券の満期までの元金支払いをカバーし、発行体の債務不履行の場合には元金の支払いが優先的に取り扱われる収益を提供する資産に投資されるものをいう。関連するサブ・ファンドが、当該発行体が発行する債券に純資産の5%以上を投資する場合、当該投資の総額は、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えないものとする。

- (5) 上記(3)および(4)で規定された有価証券は、上記(1)( )に規定された40%の上限の計算には含まれないものとする。

- (6) 上記に規定された上限にかかわらず、各サブ・ファンドは、リスク分散の原則に従って、純資産の最大100%を欧州連合加盟国、その地方自治体、O E C Dのその他加盟国、1つも

しくは複数の欧州連合加盟国が構成員となっている公的国際機関によって発行または保証された譲渡可能有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、( ) 当該有価証券は最低でも6以上の異なった銘柄で構成され、( ) いずれの銘柄の有価証券も、当該サブ・ファンドの純資産の30%を超えないものとする。

- (7) 下記(b)に規定されている制限を損なうことなく、上記(1)に規定された制限は、サブ・ファンドの投資方針の目的が、規制当局によって公認された一定の株式または債券指数の構成を以下の基準で再現する場合、同一体により発行される株式および/または債券への投資について、最大20%まで引き上げることができる。

- ・指数の構成が十分に分散されていること
- ・指数が参照市場の適切なベンチマークを表していること
- ・適切な方法で公開されていること

特に一定の譲渡可能有価証券または短期金融商品が高度に支配的である規制市場において、例外的な市場状況による正当化が証明される場合、20%の制限は35%に引き上げられることができる。この制限を上限とする投資は単一発行体にのみ許可される。

- (8) サブ・ファンドはその資産の20%を超えて同一体の預金に投資できない。

#### 金融デリバティブ商品

- (9) O T Cデリバティブ取引における取引相手方へのリスク・エクスポージャーは、取引相手方が上記A(6)で言及されている金融機関の場合、サブ・ファンドの純資産の10%を超えないものとし、その他の場合は純資産の5%を超えないものとする。
- (10) 金融デリバティブ商品への投資は、原資産へのエクスポージャーが、合計して、(1)から(5)、(8)、(9)、(13)および(14)に記載されている投資限度を超えない場合に限り行えるものとする。サブ・ファンドが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの投資は(1)、(5)、(8)、(9)、(13)、(14)に記載された制限に組み入れる必要はないものとする。
- (11) 譲渡可能有価証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれている場合、当該短期金融商品については、上記(A)(7)( )および(D)(1)の要件ならび本書に記載されているリスク・エクスポージャーおよび情報の要件を遵守するにあたり、考慮に入れるものとする。

#### オープン・エンド型ファンドの受益証券

- (12) サブ・ファンドは、その資産の20%を超えて単一のU C I T Sまたはその他のU C Iに投資できないものとする。

この制限に適用にあたり、複数のコンパートメントを有するU C I T SまたはU C Iの各コンパートメントは、第三者に対する様々なコンパートメントの債務に関し分別原則が確保されている場合、別個の発行体とみなされる。

U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、当該サブ・ファンドの純資産の30%を超えないものとする。

サブ・ファンドが、直接または委任によって、同一の管理会社により、または管理会社と共通の経営もしくは支配により関連付けられる他の会社、もしくは、直接、間接を問わず、大量の保有を通じて管理会社と関連している他の会社により運営されているその他のU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、サブ・ファンドが当該その他のU C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券に投資することを理由として、申込手数料または買戻手数料を徴収できないものとする。

その他のU C I T Sおよび/またはその他のU C Iにその資産の大部分を投資するサブ・ファンドは、英文目論見書において、サブ・ファンド自体とサブ・ファンドが投資を予定しているその他のU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの双方から徴収する管理手数料の

最大料率を開示するものとする。年次報告書において、本ファンドは、サブ・ファンド自体と、本ファンドが投資するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの双方から徴収する管理手数料の最大料率を示すものとする。

#### 合算上限

(13) 上記(1)、(8)および(9)に定めた個別制限にかかわらず、サブ・ファンドは、それが単一発行体に純資産の20%を超えて投資することになる場合に、以下のものを合算しないことができる。

- ・当該者が発行した譲渡可能有価証券または短期金融商品への投資
- ・当該者への預金、および/または
- ・当該者が引き受けたO T Cデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(14) 上記(1)、(3)、(4)、(8)、(9)および(13)で定められた制限は合算できず、したがって、同一者が発行する譲渡可能有価証券または短期金融商品への投資、上記(1)、(3)、(4)、(8)、(9)および(13)に従って実行される当該者への預金または金融デリバティブ商品は、本ファンドの純資産額の合計35%を超えないものとする。

#### (b) 支配の制限

(15) サブ・ファンドは、本ファンドが発行体の経営に重大な影響力を行使できる議決権を伴う数の株式を取得できないものとする。

(16) 本ファンドは、( )単一発行体の発行済非議決権付株式の10%超、( )単一発行体の発行済債券の10%超、( )単一発行体の短期金融商品の10%超、または( )その他のU C Iの発行済投資証券または受益証券の25%超を取得できないものとする。

( )から( )に定められている制限は、取得時において、当該時の債券もしくは短期金融商品の総額、または発行済金融商品の純額が計算できない場合には適用されないものとする。

上記(15)および(16)の上限は以下については適用されないものとする。

- ・欧州連合加盟国またはその地方自治体によって発行または保証された譲渡可能有価証券および短期金融商品
- ・その他の国が発行または保証する譲渡可能有価証券および短期金融商品
- ・1または複数の欧州連合加盟国が構成員となっている公的国際機関が発行する譲渡可能有価証券および金融市場証券
- ・その他の国の法律に基づいて設立または組織された会社の資本を構成する株式であって、( )当該会社とその資産を、主として当該国の発行体が発行した有価証券に投資している場合、( )当該国の発行体の有価証券を購入する唯一可能な方法として、関連するサブ・ファンドが当該国の法律に従って当該会社に資本参加する場合、( )当該会社が、その投資方針において、上記C(1)から(5)、(8)、(9)および(12)から(16)に規定された制限を遵守する場合
- ・株主の要求に応じた株式の償還に関して、子会社が所在する国で管理、助言または販売業務のみを専ら自己のために行っている子会社の資本を構成する株式

D. さらに、本ファンドは、純資産に関して、商品ごとに以下の投資制限を遵守するものとする。

(1) 各サブ・ファンドは、金融デリバティブ商品に関連するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超えないものとする。

エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、予測可能な市場の動きおよびポジション清算に利用可能な時間を考慮して計算される。

(2) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、総額でサブ・ファンドの純資産の30%を超えることはできないものとする。

E. 最後に、本ファンドは各サブ・ファンドの資産に関して、以下の投資制限を遵守するものとする。

- (1) サブ・ファンドは、コモディティ、貴金属、またはそれらを表章する証書を取得できない。
- (2) サブ・ファンドは、不動産に投資することができない。ただし、不動産もしくはその持分により担保されている有価証券または不動産もしくはその持分に投資する会社が発行する有価証券に投資することができる。
- (3) サブ・ファンドは、有価証券引受のためにその資産を使用できない。
- (4) サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資証券を購入するワラントまたはその他の権利を発行できない。
- (5) サブ・ファンドは、第三者のためにローンまたは保証を提供できない。ただし、かかる制限により、各サブ・ファンドが、全額を支払っていない譲渡可能有価証券、短期金融商品または上記A(5)、(7)および(8)に記載されているその他の金融商品に投資することを妨げないことを条件とする。
- (6) 本ファンドは、カバーされていない譲渡可能有価証券、短期金融商品、または上記A(5)、(7)および(8)に記載されているその他の金融商品の売却契約を締結できないものとする。

F. 本書中の以下に反する記載にかかわらず、

- (1) 上記の上限は、各サブ・ファンドのポートフォリオ内の有価証券に付随する引受権を行使する場合、各サブ・ファンドが考慮しないことができる。
- (2) サブ・ファンドの管理が及ばない理由によりまたは引受権の行使の結果として当該上限を超えた場合、当該サブ・ファンドは、売却取引における優先目的として、その株主の利益を十分考慮のうえ、当該状況の是正を採択しなければならない。

リスク分散の原則の遵守を確保しながら、本ファンドは、その承認の日から6か月間、上記の制限を緩和することができる。

取締役会は、本ファンドの投資証券が募集または販売される国の法律および規制を遵守するために必要な範囲で、投資制限の追加を決定する権利を有する。

## G. 金融派生商品

### (1) 総則

上記A(7)で明記されているように、本ファンドは、各サブ・ファンドに関して、金融デリバティブ商品に投資することができる。これら金融デリバティブ商品は、金融先物契約、オプション(株式、金利、指数、債券、通貨、商品指数その他の商品に係るもの)、先渡契約(外国為替契約を含む)、スワップ(トータル・リターン・スワップ、外国為替スワップ、商品指数スワップ、金利スワップおよび株式バスケット・スワップを含む)、クレジット・デリバティブ(クレジット・デフォルト・デリバティブ、クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・スプレッド・デリバティブを含む)、ワラント、クレジット・リンク証券および株式リンク証券等のストラクチャード金融デリバティブ商品、差金決済契約(以下「CFD」という。)ならびにその他の店頭デリバティブ商品を含むが、これらに限定されない。これらの金融デリバティブ商品の原資産となる資産の選択には、地理的またはその他の制限は適用されない。ただし、原資産は、譲渡可能有価証券、金利、先物為替レート、通貨および金融指数等、関連するサブ・ファンドの投資方針に一致する商品とする(指令2009/65/EC第50条(1)gおよび欧州指令2007/16/EC第9条に準拠するものとする。 )。

この点において、サブ・ファンドは、例えば、CFDを用いて合成された空買いポジションまたは空売りポジションをつくることができ、これにより、悪影響を受ける会社を含めることにより、

より効率的に長期のトレンドを活用し、または、循環性、季節性、金利リスクその他の特定のリスク要素等の望ましくない要素へのエクスポージャーをヘッジすることができる。

C F Dは、原資産となる金融商品を所有または借り入れることなく、様々な資産クラスの変動エクスポージャー（取引方向に応じてプラスまたはマイナスのことがある。）を提供する店頭金融契約である。これらの契約では、実際の資産価値と契約締結時の資産価値との差額を売り手が買い手に支払うことを規定している。C F Dは、関連する資産の購入または受渡しを必要とせず、単純に資産価格の差額が徴収または支払われる。これらの取引は、サブ・ファンドが市場リスクまたは特定セクターに基づくリスクに対するエクスポージャーを減少させることが可能な裁定取引の手法である。有価証券価格の下落における1つまたは複数のエクスポージャーによって生じるリスクは単独のものではなく、ポートフォリオ全体および類似する有価証券におけるサブ・ファンドの買いポジションを考慮して検討する必要がある。したがって、この文脈での有価証券の売却に関連するリスクは絶対的ではなく、相対的リスクとみなすべきである。

各サブ・ファンドは、ヘッジ目的で金融デリバティブ商品に投資することができる。さらに、上記「(1) 投資方針」で別段の定めがない限り、金融デリバティブ商品の使用はサブ・ファンドの投資方針の不可欠な部分である。

金融デリバティブ商品への投資は、上記C(9)から(11)に定められた制限内で行われるものとする。金融デリバティブ商品を使用しても、本ファンドが各サブ・ファンドの投資目的から逸脱することはできないものとする。

## (2) グローバル・エクスポージャー

金融デリバティブ商品に関連するグローバル・エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場変動およびポジション清算に利用可能な時間を考慮して計算される。

本サブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーは、自身の直接エクスポージャーと本サブ・ファンドによるマスター・ファンドへの投資比率に応じたマスター・ファンドの当該商品に対する実質的なエクスポージャーを組み合わせ、コミットメント・アプローチの手法により測定される。

本サブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーは、下記「コミットメント・アプローチ」で定義されているとおり、本サブ・ファンドの純資産価額の最大100%である。

### コミットメント・アプローチ

本サブ・ファンドは、コミットメント・ベースで金融デリバティブ商品の使用に起因するグローバル・エクスポージャーを計算し、それによって原資産と同等のポジションの市場価値を集計する。本サブ・ファンドは、金融デリバティブ商品が使用されなかった場合のリスク属性から、本サブ・ファンドのリスク属性を実質的に変更しない方法で金融デリバティブ商品を利用する。

本ファンドは、金融デリバティブ商品に関連する本サブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保するものとする。

## H. マスター・フィーダー構造

各サブ・ファンドは、それ自身がフィーダー・ファンドでなく、フィーダー・ファンドの受益証券/投資証券を保有しない単独のU C I T Sまたは当該U C I T Sのサブ・ファンド（以下「マスター」という。）のフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）として行為することができる。当該場合、フィーダーはその資産の少なくとも85%をマスターの投資証券/受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、以下の1つまたは複数のものに資産の15%を超えて投資することはできない。

(a) 2010年法第41条(2)第2項に基づく付随的流動資産

(b) 2010年法第41条(1)gならびに第42条(2)および(3)に従い、ヘッジ目的にのみ使

用できる金融デリバティブ商品

(c) 本ファンドの事業を直接追求するために不可欠な動産および不動産

フィーダーとして適格なサブ・ファンドがマスターの投資証券/受益証券に投資する場合、マスターは、サブ・ファンドがマスターの投資証券/受益証券に投資したことを理由に、申込みまたは買戻手数料を請求することはできない。

サブ・ファンドがフィーダーとして適格である場合、マスターの投資証券/受益証券への投資によりフィーダーが支払うべき全ての報酬と払戻し、およびフィーダーとマスターの両方の手数料総額に関する記述は、下記「4 手数料等及び税金 (4) その他手数料」で開示される。

本ファンドは、年次報告書において、フィーダーとマスターの両方の手数料総額に関する記載を含めるものとする。

サブ・ファンドが別のUCITSのマスター・ファンドとして適格である場合、フィーダー・ファンドは、マスターから申込手数料、買戻手数料または条件付後払い申込手数料、転換手数料を請求されない。

## I. クロス・サブ・ファンドの投資

本ファンドのサブ・ファンド(以下「投資家サブ・ファンド」という。)は、会社による自社株の購入、取得および/または保有に関する1915年法の要件に服することなく、本ファンドの1つもしくは複数のサブ・ファンド(以下、それぞれ「対象サブ・ファンド」という。)が発行したまたは発行する有価証券を購入、取得および/または保持できるが、以下を条件とする。

- ・対象サブ・ファンドは、さらに、当該対象サブ・ファンドに投資する投資家サブ・ファンドに投資しないこと
- ・取得を検討している対象サブ・ファンドの資産の10%を超えて、その規約または設立規範に従い、その他のUCIの受益証券に投資されないこと
- ・関連する有価証券に付される議決権(もしあれば)は、関係する投資家サブ・ファンドにより保有されている間、停止され、会計および定期報告の適切な処理に悪影響を及ぼさないこと
- ・いかなる場合においても、これらの有価証券が投資家サブ・ファンドによって保有されている限り、その価値は、2010年の法律によって課された純資産の最小基準を確認する目的で、本ファンドの純資産の計算に考慮されない

本サブ・ファンドに適用がある投資制限

上記に加え、本サブ・ファンドは、1発行体の議決権の総数の50%を超えて当該発行体の株式を取得することはできない。

本サブ・ファンドは、自ら発行した投資証券を取得してはならない。

管理会社が、自己または第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、もしくは本サブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止するものとする。

## 3【投資リスク】

### (1) リスク要因

想定する投資家属性

本サブ・ファンドへの投資は、当該投資が全ての投資プログラムを構成するものではなく、本サブ・ファンドの投資プログラムに伴うリスクを十分に理解し、それを引き受ける意思があり、これに対応し、投資全体の潜在的な損失を負担するために必要な資金を有する投資家に適している。投資家は、下記のリスク要因で説明されているように、他のUCI/UCITSへの投資に関連する一定のリスク(これには経済循環の変動に対し、市場価格のより大きな不安定性、より大きな脆弱性が含まれることがある。)があることを認識しておく必要がある。

当該投資家は、個人投資家および機関投資家の場合がある。推奨される投資期間は、最低で3年から4年である。

### リスク属性

本サブ・ファンドの資産は、下記のリスク要因で説明されているように、市場の変動および他のUCI/UCITSへの投資に固有のリスクの影響を受ける。

本サブ・ファンドの目的が達成され、投資家が初期投資額を回収するという保証はない。

### リスク要因

本ファンドおよびそのサブ・ファンドへの投資には、特に市場の変動に関連するリスクや金融資産への投資に固有のリスクを含むリスクが伴う。投資は、源泉徴収税を含む為替管理や課税を所轄する規則や規制の変更、または経済政策や金融政策の変更によっても影響を受ける可能性がある。

本ファンドおよびサブ・ファンドの目的が達成され、投資家が初期投資額を回収するという保証はない。

過去のパフォーマンスは、将来の結果やパフォーマンスを示唆するものではない。

ただし、上記「2 投資方針（1）投資方針」および「（3）投資制限」に記載されている条件および制限は、一定のポートフォリオ分散を確保し、当該リスクを軽減することを目的としている。

サブ・ファンドは、それぞれの投資方針に応じて、様々なリスクに晒されている。サブ・ファンドが晒される主なリスクは以下の通りである。

### 株式リスク

株式（および類似の商品）への投資に関連するリスクには、価格の大幅な変動、発行体または市場に関する否定的な情報および社債に対する株式の劣後が含まれる。さらに、これらの変動はしばしば短期間に増幅される。

### 信用リスク

これは、格下げや、サブ・ファンドが晒されている債券発行体の不履行から生じるリスクであり、したがって、投資価値を引き下げる可能性がある。このようなリスクは、発行体が債務を履行する能力に関連している。

銘柄または発行体格付の格下げは、サブ・ファンドが投資した債券価値の低下につながる可能性がある。

利用される戦略の中には、信用リスクの高い発行体が発行した債券（ジャンク債）に基づくことがある。

高利回り債に投資するサブ・ファンドは、通貨や発行体の質の変動が大きいと、平均よりも高いリスクを示す。

### 金利リスク

投資の価値は、金利変動の影響を受ける可能性がある。金利は、金融政策、割引率、インフレ等のいくつかの要素や出来事の影響を受けることがある。金利の上昇は債券や債券投資の価値の低下をもたらすという事実には投資家は注意する必要がある。

### 流動性リスク

サブ・ファンドが行った投資は、過度な市場規制により（非常に大きな価格スプレッドや大幅な価格変動によって反映されることが多い）非流動的となる可能性があり、「格付」が低下し、または経済状況が悪化した場合、これらの投資対象を十分に迅速に売却または購入できずに、これらのサブ・ファンドの損失を防止または最小限に抑えることができない可能性がある。

### インフレリスク

時間経過により、投資利回りがインフレに追いつかなくなり、投資家の購買力が低下する可能性がある。

#### 税務リスク

投資の価値は、源泉徴収税、政府の変更、関係国の経済政策または金融政策など、様々な国の税法適用によって影響を受ける可能性がある。この結果、財務目標が実際に達成されるという保証はない。

#### 取引相手方リスク

このリスクは、管理会社が交渉する取引相手方の質または不履行、特に金融商品の支払い／受け渡しおよび先渡金融商品を伴う契約締結に関連している。このリスクは、また、取引相手方が自らの義務を履行する能力（例えば支払い、受け渡しおよび返金）に関連している。このリスクは、また、効率的ポートフォリオ管理手法および手段にも関連している。取引相手方が契約義務を履行しない場合、投資家のリターンに影響を与える可能性がある。

#### ワラント・リスク

投資家は、ワラントが複雑で変動幅が大きく、リスクの高い有価証券であるという事実注意到すべきである。すなわち、投資元本が完全に毀損するリスクが大きい。さらに、ワラントの主な特徴の1つは「レバレッジ効果」で、原資産の価値の変化がワラントの価値に不相当な影響を与える可能性があるという事実に見出される。最後に、市場に流動性がない場合、ワラントを流通市場で売却できる保証はない。

#### オペレーショナル・リスクおよび保管リスク

一部の市場（新興市場）は、多くの先進国規制市場に比べて規制が緩く、このため、当該市場での資金の保管および清算に関連するサービスは、よりリスクが高い可能性がある。オペレーショナル・リスクは、金融市場での契約リスク、バック・オフィスにおける事務リスク、証券保管、およびサブ・ファンドに損失を引き起こす可能性のある管理上の問題である。このリスクは不作為や非効率的な証券処理手順、コンピュータ・システムまたは人為的ミスからも発生する場合がある。

#### 通貨リスク

サブ・ファンドは、参照通貨以外の通貨建て資産を保有する場合がある。参照通貨とこれらのその他通貨との間の為替レートの変化、または為替管理規制の変更によって影響を受ける可能性がある。資産を表示している通貨がサブ・ファンドの参照通貨に対して高くなる場合、参照通貨建てでの有価証券の相当価値も高くなる。逆に、通貨が下落すると、参照通貨建てでの有価証券の相当価値も低下する。

為替レートの変動は、取引の約定日と決済義務を履行するために通貨を取得する日の間に生じることもある。

管理会社が取引の為替リスクをヘッジしようとしても、そのような取組みが完全に効果的となる保証はない。

#### 新興市場およびニューフロンティア市場リスク

投資家は、一定の新興市場および発展途上国市場の運営および監督方法が、主要国際市場で普及している基準と異なる場合があるという事実注意到すべきである。

新興市場およびニューフロンティア市場に投資するサブ・ファンドは、集中度が高いこと、入手可能な情報が少なく、流動性が乏しいため不確実性が高いことから、または市況の変化（社会的、政治的および経済状況）に対しより大きく反応することから平均よりも高いボラティリティにさらされる可能性が高い。さらに、一部の新興市場は、ほとんどの国際先進国市場よりも安全性が低く、一定の市場は現在規制されている市場とはみなされていない。このような理由により、新興市場に投資された資金のために行われるポートフォリオ取引、清算および保全のサービスには、より大きなリスクが伴う可能性がある。

本ファンドおよび投資家はこれらのリスクを負うものとする。

## 低金利の影響

非常に低い金利水準は、金銭的ファンドが保有する短期資産の収益に影響を与える可能性があり、管理および運用費用をカバーするのに十分ではない可能性があり、これによりサブ・ファンドの純資産価額の構造的低下につながる。

## 小型株、専門セクターまたは制限付きセクターのリスク

小型株、専門セクターまたは制限付きセクターに投資するサブ・ファンドは、集中度が高いこと、入手可能な情報が少なく、流動性が乏しいため不確実性が高いことから、または市況の変化に対しより大きく反応することから平均よりも高いボラティリティにさらされる可能性が高い。

中小企業は、成長と発展をサポートするための新しい資金を創出することができず、経営ビジョンを欠き、または新規の不確実な市場向けの製品を開発している可能性がある。

本ファンドおよび投資家はこれらのリスクを負うことに同意する。

## デリバティブ・リスク

ヘッジ（ヘッジング・デリバティブ投資戦略）および／またはサブ・ファンドの利回りのレバレッジ（トレーディング・デリバティブ投資戦略）を行うために、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの全体的な投資方針の文脈において、ならびに上記「2 投資方針（1）投資方針」および「（4）投資制限」に記載されている状況（特に、証券ワラント、有価証券、金利、通貨、インフレ、ボラティリティおよびその他の金融デリバティブ商品の交換に関する合意、差金決済取引（CFD）、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、先物および有価証券、利率または先物に係るオプション）に基づき、デリバティブ投資の手法と手段の使用が認められている。

投資家は、これらの金融デリバティブ商品がレバレッジを含むという事実には注意すべきである。

このため、これらのサブ・ファンドのボラティリティは上昇する。

CFDは、原資産となる金融商品を所有または借り入れることなく、株式、株式バスケットまたは指数の変動（取引方向に応じてプラスまたはマイナスのことがある。）に対するエクスポージャーを提供する店頭金融契約である。これらの契約では、実際の資産価値と契約締結時の資産価値との差額を売り手が買い手に支払うことを規定している。CFDは、関連する資産の購入または受渡しを必要とせず、単純に資産価格の差額が徴収または支払われる。これらの取引は、サブ・ファンドが市場リスクまたは特定セクターに基づくリスクに対するエクスポージャーを減少させることが可能な裁定取引の手法である。有価証券の価格の下落における1つまたは複数のエクスポージャーによって生じるリスクは単独のものではなく、ポートフォリオ全体および類似する有価証券におけるサブ・ファンドのロングポジションを考慮して検討する必要がある。したがって、この文脈での有価証券の売却に関連するリスクは絶対的ではなく、相対的リスクとみなすべきである。

## 効率的ポートフォリオ管理手法に関連するリスク

証券貸付、レバおよびリバースレバ取引等の効率的ポートフォリオ管理手法は、特に受領／再投資された担保の質に関して、流動性リスク、取引相手方リスク、発行者リスク、評価リスクおよび決済リスクなどの複数のリスクにつながる可能性があり、これは、関連するサブ・ファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性がある。

## その他のUCITSおよびUCIへの投資に関連するリスク

本ファンドによるUCI／UCITSの受益証券への投資（本ファンドのサブ・ファンドによる本ファンドのその他のサブ・ファンドの受益証券／投資証券への投資を含む。）は、当該UCI／UCITSがポートフォリオで保有する金融商品に関連するリスクを本ファンドにもたらすことになる。ただし、一定のリスクは、UCI／UCITSの受益証券／投資証券の保有に直接関連する。いくつかのUCI／UCITSは、金融デリバティブ商品の使用によって、または借入れを通じてレバレッジすることができる。レバレッジの利用は、当該UCI／UCITSの価値のボラティリティを増大し、元本を失うリスクが高まる。当該UCI／UCITSの受益証券／投資証券への投資は、譲渡可能な有価証券のポートフォリオへの直接投資よりも高い流動性リスクを伴う場合もある。逆に、当該U

C I / U C I T Sの受益証券/投資証券への投資は、サブ・ファンドにいくつかの専門的な運用スタイルにアクセスするための柔軟で効率的な方法を提供し、その投資の一定の分散化も提供する。

主にU C I / U C I T Sを介して投資するサブ・ファンドは、U C I / U C I T Sのポートフォリオが適切な流動性属性を示すことを確保し、これにより自らの流動性義務に取り組むことが可能になる。当該対象U C I / U C I T Sが選択される方法は、当該U C I / U C I T Sの流動性属性を考慮し、主にオープン・エンド型U C I / U C I T Sに投資する特定のサブ・ファンドは、当該対象U C I / U C I T Sが、サブ・ファンドが有する流動性属性と同じ流動性属性を有することを確保する。

サブ・ファンドが、直接または委託によって、同一の管理会社により、または管理会社と共通の経営もしくは支配または、直接、間接を問わず、大量の保有を通じて管理会社と関係している他の会社により運営されているその他のU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、サブ・ファンドが当該その他のU C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券に投資することを理由として、申込手数料または買戻手数料を徴収できないものとする。

その他のU C I T Sおよび/または他のU C Iへの投資は、一定の手数料や費用が重複することがある。サブ・ファンドとその他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの両方に請求される総管理手数料(投資運用および成功報酬を含む。)は、通常5%を超えることはできない。

#### ディストレス(デフォルト)証券に関連するリスク

ディストレス証券を保有することは、破産によって当該証券が無価値(ゼロ回収)になる可能性があるため、重大なリスクとなる。これらの投資戦略は、利益を得る可能性があるが、各証券を分析し、最終的な回収の可能性とともに発行体の資本構造における位置付けを評価するには、相当なレベルのリソースと専門知識が必要である。ディストレス証券は、本質的価値または額面価格に対して大幅な割引価格で取引される傾向があるため、投資適格を下回るとみなされる。一定の状況下では、サブ・ファンドがこれらのポジションを投資家の利益のために売却する可能性がある。

#### コモディティ市場リスク

コモディティ市場では、サブ・ファンドが投資する可能性のある株式および/またはサブ・ファンドがさらされる可能性のある指数に相当する株式および有価証券の評価に直接影響を与える、突然の大幅な価格変動が発生する可能性がある。

さらに、原資産は従来の証券市場(株式市場、債券市場等)とは著しく異なる方法で展開する可能性がある。

#### 仕組債に関連するリスク

仕組債および証券化には、信用リスク、デフォルト・リスクおよび(様々な原資産のトランシェに関する)格下げリスク、流動性リスクが伴う。

#### 住宅ローンおよびその他の資産担保証券(M B S / A B S)

A B S / M B Sの利回り特性は、従来の債券とは異なる。

主な違いは、通常、原資産がいつでも期限前弁済される可能性があるため、債務の元本もいつでも期限前弁済される可能性があることである。その結果、A B S / M B Sを割増価格で購入した場合、期限前返済率が予想よりも速いと最終利回りは低下するが、期限前返済率が予想よりも遅いと、最終利回りは上昇するという逆の効果がある。

逆に、A B S / M B Sを割引価格で購入した場合、期限前返済率が予想よりも速い場合は最終利回りが上昇し、遅い場合は最終利回りが低下する。

一般に、固定金利の住宅ローンの期限前弁済は、金利低下期間に増加し、金利上昇期間に減少する。A B S / M B Sは、金利上昇によってその価値が低下する可能性があり、期限前弁済のため、金利の低下による恩恵はその他の固定利付債券よりも少なくなる可能性がある。期限前弁済の再投資は、当初の投資よりも低い利率で行われる可能性があり、サブ・ファンドの利回りに悪影響を及ぼ

す。実際に期限前弁済が行われることにより、A B S / M B S の利回りは、本ファンドが当該証券購入時に想定されたものとは異なる場合がある。

私募で発行されたA B S / M B S 市場は、米国政府A B S / M B S 市場よりも小さく、流動性が低い。

さらに、A B S という用語には、資産担保证券等の証券化の結果ではなく、キャッシュフローが必ずしも原資産のキャッシュフローから派生していない証券も含まれている。

#### 集中リスク

集中したポートフォリオに投資するサブ・ファンドは、ポートフォリオがより分散しているサブ・ファンドよりもボラティリティが高くなる可能性がある。

#### 投資適格債に関連するリスク

投資適格債は、債券発行の信用力またはデフォルトのリスクに基づいて、独立格付機関による上位カテゴリー内の格付が付与される（独立格付機関（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチ）の1つから入手可能な最も高い格付を用いて、B a a 3 / B B B またはそれ以上）。格付機関は、当該付与された格付を適時見直すため、経済状況が関連する債券銘柄に影響を与える場合、債券の格付が引き下げられる可能性がある。

#### 転換社債に関連するリスク

一般に、転換社債が満期になるか、償還、転換または交換されるまで、転換社債の保有者は社債に対して支払われたもしくは生じた利子または優先株式に対して支払われた配当を受けることができる。転換前の転換社債は、通常、債券と株式の両方に似た特性を持っている。転換社債の価値は、金利が上昇するにつれて低下する傾向があり、その転換機能によって、原証券の市場価値の変動に伴って変化する傾向がある。転換社債は通常、同等の非転換社債に劣後する。転換社債の市場価格は、原資産の配当の増減またはその他の変化に影響を受けることがあるが、転換社債は、原則として、原資産の分配金の増加または減少に直接参加しない。

#### 国債に関するリスク

一定のサブ・ファンドは、政府または政府機関、米国の地方自治体、準政府機関および国が支援する企業（以下「政府組織」という。）が発行または保証する債務証券（以下「ソブリン債」という。）に投資することができる。これには、政府、政府機関または政府支援企業によって満期になるまで元本が保証されている銀行、金融機関または企業体が含まれる。国債（ソブリン債および地方債を含む。）は、市場リスク、金利リスクおよび信用リスクの影響を受ける。政府組織はソブリン債を債務不履行とする場合がある。サブ・ファンドを含むソブリン債の保有者は、当該債務、さらには政府機関に対するローンについて債務返済の繰り延べに参加することを要求される場合がある。政府機関が債務不履行に陥ったソブリン債の全部または一部を回収することができる破産手続はない。一定の国債価格は、金利の変動によって影響を受ける場合がある。国債にはゼロクーポン証券が含まれる場合があり、これは同様の満期の利払証券よりも大きな市場リスクにさらされる傾向がある。低インフレの時期には、国債のプラス成長が制限される可能性がある。

#### ソブリン債務危機に関連するリスク

一定の主権国家が債務返済義務を継続して履行する能力に関して懸念が高まっている。これにより一部の欧州政府と米国政府の信用格付が引き下げられた。グローバル経済は相互に大きく依存しており、主権国家のデフォルトの結果は深刻で広範囲に及ぶ可能性があり、サブ・ファンドと投資家に大きな損失をもたらす可能性がある。

#### トータル・リターン・スワップに関連するリスク

したがって、トータル・リターン・スワップに関する損失リスクは、参照する投資対象、指数または投資対象のバスケットのトータル・リターンと固定または変動支払いの純差額に限定されることを意図している。トータル・リターン・スワップの相手方が不履行となった場合、通常の状況では、サ

ブ・ファンドの損失リスクは、サブ・ファンドが契約上受け取る権利のある純利息またはトータル・リターンを支払いで構成される。

トータル・リターン・スワップの使用は、通常のポートフォリオ証券取引に関連するものとは異なる投資手法とリスクを伴う非常に専門的な活動である。投資運用会社にする市場価値、金利、為替レートの予測に誤りがある場合、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、この投資手法が使用されなかった場合に比べて不利になることがある。

#### 証券貸出に関するリスク

証券貸借取引には、貸与された証券が返却されない、または適時に返却されないリスクを含む取引相手方のリスクが伴う。有価証券の借り手がサブ・ファンドによって貸し出された有価証券を返却しない場合、担保の不正確な価格設定、不利な市場の動向、担保発行者の信用格付の引下げまたは担保が取引されている市場の非流動性を原因とするかどうかにかかわらず、受け取った担保が貸し出された有価証券よりも低い価値で現金化されるリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

本ファンドは、（それぞれの責任と義務を考慮して）証券貸付に関連して発生する可能性のある利益相反を公正に解決し、本ファンドおよび投資主の利益が不当に毀損しないよう合理的な努力を払うことを約する。

上記の情報は網羅的ではない。これは、法的助言を意図するものではなく、構成するものでもない。疑義がある場合、投資証券の申込みまたはその他の取引の影響について、投資を予定する者は英文目論見書を注意深く読み、各自の専門アドバイザーに相談すべきである。

#### （２）投資リスクに対する管理体制

C S S F 規則10-04第13条（２）に従い、管理会社の組織は、以下の方法により、リスク管理機能の独立性を保証する。すなわち、リスク管理機能および資産管理機能に関する責任は、二名の異なる担当役員に付与され、追求されており、全ての内部手続はリスク管理の確認および統制の独立性を保証している。管理会社は、リスク管理機能をいかなる第三者にも委任または再委任しない。

管理会社のリスク管理は、C S S F 規則10-04（第45-48条）およびC S S F 通達18 / 698の5.3.1.5号に記載されている事項について、いかなる時も対応するように構成されている。

管理している各ファンドのリスク属性は特定されており、次に記載する主要なリスク領域をカバーする詳細な報告が用意されている。すなわち、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、取引相手先リスクおよびオペレーショナル・リスクである。

新しい種類のリスクがファンドのリスク属性の一部となった場合、当該リスクを最も良くカバーする特定のレポートが用意される。

機能している全ての検査および統制に関する特定のレポートは、管理会社の担当役員、経営役員会および監督役員会に定期的に送付される。

常設のリスク管理機能およびリスク管理手続は、C S S F 規則10-04第43条に適式に適合している。

#### 本サブ・ファンドにおけるサステナビリティ・リスクの管理

サステナビリティ・リスクの管理は、投資運用会社が実施するデューディリジェンス・プロセスの一部を構成する。

投資運用会社は、対象となる投資に関連するサステナビリティ・リスクを評価する際に、当該対象となる投資の価値が環境、社会またはガバナンス上の事象または状況（以下「E S G イベント」という。）により重大な悪影響を受けるリスクを評価する。

定量的および定性的プロセスの両方を用いて、サステナビリティ・リスクは、以下の方法により投資運用会社により特定、監視および管理される。

インベストメント・マネジメント・プロセスの一環として、投資運用会社は、ブルームバーグ等の第三者のデータ提供者（以下「データ提供者」という。）のE S G指標を用いて、潜在的なサステナビリティ・リスクに対し、すべての投資ポートフォリオをスクリーニングし、当該リスクに対して脆弱な投資があるか否かを特定する。このプロセスには、除外方針（これにより潜在的な投資対象が、本ファンドにもたらすサステナビリティ・リスクが大きすぎると判断して、投資対象候補から除外される。）およびポジティブ・スクリーニング（これによりサステナビリティ・リスク評価が低く、財務実績の高い投資が投資対象候補に含まれる。）の両方の適用が組み込まれている。このスクリーニング・プロセスは、副投資運用会社が行う原ポートフォリオの選択がE S Gスクリーニングに関連する投資運用会社の全体的な目的と一致することを確保するため、投資運用会社により、すべての副投資運用会社との間で定期的に合意される。

すべての投資対象の存続期間中、発行体（関連がある場合）または特定のデータ提供者が公表するE S Gデータの検討を通じて、サステナビリティ・リスクを監視し、サステナビリティ・リスクの水準が最初の評価の実施時から変化したかどうかを判断する。この検討は毎月行われる。特定の投資に関連するサステナビリティ・リスクが、関連するサブファンドのE S Gリスクの要求を超えて増加した場合、投資運用会社は、当該サブファンドの投資主の最善の利益を常に考慮した上で、当該特定の投資に対する当該サブファンドのエクスポージャーを売却または削減するよう副投資運用会社に指示することを検討する。

投資運用会社は、本ファンドの各サブファンドが直面するサステナビリティ・リスク（サブファンドの価値がE S G事象により重大な悪影響を受けるリスクをいう。）は低いと判断している。

#### 4【手数料等及び税金】

##### （１）【申込手数料】

###### a．海外における申込手数料

発行価格の５％を上限とする申込手数料を課することができる。

###### b．日本国内における申込手数料

申込手数料の額は、申込金額の3.30％（税抜き3.00％）を上限とする。

##### （２）【買戻し手数料】

###### a．海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

###### b．日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

##### （３）【管理報酬等】

###### 管理報酬

管理会社契約に従い、本サブ・ファンドは管理会社にその業務の報酬として管理報酬（以下「管理報酬」という。）を支払う。当該管理報酬は、関連する四半期の間の本サブ・ファンドの平均純資産の年率0.07％に相当する（ただし、最低報酬は20,000ユーロとする。）。当該報酬は四半期ごとに後払いで支払われる。

###### 保管報酬

保管銀行は、ルクセンブルグの慣習的な銀行実務に従って計算された報酬を、本サブ・ファンドの資産から本ファンドの負担で管理会社から受け取る権利を有し、基本的に毎年または四半期ごとに定額料金として後払いで支払われる。

保管銀行への報酬は実際に以下の料率で支払われる。

- ・保管銀行：本サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.05%で、サブ・ファンド1つあたり最低年間報酬は10,000ユーロとする。この最低報酬は全てのサブ・ファンドに適用され（最低報酬に活動中のサブ・ファンドの数に乗じる）、次に各サブ・ファンドにそれぞれの純資産価額に比例按分して割り当てる。

- ・その他の手数料：保管銀行 - 証券取引 / 決済ごと：25ユーロ、他のUCITSについては取引当たり50ユーロ、ヘッジファンドについては取引当たり250ユーロ

さらに、保管銀行は、その合理的な立替費用および支出額について本ファンドから払戻しを受ける権利がある。

所在地・法人代理人、管理事務代理人および登録名義書換代理人の報酬

所在地・法人代理人、管理事務代理人および登録名義書換代理人は、ルクセンブルグの慣習的な銀行実務に従って計算された報酬を、本サブ・ファンドの資産から本ファンドの負担で管理会社から受け取る権利を有し、基本的に毎年または四半期ごとに定額料金として後払いで支払われる。

上記手数料は実際に以下の料率で支払われる。

- ・本サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.05%で、最低年間報酬はサブ・ファンドごとに32,000ユーロがかかる。この最低報酬は全てのサブ・ファンドに適用され（最低報酬に活動中のサブ・ファンドの数に乗じる）、次に各サブ・ファンドにそれぞれの純資産価額に比例按分して割り当てる。

- ・取締役報酬：バンク・デグルーフ・ピーターカム・ルクセンブルグ・エス・エーおよび / またはデグルーフ・ピーターカム・アセット・サービシズ・エス・エーの取締役ごとに年間12,000ユーロ

- ・その他手数料

- \* 名義書換代理人 - 取引手数料：30ユーロ

- \* 税還付（年間の税還付ごとの手数料）：250ユーロ

さらに、所在地・法人代理人、管理事務代理人および登録名義書換代理人は、その合理的な立替費用および支出額について本ファンドから払戻しを受ける権利がある。

投資運用報酬

投資運用契約に従い、管理会社は、本サブ・ファンドの資産から、投資証券に係る関連する四半期中の本サブ・ファンドの平均純資産の年率2.00%に相当する年間投資運用報酬を投資運用会社に四半期ごとに後払いで支払う。投資運用会社は、投資運用報酬から、投資証券に係る本サブ・ファンドの平均純資産の年率0.1%に相当する代行協会員報酬を代行協会員に支払う。

成功報酬

管理会社契約に従って、本サブ・ファンドは、投資証券に関して、当該年度中に生じた、投資証券の純利益（純未実現利益および損失を含む。）（もしあれば）の20%に相当する絶対年間成功報酬（以下「絶対成功報酬」という。）を管理会社に支払う。絶対成功報酬は、ハイ・ウォーター・マーク（以下「HWM」という。）に従い累積ベースで計算されるため、以前の全ての純損失が回復され、過去のHWMを超えるまでは支払われない。各投資証券クラスに関連する「ハイ・ウォーター・マーク」は、（a）当該クラスについて成功報酬が発生したときの1口当たりの最高純資産価格（成功報酬控除後）または（b）当初申込価格のいずれが高い方とする。

管理会社契約が年度最終日より前に終了した場合、発生した絶対成功報酬は全て終了日に確定し、管理会社に支払われる。

買戻しの場合、年度最終日を除き、買い戻された投資証券に起因して発生した絶対成功報酬の金額は、買戻日に確定し、管理会社に支払われるものとする。

管理会社は、上記の絶対成功報酬についても投資運用会社に支払うものとする。

#### （４）【その他の手数料等】

## 概要

本ファンドは、関連する関連するサブ・ファンドの資産から、本ファンドが支払うべき次に掲げる全ての費用（これらに限定されない。）を支払う。組成費用、管理会社、投資運用会社および投資助言会社に支払う報酬（取引手数料、リサーチ料、成功報酬（もしあれば）が含まれる。）、その監査人および会計士、保管銀行およびコルレス銀行、所在地・法人代理人、管理事務代理人、登録名義書換代理人、上場代理人、支払代理人、登録地の常任代表者および本ファンドによって雇用されているその他代理人に支払う手数料および費用、取締役の報酬（もしあれば）、および取締役の合理的な立替費用、保険料、取締役会に関連する合理的な交通費、法務および監査サービスの報酬と費用、ルクセンブルグおよびその他の国の政府機関または証券取引所への本ファンドの登録および登録の維持に関連する手数料および費用、目論見書、商品説明書、定期レポートまたは登録文書、投資証券の券面の準備、印刷、翻訳、広告、配布の費用を含む報告および公表費用、投資主への報告の費用、全ての税金、関税、政府等の費用、ならびに資産の売買費用、利息、銀行および仲介手数料を含むその他全ての運営費。本ファンドは、年間またはその他期間の料率として見積られる額に基づき、継続的または定期的性質を持つ管理その他の費用を負担することがある。

本ファンドの負債が特定のサブ・ファンドに帰属するとみなすことができない場合、当該負債はそれぞれの純資産価額に比例按分して全てのサブ・ファンドに割り当てられるか、または誠実に行為する取締役会によって決定されるその他の方法で割り当てられるものとする。

### 組成費用

本ファンドの設立に関連して発生した費用（最初の英文目論見書の作成と公表にかかった費用を含む。）、ならびに税金、関税、およびその他の公表費用は、13,742ユーロで、最長5年間で償却される。

追加のサブ・ファンドの組成に関連して発生する費用は、関連するサブ・ファンドが負担し、5年間にわたって償却される。したがって、追加のサブ・ファンドは、新しいサブ・ファンドの組成時にはまだ未償却の、本ファンドの組成および投資証券の最初の発行に関連して発生した経費および費用の比例部分を負担しないものとする。

### マスター・ファンドの費用および経費

本サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資証券の保有を通じて間接的にマスター・ファンドの費用および経費を負担する。

費用および経費等の額およびその計算方法については、本サブ・ファンドの運用状況等に応じて異なるため表示することができない。上記「（3）管理報酬等」および「（4）その他の手数料等」に記載された全ての報酬および経費等の合計額、上限額およびこれらの計算方法については、本サブ・ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

## （5）【課税上の取扱い】

### 日本

2020年10月末日現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- （1）投資証券への投資に対する課税については、原則として非上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されていない。
- （2）日本の個人投資主について本サブ・ファンドの配当金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等以外の配当課税の対象とされ、20.42%（所得税20%、復興特別所得税0.42%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税

20%)の税率となる。)。本サブ・ファンドの配当金について確定申告を行った場合、総合課税の対象となる。

- (3) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(2)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等以外の譲渡益課税の対象とされ、申告分離課税の対象となる。

- (4) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、本サブ・ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記に記載されている取扱いに変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。また、特定口座での取扱い等については販売会社および販売取扱会社に照会することができる。

## ルクセンブルグ

下記の概要は、ルクセンブルグにおいて現在適用がある法律および実務に基づいており、変更される場合がある。

### (1) ルクセンブルグでの本ファンドへの課税

本ファンドは、利益または所得に関し、ルクセンブルグの課税に対して義務を負わない。ただし、本ファンドはルクセンブルグにおいて、純資産価額に対し、年率0.05%の税金を支払う義務がある。このような税金は、関連する暦四半期末のサブ・ファンドの純資産総額に基づいて四半期ごとに支払われる。投資証券の発行に際し、ルクセンブルグでは印紙税またはその他の税金は支払われない。本ファンドの資産の実現キャピタル・ゲインに対してルクセンブルグの税金は課せられない。

本サブ・ファンドは、純資産価額に対して年率0.05%の納税義務がある。当該税金は、本サブ・ファンドの関連する暦四半期末の純資産総額に基づいて四半期ごとに支払われる。ただし、この税は機関投資家クラスに帰属する純資産については、年間0.01%に減額される。

#### 概要

本ファンドが投資に関し受け取った配当金、利息、およびキャピタル・ゲインは、発生国において回収できない源泉徴収税またはその他の税の対象となる場合がある。

本ファンドは、1,250ユーロの当初資本税が課せられ、設立時に支払われた。

### (2) ルクセンブルグの投資主に対する課税

#### 情報の自動交換

2014年12月9日付の欧州指令2014/107/EU(以下「本指令」という。)は、課税の分野における強制的な自動情報交換に関する指令2011/16/EUを修正し、OECDによって開発された情報交換標準(より一般的には「共通報告基準」または「CRS」として知られている。)に関連して採用された、または採用されるその他の国際協定と同様に、金融機関から情報を取得し、2016年1月1日から取得した情報を交換することを加盟国に要求している。

特に、本指令に従って、金融機関とみなされる投資ファンドは、投資家を適切に識別するための特定の情報を収集する必要がある。

さらに、本指令では、以下の各投資家の個人データおよび財務データ<sup>(注1)</sup>を要求している。

・報告対象者とみなされる個人または法人<sup>(注2)</sup>、または

・報告対象者<sup>(注4)</sup>が支配者である受動的な非金融法人(NFE)<sup>(注3)</sup>、

情報は金融機関から管轄の現地税務当局に報告され、次に当該情報は投資家が居住する国の税務当局に転送される。

本ファンドの投資証券が金融機関の口座に保有されている場合、当該金融機関は必要な情報を報告する責任がある。

結果として、本ファンドは、直接的または間接的（すなわち、そのような目的のために指定された仲介者を通じて）であるかどうかにかかわらず

- ・いつでも、すでに提供されている書類や情報への更新、およびあらゆる目的のための追加の書類または情報を投資家に要求し、取得することができる。
- ・本ファンドへの投資に関連して投資家から提供された情報の全てまたは一部を管轄の現地税務当局に報告することが本指令により義務付けられている。

投資家は、提供された情報が正確または完全でなかった場合に、不正確および／または誤った情報交換が行われる潜在的リスクについて本書により通知される。提供された情報に影響を与える変更が発生した場合、投資家は速やかに本ファンド（またはその目的のために指名した仲介者）に通知し、また、必要に応じて、情報が不正確または不完全になる原因となる事象から30日以内に新しい証明書を提出する。

この情報交換体制のメカニズムと範囲は、時間の経過と共に変わる可能性がある。各投資家は、C R S 規定が本ファンドへの投資に与える影響を判断するために、自身の税務顧問に相談することをお勧めする。

ルクセンブルグでは、個人データの処理に関する個人の保護に関する2002年8月2日の法律に基づき、投資家は税務当局に報告された自身に関するデータにアクセスして修正する権利を有する。これらのデータは、その法律の規定に従って、本ファンド（または本ファンドがそのような目的のために指定する仲介者）によって保持される。

- （注1） 次を含むが、それに限定されない。名前、住所、居住国、納税者番号、生年月日、出身地、銀行口座番号、発生した収入額、売上からの収益、買戻しまたは払戻し、および暦年中または閉鎖時の「口座」の価値。
- （注2） 本ファンドが設立された国の居住者ではなく、参加国の居住者である個人または法人。情報の自動交換の参加国のリストは、次のWebサイトで確認できる（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）。
- （注3） 非金融法人、つまり、本指令に基づく金融機関ではない法人
- （注4） ファンドが設立された国の居住者ではなく、参加国の居住者である個人または法人。情報の自動交換に参加している国のリストは、次のWebサイトで確認できる（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）。

### （3）外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）

米国雇用回復インセンティブ（H I R E）法の一部を形成する外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）は、2010年に米国で制定され、2014年7月1日に施行された。この法律では、米国外で設立された金融機関である外国金融機関（以下「F F I」という。）が、特定の米国人または特定の米国人である1人以上の支配者がいる非米国法人が保有する金融口座に関する情報（あわせて「米国の報告対象口座」という。）を米国の税務当局（内国歳入庁、I R S）に毎年報告することになっている。F A T C Aの要件に準拠していないF F I（以下「非参加F F I」という。）に支払われた米国の源泉からの収入には、30%の源泉徴収税も課される。

2014年3月28日、ルクセンブルグは米国との間で政府間協定（以下「ルクセンブルグI G A」という。）に調印した。F F Iとみなされるファンドは、米国政府が発行したF A T C A規制に直接準拠するのではなく、批准後に国内法に導入されたルクセンブルグI G Aに準拠する必要がある。

ファンドは、ルクセンブルグI G Aに従い、その投資主／受益者および後者に代わって行動する全ての仲介者（名義人）を特定する特定情報を収集することが求められている。ファンドは、米国の報告可能な口座と非参加F F Iに関する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する必要があり、当該情報はI R Sに自動的に伝えられる。

ファンドは、現実であるか現実であるとみなされているのかを問わず、F A T C Aを遵守していると判断され、米国投資に課税される30%の源泉徴収税の免除を受けるため、批准後に国内法に導入されるルクセンブルグ I G Aの規定を遵守する必要がある。当該遵守を保証するために、ファンドまたは認可された代理人は、次のことを行う。

- a. 必要に応じて、米国の税務フォーム（フォームW-8 / W-9）およびG I I N（グローバル仲介者 I D 番号）を含む情報または追加の書類、またはF A T C Aに基づく投資主 / 受益者、仲介人の身元、およびそれぞれのステータスに関するその他の文書による証拠を徴求する。
- b. ルクセンブルグ I G Aに基づき米国への報告可能な口座とみなされる場合、または、口座がF A T C Aに基づき非参加F F Iによって保持されていると考えられる場合、投資主 / 受益者およびその口座に特に関連する情報をルクセンブルグの税務当局に報告する。
- c. 要請に基づき、F A T C Aに準拠して、一定の投資主 / 受益者への支払いに適用される米国の源泉徴収税の控除を手配する。

F A T C Aに関連する概念および用語は、ルクセンブルグ I G Aの定義、および該当する国内法に基づいてこの協定を批准する文章を参照して解釈および理解する必要があり、米国政府が発行したF A T C A最終規則に含まれる定義は二次的にのみ参照される（[www.irs.gov](http://www.irs.gov)）。

本ファンドは、F A T C Aを遵守する一環として、特定の米国人、非参加外国金融機関（F F I）、および特定の米国人である1人以上の支配者がいるパッシブ非金融外国法人（パッシブN F F E）に関連する個人情報を、ルクセンブルグ税務当局を介して米国税務当局に開示することが求められる場合がある。

F A T C Aの下でのステータス、または個人的な状況の点におけるF A T C AまたはI G Aの含意について疑問がある場合、投資家は、本ファンドの受益証券 / 投資証券の申込みをする前に、財務、法律または税務アドバイザーに相談することをお勧めする。

#### 総則

本ファンドの投資主は、税務上は多くの異なる国の居住者であることが予想される。本書では、本ファンドの投資証券の申込み、転換、保有、もしくは買戻しまたはその他取得もしくは処分による各投資家に対する課税の影響を要約することは行われていない。課税の影響は、投資主の国籍、居住地、法人の本拠地または設立地で現在有効な法律と慣行、および個人の状況によって異なる。

上記の情報は包括的なものではなく、法的または税務上のアドバイスを構成するものではない。投資家は、国籍、居住地、本拠地または設立国の法律に基づいて投資証券を申込み、購入、保有、転換、買戻し、またはその他の方法で処分した場合の税務上の影響について理解し、適切な場合は専門的知識を有するアドバイザーに相談する必要がある。

## 5【運用状況】

本サブ・ファンドは、2021年5月21日から運用を開始する。

### （１）【投資状況】

該当事項なし。

### （２）【投資資産】

該当事項なし。

### （３）【運用実績】

該当事項なし。

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

原則として、営業日であり、かつ国内営業日である日に申込みの取扱いが行われる。日本における販売会社の申込受付時間は正午（日本時間）までとする。投資者は、申込みを行った日の正午（日本時間）までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。申込金額は、原則として米ドル貨で支払われるものとし、また、日本における販売会社の応じ得る範囲で円貨で支払うこともできる。投資証券の取引通貨（米ドル貨）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

### 買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、営業日であり、かつ国内営業日である日に買戻請求をすることができる。日本における販売会社の申込受付時間は正午（日本時間）までとする。

買戻代金の支払いは、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ原則として買戻注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）（通常、買戻注文の成立する純資産価額が決定される評価日の翌国内営業日）から起算して日本における6営業日目に米ドル貨で行われる。また、日本における販売会社の応じ得る範囲で円貨で支払うこともできる。投資証券の取引通貨（米ドル貨）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

### 転換手続等

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に転換することができない。

## 7【管理及び運営の概要】

---

## 1 資産管理等の概要

## (1) 資産の評価

## (a) 純資産価額の決定

各サブ・ファンドに関する各投資証券クラスの1口当たり純資産価格は、当該投資証券クラスまたはサブ・ファンドの参照通貨で決定されるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの1口当たり純資産価格は、評価日現在において、当該サブ・ファンドの当該投資証券クラスに帰属する本ファンドの純資産(評価日において、当該投資証券クラスに帰属する資産の部の価値から負債の部の価値を差し引いたもの)を、当該時において該当する投資証券クラスの発行済み投資証券総口数で除することによって計算される。

関連する評価日に1口当たり純資産価格が決定された後、関連するサブ・ファンドに帰属する投資のかなりの部分が取り引きまたは値付けされる市場における相場に重大な変更があったとき、本ファンドは、投資主および本ファンドの利益を保護するために、最初の評価を取り消し、2回目の評価を実行する場合がある。全ての申込み、買戻し、転換請求は、この2回目の評価に基づいて処理されるものとする。

## (b) 純資産価額の計算の一時的停止

各サブ・ファンドにおいて、本ファンドは、以下に定める期間、一口あたり純資産価格の計算ならびに投資証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止する場合がある。

a) サブ・ファンドに帰属する本ファンドの投資のかなりの部分が随時値付けまたは取り引きされる主要な証券取引所の一つまたは他の市場のいずれかが、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または当該市場での取り引きが制限もしくは停止されている期間

b) 取締役会の見解では、緊急事態を構成する状況が存在し、その結果、当該サブ・ファンドに帰属する本ファンドが所有する資産の処分または評価が実行不可能な期間

c) サブ・ファンドの投資の価格もしくは価値、または当該サブ・ファンドに帰属する資産に関する証券取引所もしくはその他の市場の現在の価格または価値を決定する際に通常使用される通信または計算の手段の故障期間

d) 本ファンドが当該サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払いを行う目的で資金を送金できない期間、または取締役会の見解では、投資の実現もしくは取得または投資証券の買戻しに関し行うべき支払いに関連する資金の送金が通常の為替レートで実行できない期間

e) その他の理由により、当該サブ・ファンドに帰属する本ファンドが所有する投資の価格を迅速または正確に確認できない場合

f) 本ファンドの清算を決議する目的で投資主総会の招集通知が送付または公表された場合

g) 本ファンドの資産のかなりの部分が表示されている通貨の市場が通常の休日以外に閉鎖されている期間、または当該市場での取引が停止もしくは制限されている期間

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>h) 本ファンドの支配と責任が及ばない政治的、経済的、軍事的、金銭的または財政的状况により、本ファンドが資産を処分し、または本ファンドの純資産価額を通常の合理的な方法で決定することができない期間</p> <p>i) 本ファンドが投資している投資信託のかなりの部分の受益証券または投資証券 1 口当たり純資産価格の計算が停止され、当該停止によってサブ・ファンドの 1 口当たり純資産価格に重大な影響がある期間</p> <p>停止期間の開始および終了の通知は、本ファンドによって全ての投資主に公表されるものとし、また影響を受ける投資主、つまり、純資産価額の計算が停止された投資証券の購入、買戻し、または転換の申込みをした投資主に通知することができる。</p> |
| ( 2 ) 保管   | <p>日本の投資者に販売される投資証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管される。日本の投資者に対しては、日本における販売会社から投資証券の取引残高報告書が定期的に交付される。</p> <p>ただし、自己の責任において投資証券を保管する日本における投資者の場合は、この限りではない。</p>                                                                                                                                                                                   |
| ( 3 ) 存続期間 | <p>本ファンドは、期間の制限なく設立されたが、強制的または任意に解散されることがある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ( 4 ) 計算期間 | <p>本ファンドの会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり12月31日に終了する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 5 ) その他</p> | <p>( a ) 本ファンドの解散</p> <p>本ファンドは強制的または任意に解散されることがある。</p> <p>清算終了後、投資主が請求していない金額および資産は、それらについて権利を有する者のために供託機関に第三者預託として預託される。消滅時効期限内に第三者預託から請求されなかった金額は、ルクセンブルグ法の規定に従って没収されるものとする。</p> <p>( b ) サブ・ファンドおよび / またはクラスの閉鎖</p> <p>何らかの理由で、サブ・ファンドまたはクラスの純資産の額が、1,000万ユーロもしくは他の参照通貨での同等額、または当該クラスが経済的に効率的な方法で運営されるための最低水準として取締役会が決定した額を下回った場合、または関係するサブ・ファンドもしくはクラスに関する経済的もしくは政治的状況の変化が当該サブ・ファンドもしくはクラスの投資に重大な悪影響を与える場合、または経済的合理化を図るために、取締役会は、当該サブ・ファンドまたはクラスで発行された全ての投資証券を、決定が効力を発する評価日に計算される1口当たり純資産価格（投資の実際の実現価格と実現費用を考慮に入れて）で償還することを決定できるものとする。</p> <p>( c ) 本ファンドおよび / またはサブ・ファンドの合併</p> <p>( 1 ) 取締役会の決定による合併</p> <p>取締役会は、2010年法で課された条件および手順（特に合併計画および投資主に提供する情報に関するもの）に従い、譲り受けるまたは吸収されるUCITSまたはサブ・ファンドのいずれかとして、本ファンドまたはサブ・ファンドの1つの（2010年法の意味する範囲内の）合併の実施を決定することができる。</p> <p>( 2 ) 投資主の決定による合併</p> <p>上記「( 1 ) 取締役会の決定による合併」の規定にかかわらず、投資主総会は、以下のとおり、2010年法で課された条件および手順（特に合併計画および投資主に提供する情報に関するもの）に従い、本ファンドまたはサブ・ファンドの1つの（2010年法の意味する範囲内の）合併の実施を決定できる。</p> <p>( d ) 定款の変更</p> <p>定款は、1915年法に定める定足数および過半数の要件に従い、投資主総会により変更することができる。</p> <p>定款が変更された場合、当該変更はルクセンブルグの商業登記所に提出され、ルクイ・レクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンで公告されるものとする。</p> |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 利害関係人との取引制限</p>                                          | <p>本ファンドの1もしくは複数の取締役もしくは役員が、他の会社もしくは企業に利害関係を有する、またはかかる他の会社もしくは企業の取締役、共同経営者、役員もしくは従業員であるという事実によっても、本ファンドとかかる他の会社または企業との間の契約またはその他の取引は、影響を受けず、無効とはならないものとする。本ファンドが契約しているまたはその他の事業を行う会社または企業の取締役、共同経営者、役員または従業員である本ファンドの取締役または役員は、当該他の会社または企業との関係を理由として、当該契約またはその他の事業に関する事項について審議し、投票し、または行為することを妨げられないものとする。</p> <p>本ファンドの取締役または役員が、本ファンドの取引において、本ファンドの利益と相反する利益を有する場合、当該取締役または役員は、その相反する利益を取締役会に通知し、当該取引について審議、投票しないものとし、当該取引およびこれにおける当該取締役または役員の利益は、次の投資主総会に報告されるものとする。</p> <p>前文で使用される「相反する利益」には、利害の有無を問わず、管理会社、投資運用会社、保管会社または取締役会が随時その裁量で決定するその他の者、これらの直接もしくは間接の子会社、または取締役会が随時その裁量で決定するその他の企業もしくは法人が関与する事項、地位または取引における一切の関係は、含まれないものとする。</p> |
| <p>3 投資主・外国投資法人<br/>債権者の権利等<br/>(1) 投資主・外国投資法人<br/>債権者の権利</p> | <p>投資主の有する主な権利は次のとおりである。</p> <p>(a) 買戻請求権</p> <p>(b) 残余財産分配請求権</p> <p>(c) 損害賠償請求権</p> <p>(d) 投資主総会における権利</p> <p>(e) 報告書を受領する権利</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(2) 為替管理上の取扱い</p>                                          | <p>投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（３）本邦における代理人</p> | <p>東京都千代田区大手町一丁目１番１号<br/>大手町パークビルディング<br/>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業</p> <p>上記代理人は、本ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。</p> <p>（ａ）本ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限</p> <p>（ｂ）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限</p> <p>関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は、下記のとおりである。</p> <p>弁護士 橋本 雅行<br/>東京都千代田区大手町一丁目１番１号<br/>大手町パークビルディング<br/>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業</p> |
| <p>（４）裁判管轄等</p>     | <p>日本の投資主が取得した投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを本ファンドは承認している。</p> <p>東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号<br/>東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号</p> <p>確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 第2【財務ハイライト情報】

本サブ・ファンドは、2021年5月21日から運用を開始する予定であり、現在、何ら資産を保有していない。最初の監査済財務書類は、2021年12月31日に終了する期間について作成される。本ファンドの会計監査は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エーが行う。

### 1【貸借対照表】

該当事項なし。

### 2【損益計算書】

該当事項なし。

### 3【金銭の分配に係る計算書】

該当事項なし。

### 4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項なし。

### 第3【外国投資証券事務の概要】

#### （1）投資証券の名義書換

本ファンドの投資証券の名義書換機関は、次のとおりである。

取引機関 デグルフ・ピーターカム・アセット・サービス・エス・エー

取引場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 2453、ユージン・リュペール通り12番

記名式投資証券の譲渡は、（ ）券面が発行されている場合には、当該投資証券を表章する券面を、本ファンドが十分と認めるその他の譲渡証書とともに本ファンドに交付することにより、また（ ）券面が発行されていない場合には、譲渡人および譲受人またはその行為を行う適切な代理権限を有する者が日付を記入し署名した譲渡宣言書を投資主名簿に登録することにより行われる。記名式投資証券の譲渡は、投資主名簿に登録されるものとする。当該登録は、本ファンドの1名もしくは複数の取締役もしくは役員または取締役会により正当に授權された1名もしくは複数の者が署名する。

日本の投資者については、投資証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

#### （2）投資証券に対する特典

該当事項なし。

#### （3）譲渡制限等

本ファンドは、投資証券の保有が本ファンドに悪影響を及ぼすおそれがあると判断する場合、ルクセンブルグまたは外国の法令に違反するおそれがある場合、または投資証券保有の結果、本ファンドがルクセンブルグの法律以外の法律（税法を含むが、これに限定されない。）の適用を受ける可能性がある場合には、個人、企業または法人による本ファンドの投資証券の所有を制限または禁止することができる。

特に、本ファンドは、定款で定義する米国人による本ファンド投資証券の所有を制限することができる（ただし、これに限定されない。）、かかる目的上、以下を行うことができる。

- A. 投資証券の発行または名義書換登録が、米国人による当該投資証券の法的または実質的な所有をもたらすこととなるまたはその可能性があるとお本ファンドが考える場合、当該投資証券の発行および名義書換登録を拒否すること。
- B. 投資主名簿に氏名が記載されている者または投資主名簿への名義書換登録を求めている者に対し、当該投資主の投資証券の実質的所有権が米国人に帰属するか否か、または当該登録により米国人が当該投資証券の実質的所有権を有することになるか否かを判断するために本ファンドが必要と判断する情報を、宣誓供述書を添えて本ファンドに提供するよういつでも要求すること。
- C. 本ファンドの投資主総会において米国人の投票の受理を拒否すること。
- D. 米国人が単独でまたは他者とともに投資証券の実質的所有者であると本ファンドが判断する場合、当該投資主に自己の投資証券を売却するよう指示し、通知後30日以内に売却を証するものを本ファンドに提出するよう指示すること。本ファンドは、当該投資主がこの指示に従わない場合、当該投資主が保有する全ての投資証券を以下の方法により強制的に償還し、または償還させることができる。

- （1）本ファンドは、当該投資証券を保有している投資主または買い付けられる投資証券に係る所有者として投資主名簿に記載されている投資主宛に、上記の買い付けられる投資証券、買付価格の計算方法および買付人の氏名を記載した別の通知（以下「買付通知」という。）を送付する。

当該通知は、本ファンドが知っているまたは本ファンドの帳簿に記載されている投資主の最終の住所に宛てて、料金前払いの書留郵便使用封筒で投函することにより、当該投資主に送付することができる。当該投資主は、それにより直ちに、買付通知に記載の投資証券を表章する券面を本ファンドに引き渡す義務を負う。

買付通知に記載される日付における営業時間終了後直ちに、当該投資主は、当該通知に記載される投資証券の所有者でなくなり、記名式投資証券の場合は、投資主名簿から当該投資主の氏名が削除され、無記名式投資証券の場合は、当該投資証券を表章する券面が消却されるものとする。

- (2) 各投資証券が買い付けられる価格（以下「買付価格」という。）は、買付通知の日付の直前または買付通知に記載の投資証券を表章する券面の引渡しの直後における、取締役会が本ファンド投資証券の償還に関して定める評価日現在の関連するクラスの投資証券の1口当たり純資産価格（いずれも定款第8条に従い決定される。）のいずれか低い方から、当該通知に記載された手数料を差し引いた額に基づくものとする。
- (3) 買付価格の支払いは、通常、該当するクラスの投資証券の償還価格の支払いのために取締役会が定める通貨により当該投資証券の前所有者に対して行われ、買付通知に記載の投資証券を表章する券面およびそれに付された期限未到来の分配金利札の引渡し後における買付価格の最終決定時に、本ファンドから当該所有者への支払いのためにルクセンブルグまたはその他の場所にある銀行（買付通知に記載される。）に預託される。上記の買付通知の送達をもって、当該前所有者は、上記の券面の有効な引渡し後に当該銀行から買付価格（無利子）を受け取る権利を除き、当該投資証券もしくはその一部に対する持分または当該投資証券に関する本ファンドもしくはその資産に対するいかなる請求権も有しなくなるものとする。本項に基づき投資主が受領可能な資金で、買付通知に記載された日から5年以内に回収されないものは、その後請求することができず、関連するクラスに係るサブ・ファンドに復帰するものとする。取締役会は、随時、当該復帰の対抗要件を具備し、本ファンドを代理して当該行為を許可するために必要な全ての手段を講じる権限を有するものとする。
- (4) 定款により付与された本ファンドの権限の行使に対しては、いかなる場合にも、投資証券の所有の証拠が不十分であるまたは投資証券の真正な所有権が買付通知の日付において本ファンドが認めるものと異なるとの理由によって異議を唱えることができず、また無効とすることができない。ただし、かかる権限が本ファンドにより誠実に行使された場合に限る。

上記において、「米国人」とは、アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、アメリカ合衆国の法律に基づいて設立され、アメリカ合衆国の州もしくは領地に存在する会社もしくは組合、または資産もしくは信託（これらの資産もしくは信託により納付されるアメリカ合衆国の所得税の計算上、アメリカ合衆国以外の源泉から取得する所得を総所得に算入することができないものを除く。）をいう。

- (4) その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
該当事項なし。

## 第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

- 第1 外国投資法人の追加情報
- 1 外国投資法人の沿革
  - 2 役員の状況
  - 3 外国投資法人に係る法制度の概要
  - 4 監督官庁の概要
  - 5 その他

- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 買戻し手続等
  - 3 乗換え手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - （1）資産の評価
    - （2）保管
    - （3）存続期間
    - （4）計算期間
    - （5）その他
  - 2 利害関係人との取引制限
  - 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
    - （1）投資主・外国投資法人債権者の権利
    - （2）為替管理上の取扱い
    - （3）本邦における代理人
    - （4）裁判管轄等
- 第4 関係法人の状況
  - 1 資産運用会社の概況
    - （1）名称、資本金の額及び事業の内容
    - （2）運用体制
    - （3）大株主の状況
    - （4）役員の状況
    - （5）事業の内容及び営業の概況
  - 2 その他の関係法人の概況
    - （1）名称、資本金の額及び事業の内容
    - （2）関係業務の概要
    - （3）資本関係
- 第5 外国投資法人の経理状況
  - 1 財務諸表
    - （1）貸借対照表
    - （2）損益計算書
    - （3）金銭の分配に係る計算書
    - （4）キャッシュ・フロー計算書
    - （5）投資有価証券明細表等
  - 2 外国投資法人の現況  
純資産額計算書
- 第6 販売及び買戻しの実績

## 第三部【外国投資法人の詳細情報】

### 第 1 【外国投資法人の追加情報】

#### 1 【外国投資法人の沿革】

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 2007年12月20日   | 本ファンドの設立                  |
| 2008年 2 月 5 日 | 本ファンド定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告 |
| 2021年 5 月21日  | 本サブ・ファンドの運用を開始            |

#### 2 【役員の状況】

（2020年10月末日現在）

| 氏名                                 | 役職名 | 略歴                                              | 所有株数 |
|------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|------|
| マルコム・ジェニングス<br>(Malcolm Jennings)  | 会長  | 取締役、パーインベスト（英国）リミテッド                            | 0    |
| イスマエル・サッシー<br>(Ismael Sassi)       | 取締役 | マネージング・ディレクター、ネジマ・キャピタルFZ<br>エルエルシー             | 0    |
| フレデリック・アダム<br>(Frédéric Adam)      | 取締役 | アシスタント・ディレクター、デグルーフ・ピーター<br>カム・アセット・サービスズ・エス・エー | 0    |
| アントニオ・トリカリコ<br>(Antonio Tricarico) | 取締役 | 役員補佐、デグルーフ・ピーターカム・アセット・<br>サービスズ・エス・エー          | 0    |

#### 3 【外国投資法人に係る法制度の概要】

##### a．準拠法の名称

本ファンドは、変動資本を有する投資法人（S I C A V）として設立された、可変持分資本によるオープン・エンド型の投資会社として適格である公開有限責任会社で、1915年法および2010年法に準拠する。本ファンドは規制当局であるC S S Fの監督を受けている。

##### b．準拠法の内容

###### 1915年法

1915年法は、契約型投資信託における管理会社、（2010年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると株式会社であるとを問わず会社型の投資信託会社、および会社型投資信託における買戻会社に対し適用される。

以下の要件は、株式会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

###### イ．会社設立の要件（1915年法第420条の1）

- A．最低 1 名の株主が存在すること。
- B．株式会社の資本金の最低額は30,000ユーロである。

###### ロ．定款の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- A．定款署名者の氏名。
- B．会社の形態および名称。
- C．登記上の事務所。

- D．会社の目的。
- E．払込資本および授權資本（もし存在すれば）の額。
- F．募集に際し払込まれた額。
- G．株式のクラス（もしあれば）、各クラスに帰属する権利、各クラスの引受株式および授權株式数ならびに額面金額または無額面の場合には株式数および株式譲渡を制限する特別な条件。
- H．記名式、無記名式または株券不発行の株式の形態および法の規定を補足する記載。
- I．現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名。  
(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に発行される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- J．発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由。
- K．資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載。
- L．取締役および監査役の員数および任命方法に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載。
- M．会社の存続期間。
- N．会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積。

#### 八．募集の方法により設立される会社（1915年法第420条の17）

会社は募集の方法によっても設立することができる。

定款の草稿を公正証書の形式で作成し、これを官報「ルクイ・エレクトロニク・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）」に公示しなければならない。定款の当事者は、会社の発起人とみなされるものとする。

応募申込書には、最終的な設立のため、応募者に対して、3か月以内に開催される応募者の総会の招集を記載しなければならない。

#### 二．発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

発起人および増資の場合における取締役は連帯して、有効に引き受けられなかった部分または引き受けられたが未払いの株式の少なくとも25%の会社資本について、および会社が適法に設立されなかったことをまたは定款もしくは応募申込書の不記載もしくは不正確な記載を原因として応募者が蒙る一切の損害について、それに反する定めにかかわらず、責任を負う。

#### 2010年法

2010年法は、指令2009 / 65 / E Cの規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

イ．2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

- パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート 1」という。）
- パート - その他の投資信託（以下「パート 2」という。）
- パート - 外国投資信託（以下「パート 3」という。）
- パート - 管理会社（以下「パート 4」という。）
- パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パート 5」という。）

2010年法は、パート 1 が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート 2 が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

ロ．2010年法のパート 1 に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート UCITS」という。）としての適格性を有し、EUのいずれか一つの加盟国内に登録されているすべての投資信託は、EUの他の加盟国において、かかる加盟国で欧州共同体指令が立法化されている範囲内で、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

八．2010年法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パート U C I T S とみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- A．公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- B．投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのU C I T S の行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

#### 4【監督官庁の概要】

本ファンドは、C S S Fの監督に服している。監督の主な内容は、次のとおりである。

##### 登録の届出の受理

- イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。
- ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ指令2009/65/E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S Fに事前通知し、かかるU C I T Sの本国の監督官庁による所定の書類を提出し、事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命する場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。
- ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

##### 登録の拒絶または取消し

投資ファンドが適用ある法令、C S S Fの通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶または取消されることがある。

また、投資ファンドの役員または投資ファンドもしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合にも、登録は拒絶されることがある。更に、投資ファンドの機構または開示された情報が投資家保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されることがある。

登録が拒絶または取消された場合で、ルクセンブルグのファンドの場合は、地方裁判所の決定により解散および清算されることがある。またルクセンブルグ以外のファンドの場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止され得る。

##### 目論見書に対する審査および査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書その他の書類は、C S S Fに提出されなければならない。C S S Fはこれらの書類が適用ある法律、勅令、C S S Fの通達に従っていると認めた場合には、申込者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

##### 財務状況、その他の情報に関する監督

投資ファンドの財務状況ならびに投資家およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資ファンドは、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資ファンドの帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

## 5【その他】

### a．定款の変更

定款は、1915年法に規定された定足数および過半数要件に従って、本ファンドの投資主総会により変更することができる。

### b．事業譲渡または事業譲受

#### 合併

ルクセンブルグ規制当局の事前承認を条件に、2つのU C I T Sの吸収による合併が認められている。

吸収による合併の結果、一方のU C I T Sは、その資産および債務を相手方のU C I T Sに拠出し、吸収されたU C I T Sは清算を行わずに解散される。

#### 資産の譲渡

S I C A Vの投資主または契約型投資ファンドの管理会社の決定に基づき、U C I T Sは、その資産のすべてを別のU C I T Sに譲渡することができ、その後、空のU C I T Sが清算される。

U C I T Sは、特別な状況において、またC S S Fおよび適用法により要求される手続に従い（例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により）、その資産の一部を相手方のU C I T Sに譲渡することができる。

### c．出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

### d．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 海外における販売手続等

#### 本ファンドの投資証券の申込手続

本ファンドは、いかなる投資家も、本ファンドに対して直接投資家の権利、特に投資主総会に参加する権利を完全に行使するためには、投資家が自ら投資主名簿に自分の氏名を登録している場合に限られるという事実について、投資家は留意すべきである。投資家が、投資家に代わって自身の名義で本ファンドに投資する仲介者を通じて本ファンドに投資する場合、本ファンドに対して特定の投資主の権利を直接行使することは常に可能とは限らない。投資家は自身の権利についてアドバイスを受けることをお勧めする。

サブ・ファンドのある投資証券クラス（もしあれば）の当初申込期間後、関連する投資証券クラスまたはサブ・ファンドの1口当たりの申込価格は、1口当たり純資産価格と販売手数料の合計になる。申込価格は、本ファンドの登録事務所で閲覧できる。

いずれの投資証券クラスまたはサブ・ファンドの申込みも、最低投資額および／または最低保有要件（場合による。）の対象となる場合がある。

申込みが、関連する期限内に本ファンドによって受領されていることを条件に、申込みが承認された投資家には、申込書の受領後その評価日現在で決定された1口当たり純資産価格に基づいて発行さ

れた投資証券が割り当てられる。関連する期限後に本ファンドが受領した申込みは、次の評価日において取り扱われる。

投資家は、購入者が米国人またはその名義人ではないことを示す、投資証券の購入申込書または本ファンドが満足するその他文書の作成を要求される場合がある。当該表明を記載する申込書は本ファンドから入手できる。

投資証券の支払いは、関連する投資証券クラスまたはサブ・ファンドの参照通貨で行われる。

申込みの支払いは、各サブ・ファンドに設定された期限内に行う必要がある。

本ファンドは、ルクセンブルグの法律で定められた条件、特に本ファンドの監査人が評価報告書を提出する義務を遵守し、当該有価証券が関連するサブ・ファンドの投資方針および制限を遵守していることを条件として、有価証券またはその他許可された資産を現物出資として受け入れ、その対価として投資証券を発行することに同意することができる。有価証券の現物出資に関連して発生した費用は、関係する投資主が負担するものとする。

本ファンドは、申込みの全部または一部を拒否する権利およびその裁量権を留保する。この場合、支払われた申込金またはその残高は（場合による。）、実務上なるべく早く申込人に返金すると共に、サブ・ファンドの1つもしくは複数、またはすべてにおける投資証券の発行をいつでも予告なく一時停止する。

投資証券保有の書面による確認書は、各サブ・ファンドに設定された期間内に投資主に送付される。

定款第12条により留保された権限に従い、本ファンドがサブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の計算を停止している間、サブ・ファンドのいかなる投資証券も発行されない。

投資証券の取引が停止された場合、申込みは、当該停止期間終了後の最初の評価日に処理される。本サブ・ファンドの投資証券の申込手続

当初申込期間中、取締役会の決定に従い、投資証券の募集が行われる。当初申込期間後、申込価格は、関連する評価日の1口当たり純資産価格に対応し、1口当たり純資産価格の5%を上限とする販売手数料が加算される場合がある。販売手数料は、販売会社が請求した場合にのみ適用され、全額が販売会社に支払われる。

評価日に確定した1口当たり純資産価格に基づいて取り扱われるためには、適式に記入および署名された申込書が、ルクセンブルグにおいて本ファンドにより当該評価日の4営業日前の午後3時（ルクセンブルグ時間）までに受け取られ、受理されなければならない。この日時より後に受け取られた申込書は、次の評価日に効力を生じる。

支払いは、本サブ・ファンドを参照して本ファンドの口座に当該評価日から2営業日以内に本ファンドにより受け取られなければならない。

対応する投資証券は、支払いの受領によってのみ発行される。

本サブ・ファンドの投資家当たりの当初最低投資額および保有要件は次のとおりである。

クラスA（無分配、米ドル建て）

| 当初申込み  | 追加申込み  | 保有要件 |
|--------|--------|------|
| 100米ドル | 100米ドル | なし   |

取締役会は、その裁量により、当初最低投資額の放棄を決定することができる。

#### マネーロンダリングの防止

マネーロンダリングとテロ資金調達との戦いに貢献するために、本ファンドは常に、マネーロンダリングとテロ資金調達の防止に関して適用される法律、規則、規制、通達によって課せられた義務を遵守し、投資家に、本ファンドに対し身元を証明することを義務付けている。申込みは、申込書が以下の文書と一緒に送付された場合にのみ、本ファンドによって有効で受付可能とみなされる。

- ・ 自然人の場合、身元確認資料（パスポートまたは身分証明書）の写し

- ・ 法人の場合、法人文書の写し(定款および登記簿からの最近の抜粋、承認された署名リスト、直接的または間接的に投資家の25%を超える株式資本もしくは議決権を保有する株主のリストまたは取締役リスト等)ならびに受益者および登録名義書換代理人に指示を与える権限を与えられた者の身元確認資料(パスポートまたは身分証明書)の写し

当該文書は、居住国の公的機関(公証人、警察、領事館、大使館)によって正式に認証されていなければならない。

当該義務は必須であるが、以下の場合を除く。

- ・ 申込書が、( ) 欧州連合の加盟国、欧州経済地域またはマネーロンダリングおよびテロ資金調達との戦いに関する2004年11月12日の法律(改正済)で定められた要件と同等の要件を課すその他の国に拠点を置く金融仲介業者、または( ) 別の国に所在している金融仲介業者の支店または子会社の親会社がこれらの国のいずれかに所在している場合で、それらの国の法律と親会社の内部規則の両方が、この支店または子会社にマネーロンダリング防止とテロ資金調達に関する規則の適用を義務付けている場合における当該支店または子会社により送付された場合
- ・ 申込書が直接本ファンドに送付され、申込代金は次のいずれかの方法で支払われる場合
  - \* 上記に掲げる国のいずれかに所在している金融仲介業者からの電信送金
  - \* 上記に掲げる国のいずれかに所在している銀行の申込者の個人口座宛小切手、またはこれらの国のいずれかに所在している銀行が発行した銀行小切手

ただし、取締役会は、最初の要求として、上記の身分証明書の写しを、販売会社、金融仲介業者、または直接申込者から入手しなければならない。

申込書を受理する前に、本ファンドはマネーロンダリング防止とテロ資金供与に関する有効な国内および国際的な規則に従って、追加の調査を実施する場合がある。

レイト・トレーディングとマーケット・タイミング戦略に対する防御

取締役会は、CSSF通達04 / 146で定義されているマーケット・タイミング戦略を承認せず、また、短期的な利益を目的として、同じサブ・ファンドからの投資証券の短期的な申込み、買戻しおよび転換を(場合により)大量に行うことと定義されるアクティブ・トレーディングおよび過剰取引の手法(以下「アクティブ・トレーディング」という。)を承認しない。アクティブ・トレーディングやマーケット・タイミングの投資手法は、サブ・ファンドのパフォーマンスに影響を与え、資産管理を混乱させるため、他の投資主に有害である。

取締役会は、アクティブ・トレーディングまたはマーケット・タイミングの投資手法を反映している疑いがある全ての申込みおよび転換注文を拒否する権利を留保する。取締役会は、このような投資手法が疑われる場合、本ファンドのその他の投資主を保護するために必要な全ての措置を講じること(典型的には、買戻請求を取り下げられるよう売却する投資主に事前通知が行われるという理解に基づき、サブ・ファンドに関し最大2%の追加買戻手数料を請求すること)ができる。

投資家は、申込み、買戻しまたは転換請求時点で純資産価額を了知しない。

### 申込みの停止および拒否

取締役会は、本ファンドのサブ・ファンドの投資証券の発行をいつでも停止または中断することができる。特に、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価額の計算の一時的停止」で説明されている状況では、そのようにする可能性がある。さらに、決定の理由を示すことなく、以下のことを行う権利を留保する。

- ・ 申込みの拒否
- ・ 違法に申し込まれた、または違法に保有された本ファンドの投資証券の随時買戻し

1 つもしくは複数のサブ・ファンドの投資証券の発行が一定期間停止された後、取締役会が当該発行を再開することを決定した場合、保留中のすべての申込みは、純資産価額の計算が再開された後に決定された同一の純資産価額に基づいて処理される。

日本における販売手続等

原則として、営業日であり、かつ国内営業日である日に申込みの取扱いが行われる。日本における販売会社または販売取扱会社の申込受付時間は正午(日本時間)までとする。投資者は、申込みを行った日の正午(日本時間)までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする(日本における販売会社または販売取扱会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。申込金額は、原則として米ドル貨で支払われるものとし、また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で円貨で支払うこともできる。投資証券の取引通貨(米ドル貨)と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、本サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

## 2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

### 本ファンドの受益証券の買戻し

本ファンドの各投資主はいつでも、サブ・ファンドに応じて、評価日またはサブ・ファンドについて指定された特定の日に、投資証券クラスまたはサブ・ファンドのうち、当該投資主が保有する全てのまたは一部の投資証券の買戻しを本ファンドに請求することができる。

投資証券の全部または一部の買戻しを希望する投資主は、本ファンドの登録事務所に書面で申込む必要がある。

買戻請求には、次の情報が含まれている必要がある(該当する場合)。買戻しを請求する投資主の身元と住所、買い戻される投資証券口数、関連する投資証券クラスまたはサブ・ファンド、当該投資証券の登録人氏名、および誰に支払いを行うべきかに関する詳細。

下記「本サブ・ファンドの受益証券の買戻し」に記載される期限内に本ファンドが請求を受け取った場合、買戻請求が受理された投資主は、任意の評価日に投資証券が買い戻される。本ファンドが所定の期限後に受け取った請求は、次の評価日に処理される。

投資証券は、買戻請求の受領後の最初的评价日に決定された、関連する投資証券クラスまたはサブ・ファンドの1口当たり純資産価格に基づいた価格で買い戻される。ただし、場合によっては、買戻手数料によって減額されることもある。

買戻価格は各サブ・ファンドに設定された期限内に支払われるものとする。

支払いは、投資主の費用とリスクで、投資主が指定した口座に銀行振込で行われる。

買戻価格の支払いは、関連する投資証券クラスまたはサブ・ファンドの参照通貨で行われる。

買戻価格は、申込時または購入時に支払われた価格よりも高い場合も低い場合もある。

いずれの投資証券クラスまたはサブ・ファンドの投資証券も、当該投資証券クラスまたはサブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算が、定款第12条に従って本ファンドによって停止された場合、買い戻されない。

当該停止の通知は、停止された買戻請求を行った投資主に対して、完全に適切な方法で行われるものとする。投資証券の取引停止で延期となった買戻請求は、当該停止期間の終了後の最初的评价日に処理される。

買戻請求の結果として、ある投資証券クラスまたはサブ・ファンドの投資主が保有する投資が下記「本サブ・ファンドの受益証券の買戻し」に示されている最低額を下回る場合、本ファンドは、買戻請求を、その投資証券クラスまたはサブ・ファンドの投資主の保有投資証券全体の買戻請求として取り扱うことができる。

さらに、ある評価日における買戻請求および転換請求が特定のサブ・ファンドの純資産の10%以上に係る場合、取締役会は、サブ・ファンドにとって最善と思われる期間、買戻しまたは転換の請求の

一部または全てを比例的に延期することを決定することができる。当該期間中の評価日には、これらの買戻しおよび転換請求は、その後の請求よりも優先的に扱われる。

特別な状況（銀行その他の者から、関連するサブ・ファンドへの支払義務の不履行または遅延を含むが、これらに限定されない。）において、本ファンドは、対象となるサブ・ファンドの投資証券の買戻しを請求する投資主への支払いの全部または一部を遅延させることができる。買戻しを実行する権利は、サブ・ファンドが買戻しを履行するのに十分な流動資産を持っていることを条件とする。

本ファンドはまた、買戻しの支払に必要な資金の調達に、サブ・ファンドに過度の負担になると取締役会が判断するとき、サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払いを延期することもできる。支払いは、特別な事情がなくなるまで延期されることがあり、買戻しは、当該時点での実勢１口当たり純資産価格に基づいて行うことができる。

特定の評価日のサブ・ファンドの純資産の額が、1,000万ユーロもしくは他の参照通貨での同等額に減少したとき、経済的もしくは政治的状況に大きな変化があったとき、または経済的合理化を図るため、取締役会は、その裁量により、当該サブ・ファンドのその時点で発行済みの全ての投資証券（全ての投資証券から欠けることなく）を、決定が効力を生じる評価日に計算される当該サブ・ファンドの１口当たり純資産価格（投資の実際の実現価格と実現費用を考慮に入れた）で、償還することを選択することができる。本ファンドは、償還される投資証券の全所有者に、償還の少なくとも30日前に書面による通知を送付するものとする。本ファンドによる関連する投資証券の強制償還日に提出されなかった投資証券に対応する償還金は、当該強制償還日から９か月を超えない期間、保管銀行に保管することができる。９か月経過後は、償還金は供託機関（*Caisse de Consignation*）で保護預りされる。さらに、上記と同じ状況において、取締役会は、下記「第３ 管理及び運営 １ 資産管理等の概要（５）その他（c）本ファンドおよび／またはサブ・ファンドの合併」に記載されている方法で、１つのサブ・ファンドと１つもしくは複数の他のサブ・ファンドとの合併を決定することができる。

定款には、本ファンドが米国国籍の投資主が保有する投資証券を強制的に償還することを可能にする条項が定められている。

### 本サブ・ファンドの受益証券の買戻し

買戻価格は、該当する評価日における１口当たり純資産価格に対応する。

評価日に確定した１口当たり純資産価格に基づいて処理されるためには、適式に記入され、署名された買戻請求書が、ルクセンブルグにおいて本ファンドにより当該評価日の４営業日前の午後３時（ルクセンブルグ時間）までに受け取られなければならない。この日時より後に受け取られた買戻請求書は、次の評価日に効力を生じる。

買戻価格は、該当する評価日における１口当たり純資産価格とする。

買戻価格は、該当する評価日から３営業日後に支払われる。

買戻手数料は課せられない。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、営業日であり、かつ国内営業日である日に買戻しの取扱いを請求することができる。日本における販売会社の請求受付時間は正午（日本時間）までとする。

買戻代金の支払いは、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ原則として国内約定日から起算して日本における６営業日目に米ドル貨で行われる。また、日本における販売会社の応じ得る範囲で円貨で支払うこともできる。投資証券の取引通貨（米ドル貨）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

### ３【転換手続等】

日本における投資者は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に転換することができない。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

純資産価額の決定

#### 計算および公表

各サブ・ファンドに関する各投資証券クラスの1口当たり純資産価格は、当該投資証券クラスまたはサブ・ファンドの参照通貨で決定されるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの1口当たり純資産価格は、評価日現在において、当該サブ・ファンドの当該投資証券クラスに帰属する本ファンドの純資産（評価日において、当該投資証券クラスに帰属する資産の部の価値から負債の部の価値を差し引いたもの）を、当該時において該当する投資証券クラスの発行済み投資証券総口数で除することによって計算される。

関連する評価日に1口当たり純資産価格が決定された後、関連するサブ・ファンドに帰属する投資のかなりの部分が取り引きまたは値付けされる市場における相場に重大な変更があったとき、本ファンドは、投資主および本ファンドの利益を保護するために、最初の評価を取り消し、2回目の評価を実行する場合がある。全ての申込み、買戻し、転換請求は、この2回目の評価に基づいて処理されるものとする。

様々なサブ・ファンドの各投資証券クラスの1口当たり純資産価格は、評価日において関連するサブ・ファンドの基礎となる投資の価値に基づいて、以下のとおり決定される。

- (a) 手許現金または預金、未払いの受取手形および要求約束手形および売掛金、前払費用、現金配当、および前記のとおり宣言済みまたは発生済みで未収の利息の価値は原則その全額とみなされる。ただし、その全額が支払われる、または受け取れる可能性が低い場合は、その状況に応じてその真の価値を反映するために適切と考えられる割引を行い算出した価値とする。
- (b) 規制市場およびその他の規制市場で値付けまたは取り引きされる各有価証券またはその他の資産の価値は、ルクセンブルグで最後に入手可能な価格に基づくものとする。このような市場が複数存在する場合は、関連する有価証券の主要市場において最後に入手可能な価格に基づくものとする。
- (c) 規制市場もしくはその他の規制市場で資産が上場もしくは取り引きされていない場合、または、前述の規制市場またはその他の規制市場に上場もしくは取り引きされている資産に関して、上記（b）に従って決定された価格が関連する資産の公正市場価値を表していない場合、当該資産の価値は、慎重かつ誠実に決定された合理的に予測可能な売却価格に基づくものとする。
- (d) 投資信託の受益証券または投資証券は、最後に決定された入手可能な純資産価額で評価されるか、または当該価格が当該資産の公正市場価値を表していないとき、その価格は取締役会によって公平かつ公正な基準で決定されるものとする。
- (e) 証券取引所または他の規制市場で取り引きされていない先物、直物、先渡しまたはオプション契約の清算価値は、さまざまな契約種類ごとに一貫して適用される基準に基づいて、取締役会によって確立された方針に従って決定された純清算価値をいうものとする。証券取引所または他の規制市場で取り引きされる先物、直物、先渡しまたはオプション契約の清算価値は、特定の先物、直物、先渡しまたはオプション契約が本ファンドによって取り引きされる規制市場および他の規制市場におけるこれらの契約の最後に入手可能な決済価格に基づくものとする。ただし、先物、直物、先渡しまたはオプション契約が、純資産が決定される日に

清算できなかった場合、当該契約の清算価値を決定する基礎は、取締役会が公正かつ合理的であるとみなす価値であるとする。スワップは市場価値で評価される。

- (f) 規制市場または他の規制市場で取り引きされておらず、満期までの残存期間が90日を超え12か月未満である短期金融商品の価値は、その額面価格とみなし、未収利息を加算する。満期までの残存期間が90日以下の短期金融商品は、市場価値に近似した償却原価法で評価される。
- (g) 金利スワップは、適切な金利カーブを参照して確定される市場価値で評価される。
- (h) その他の全ての有価証券およびその他の資産は、取締役会によって確立された手順に従って誠実に決定された公正市場価値で評価される。

関連するサブ・ファンドの投資証券の発行による純手取金は、当該サブ・ファンドを構成する特定の資産ポートフォリオに投資される。

取締役会は、サブ・ファンドごとに個別の資産ポートフォリオを維持するものとする。投資主間と同様に、資産の各ポートフォリオは、関連するサブ・ファンドの排他的利益のために投資されるものとする。

投資主間および投資主と第三者の間の関係につき、各サブ・ファンドは個別の主体とみなされ、当該サブ・ファンドに帰属する債務に対してのみ責任を負うものとする。

ある投資証券クラスまたはサブ・ファンドの参照通貨で表示されていない全ての資産および負債の価値は、関連する評価日におけるルクセンブルグでの実勢為替レートで、その投資証券クラスまたはサブ・ファンドの参照通貨に転換される。このような為替レートが利用できない場合、為替レートは、取締役会によって、または取締役会が確立した手順に従って誠実に決定される。

取締役会は、その裁量より、ただし、適用される一般に認められているルクセンブルグの会計原則に従って、本ファンドの資産の公正価値をより適切に反映するとみなす場合、他の評価方法の使用を許可することができる。

1口当たり純資産価格ならびに各サブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび転換の価格は、本ファンドの登録事務所で営業時間中に取得することができ、また場合によっては、各サブ・ファンドについて決定された新聞に掲載される。

#### **本サブ・ファンドの純資産価額の計算と評価日の頻度**

各営業日（評価日）には、当該評価日付の対応する純資産価値があり、同日付で計算および公表される。

#### **本サブ・ファンドの純資産価額の公表**

1口当たり純資産価格ならびに投資証券の発行価格および買戻価格は、本ファンドの登録事務所およびブルームバーグで入手できる。

##### **純資産価額の計算の一時的停止**

各サブ・ファンドにおいて、本ファンドは、以下に定める期間、一口あたり純資産価格の計算ならびに投資証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止する場合がある。

- a) サブ・ファンドに帰属する本ファンドの投資のかなりの部分が随時値付けまたは取り引きされる主要な証券取引所の一つまたは他の市場のいずれかが、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または当該市場での取り引きが制限もしくは停止されている期間
- b) 取締役会の見解では、緊急事態を構成する状況が存在し、その結果、当該サブ・ファンドに帰属する本ファンドが所有する資産の処分または評価が実行不可能な期間
- c) サブ・ファンドの投資の価格もしくは価値、または当該サブ・ファンドに帰属する資産に関する証券取引所もしくはその他の市場の現在の価格または価値を決定する際に通常使用される通信または計算の手段の故障期間

- d) 本ファンドが当該サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払いを行う目的で資金を送金できない期間、または取締役会の見解では、投資の実現もしくは取得または投資証券の買戻しに関して行うべき支払いに関連する資金の送金が通常の為替レートで実行できない期間
- e) その他の理由により、当該サブ・ファンドに帰属する本ファンドが所有する投資の価格を迅速または正確に確認できない場合
- f) 本ファンドの清算を決議する目的で投資主総会の招集通知が送付または公表された場合
- g) 本ファンドの資産のかなりの部分が表示されている通貨の市場が通常の休日以外に閉鎖されている期間、または当該市場での取引が停止もしくは制限されている期間
- h) 本ファンドの支配と責任が及ばない政治的、経済的、軍事的、金銭的または財政的状况により、本ファンドが資産を処分し、または本ファンドの純資産価額を通常の合理的な方法で決定することができない期間
- i) 本ファンドが投資している投資信託のかなりの部分の受益証券または投資証券1口当たり純資産価格の計算が停止され、当該停止によってサブ・ファンドの1口当たり純資産価格に重大な影響がある期間

さらに、フィーダー・サブ・ファンドは、そのマスター・サブ・ファンドが、自らの主導によるか管轄権を有する当局の要請に基づくものかを問わず、一時的に投資証券の買戻しまたは申込みを停止した時、投資証券一口当たり純資産価格の算出ならびに投資主権の発行および買戻しを一時的に停止することができ、その期間は、マスター・サブ・ファンドのレベルで課された停止期間と同じとする。

停止期間の開始および終了の通知は、本ファンドによって全ての投資主に公表されるものとし、また影響を受ける投資主、つまり、純資産価額の計算が停止された投資証券の購入、買戻し、または転換の申込みをした投資主に通知することができる。

投資証券の購入、買戻しまたは転換の申込みは、関連するサブ・ファンドの1口当たり純資産価格の計算が停止された場合を除き、取消不可であり、取り消す場合、投資主は、申込みの撤回を希望する旨を通知することができる。本ファンドが当該通知を受け取らなかった場合、当該申込みは、停止期間終了後の最初の評価日に処理される。

## (2) 【保管】

本サブ・ファンドの投資証券は、記名式でのみ発行される。

記名式投資証券は投資主名簿に登録される。

日本の投資者に販売される投資証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管される。日本の投資者に対しては、日本における販売会社から投資証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、自己の責任において投資証券を保管する日本における投資者の場合は、この限りではない。

## (3) 【存続期間】

本ファンドは、期間の制限なく設立されたが、強制的または任意に解散されることがある。

## (4) 【計算期間】

本ファンドの会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

## (5) 【その他】

### (a) 本ファンドの解散

本ファンドは強制的または任意に解散されることがある。

本ファンドは、解散後、清算のために存在するとみなされるものとする。任意清算の場合、本ファンドは引き続き、C S S F の監督下に置かれる。

清算終了後、投資主が請求していない金額および資産は、それらについて権利を有する者のために供託機関に第三者預託として預託される。消滅時効期限内に第三者預託から請求されなかった金額は、ルクセンブルグ法の規定に従って没収されるものとする。

#### （１）任意清算

本ファンドが任意清算される場合、その清算は2010年法および1915年法の規定に従って行われる。当該法律は、従うべき手順と取るべき措置を規定している。

本ファンドは、定款の変更に適用される定足数および過半数の要件に従い、投資主総会の決議によりいつでも解散することができる。

さらに、本ファンドの資本が最低資本の3分の2未満、つまり現時点において1,250,000ユーロを下回る場合、取締役会は、定足数を必要としない投資主総会に本ファンドの解散を問う議題を提出しなければならない。これは、会議に出席する投資証券の単純過半数によって決定される。本ファンドの資本が必要最低限の4分の1を下回った場合、取締役会は、定足数を必要としない投資主総会に本ファンドの解散を問う議題を提出しなければならない。解散は、総会に出席する投資証券の4分の1を保有する投資主によって決定することができる。純資産が法定最低額の3分の2または4分の1を下回ったこと（場合による）が確認されてから40日以内に開催されるように投資主総会を招集しなければならない。

清算は、C S S F によって適式に承認され、その権限と報酬を決定する投資主総会によって指名される、自然人または法人である1人もしくは複数の清算人によって遂行されるものとする。

#### （２）強制清算

本ファンドが強制的に清算される場合、その清算は2010年法の規定のみに従って行われる。

当該法律は、従うべき手順と取るべき措置を規定している。

#### （b）サブ・ファンドおよび／またはクラスの閉鎖

何らかの理由で、サブ・ファンドまたはクラスの純資産の額が、1,000万ユーロもしくは他の参照通貨での同等額、または当該クラスが経済的に効率的な方法で運営されるための最低水準として取締役会が決定した額を下回った場合、または関係するサブ・ファンドもしくはクラスに関する経済的もしくは政治的状況の変化が当該サブ・ファンドもしくはクラスの投資に重大な悪影響を与える場合、または経済的合理化を図るために、取締役会は、当該サブ・ファンドまたはクラスで発行された全ての投資証券を、決定が効力を発する評価日に計算される1口当たり純資産価格（投資の実際の実現価格と実現費用を考慮に入れて）で償還することを決定できるものとする。本ファンドは、強制償還の効力発生日の少なくとも30日前までに関連する投資証券の保有者に通知し、その理由と償還手続の手順を示すものとし、登録保有者は書面で通知されるものとする。投資主の利益のために、または投資主間の平等な取扱いを維持するため、別途決定されない限り、関係するサブ・ファンドまたはクラスの投資主は、強制償還の効力発生日より前に無償で（ただし、投資の実際の実現価格および実現費用の合計を考慮に入れる。）投資証券の買戻しまたは転換を引き続き請求することができる。

買戻しの実施時に投資主に分配できない資産は、その後9か月間、保管銀行に預託される。当該期間経過後、資産は当該資産に対する権利を有する者のために供託機関に預託される。

償還された全ての投資証券は消却することができる。

#### （c）本ファンドおよび／またはサブ・ファンドの合併

##### （１）取締役会の決定による合併

取締役会は、以下のとおり、2010年法で課された条件および手順（特に合併計画および投資主に提供する情報に関するもの）に従い、譲り受けるまたは吸収されるU C I T Sまたはサ

ブ・ファンドのいずれかとして、本ファンドまたはサブ・ファンドの1つの(2010年法の意味する範囲内の)合併の実施を決定することができる。

#### 本ファンドの合併

取締役会は、下記のものと、譲り受けるまたは吸収されるUCITSのいずれかとしての本ファンドとの合併の実施を決定できる。

- ・他のルクセンブルグまたは外国のUCITS(以下「新UCITS」という。)
- ・新UCITSのサブ・ファンド

また、必要に応じて、本ファンドの投資証券を、新UCITSの投資証券またはその関連するサブ・ファンドの投資証券(該当する場合)として再指定することを決定できる。

本ファンドが譲り受けるUCITSである場合(2010年法の意味する範囲内の)、取締役会のみがその合併とその効力発生日を決定する。

合併に関与する本ファンドが吸収されるUCITS(2010年法の意味する範囲内の)であり、このため存在しなくなる場合、投資主総会は、定足数要件なしで当該総会で投じられた投票の単純過半数により採択された決議によって、当該合併の効力発生日において承認および決定しなければならない。

#### サブ・ファンドの合併

取締役会は、下記のものと、譲り受けるまたは吸収されるサブ・ファンドのいずれかとしてのサブ・ファンドとの合併の実施を決定できる。

- ・本ファンド内の別の既存サブ・ファンドまたは新しいUCITS内の別のサブ・ファンド(以下「新サブ・ファンド」という。)
- ・新UCITS

また、必要に応じて、関係するサブ・ファンドの投資証券を、新UCITSの投資証券または新サブ・ファンドの投資証券(該当する場合)として再指定することを決定できる。

#### (2) 投資主の決定による合併

上記「(1)取締役会の決定による合併」の規定にかかわらず、投資主総会は、以下のとおり、2010年法で課された条件および手順(特に合併計画および投資主に提供する情報に関するもの)に従い、本ファンドまたはサブ・ファンドの1つの(2010年法の意味する範囲内の)合併の実施を決定できる。

#### 本ファンドの合併

投資主総会は、下記のものと、譲り受けるまたは吸収されるUCITSのいずれかとしての本ファンドとの合併の実施を決定できる。

- ・新UCITS
- ・新UCITSの新サブ・ファンド

合併の決定は、(a)本ファンドの出資資本の2分の1以上の出席定足数要件、および(b)有効投票の3分の2以上の多数要件を満たす投資主総会によって採択されるものとする。

#### サブ・ファンドの合併

サブ・ファンドの投資主総会も、下記のものと、譲り受けるまたは吸収されるサブ・ファンドのいずれかとしての関連するサブ・ファンドとの合併の実施を決定できる。

- ・新UCITS
- ・新サブ・ファンド

合併の決定は、(a)本ファンドの出資資本の2分の1以上の出席定足数要件、および(b)有効投票の3分の2以上の多数要件を満たして採択される決議によるものとする。

#### (d) 定款の変更

定款は、1915年法に定める定足数および過半数の要件に従い、投資主総会により変更することができる。

定款が変更された場合、当該変更はルクセンブルグの商業登記所に提出され、ルクイ・レクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）で公告されるものとする。

定款変更は、1915年法第67条に従い、発行済投資証券総数の1/2の定足数を必要とし（ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。）、かつ、出席または代理出席による投資証券の2/3の賛成投票を必要とする。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

（e）関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 管理会社契約

管理会社契約は、期間の定めなく締結されており、両当事者が書面により別段の合意をしない限り、いずれかの当事者が他方当事者に対して90日以上 の書面による通知を行い同契約を終了するまで効力を有し続ける。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

#### 投信運用契約

投資運用契約は、いずれかの当事者が相手方当事者に対し遅くとも3か月前までに通知することにより、終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

#### 保管契約

保管契約は、少なくとも3か月の通知期間を与えて相手方当事者に終了通知を送付することで、終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

#### 販売契約

販売契約は、いずれかの当事者により3か月以上前の書面通知に基づき終了されるまで有効である。

同契約は、ルクセンブルグの法律を準拠法とし、これに従い解釈される。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより解約できる。

同契約は、ルクセンブルグの法律を準拠法とし、これに従い解釈される。

## 2【利害関係人との取引制限】

本ファンドの1もしくは複数の取締役もしくは役員が、他の会社もしくは企業に利害関係を有する、またはかかる他の会社もしくは企業の取締役、共同経営者、役員もしくは従業員であるという事実によっても、本ファンドとかかる他の会社または企業との間の契約またはその他の取引は、影響を受けず、無効とはならないものとする。本ファンドが契約しているまたはその他の事業を行う会社または企業の取締役、共同経営者、役員または従業員である本ファンドの取締役または役員は、当該他の会社または企業との関係を理由として、当該契約またはその他の事業に関する事項について審議し、投票し、または行為することを妨げられないものとする。

本ファンドの取締役または役員が、本ファンドの取引において、本ファンドの利益と相反する利益を有する場合、当該取締役または役員は、その相反する利益を取締役会に通知し、当該取引について審議、投票しないものとし、当該取引およびこれにおける当該取締役または役員の利益は、次の投資主総会に報告されるものとする。

前文で使用される「相反する利益」には、利害の有無を問わず、管理会社、投資運用会社、保管会社または取締役会が随時その裁量で決定するその他の者、これらの直接もしくは間接の子会社、または取締役会が随時その裁量で決定するその他の企業もしくは法人が関与する事項、地位または取引における一切の関係は、含まれないものとする。

### 3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

#### （１）【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本ファンドに対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社に投資証券の保管を委託している日本の投資者は、投資証券の登録名義人でないため、本ファンドに対し直接権利を行使することはできない。これらの投資者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の投資者は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は、次のとおりである。

##### （a）買戻請求権

投資主は、本ファンドに対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

##### （b）残余財産分配請求権

本ファンドが解散された場合、投資主は本ファンドに対し、自らが保有するクラスの投資証券口数に応じて関連するサブ・ファンドの投資証券の純清算財産の比例按分の分配を請求する権利を有する。

##### （c）損害賠償請求権

投資主は、本ファンドの取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本ファンドの取締役に対し損害賠償を請求することができる。

##### （d）投資主総会における権利

投資主総会の通知（定款の変更、本ファンドまたはサブ・ファンドの解散および清算の検討を含む。）は、会議の少なくとも8日前に各登録投資主に郵送され、ルクセンブルグの法律で要求される範囲でRESAおよび取締役会が選定するルクセンブルグまたはその他の新聞において公告されるものとする。本通知には、投資主総会の日時、議題、定足数の要件、および承認条件が示される。

全ての投資証券が記名式でのみ発行される場合、招集通知は、追加の公告を行うことなく、登録された各投資主に書留郵便で郵送することができる。

ルクセンブルグの法律および規則に定められた条件に従い、本ファンドの投資主総会への招集通知は、投資主総会で適用される定足数および過半数が、総会の前の特定の日付および特定の時期（以下「基準日」という。）に発行された発行済み投資証券に従って決定されると規定することができる。投資主が投資主総会に出席し、その投資証券に付随する議決権を行使する権利は、基準日に当該投資主が保有する投資証券に従って決定される。

年次投資主総会は、ルクセンブルグ市内において、4月の最終金曜日の午前11時に総会通知で指定された場所で開催される。同日がルクセンブルグの営業日でない場合、年次総会はルクセンブルグの翌営業日に開催されるものとする。

サブ・ファンドの投資主はいつでも、当該サブ・ファンドにのみ関連する事項について決定するための投資主総会を開催することができる。

##### （e）報告書を受領する権利

本ファンドは毎年、その活動と資産の運用に関する詳細な監査済報告書を発行する。当該報告書には、とりわけ、全てのサブ・ファンドに関連する連結勘定、各サブ・ファンドの資産の詳細な説明、および監査人からの報告が含まれる。

本ファンドはさらに、各サブ・ファンドのポートフォリオの基礎となる投資の説明および前回の発行日以降に発行および買戻された投資証券の口数を含む、半年ごとの未監査報告書を発行するものとする。

上記の報告書類は、それぞれの日付の年次報告書の場合は4か月以内、半期報告書の場合は2か月以内に入手することができ、本ファンドの登録事務所で誰でも無料で写しを取得することができる。

本ファンドの連結勘定は、出資資本の通貨であるユーロ建てで保持される。さまざまな個別のサブ・ファンドに関連する財務書類は、投資証券クラスまたはサブ・ファンドの関連する参照通貨でも表示されるものとする。

## （２）【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

## （３）【本邦における代理人】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、本ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。

- （a）本ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限
- （b）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は、下記のとおりである。

弁護士 橋本 雅行

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

## （４）【裁判管轄等】

日本の投資主が取得した投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを本ファンドは承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

## 第4【関係法人の状況】

### 1【資産運用会社の概況】

#### （1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

デグローフ・ピーターカム・アセット・サービスズ・エス・エー（Degroof Petercam Asset Services S.A.）（管理会社）

資本金（株主資本）の額

2020年10月末日現在、2,000,000ユーロ（2億4,428万円）

（注）ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2020年10月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.14円）による。

事業の内容

管理会社は、2010年法に基づく管理会社として認可されたルクセンブルグの株式会社である。

管理会社は、2010年法の第15章に準拠しており、そのため本ファンドのポートフォリオの集団的運用について責任を負う。2010年法の付録 に従い、その業務には次に掲げる事項が含まれる。

（ ）ポートフォリオ管理。本業務に関連し、管理会社は以下の事項を行う。

- ・実施する投資に関する全ての助言と推奨を提供
- ・全ての契約を締結し、全ての譲渡可能有価証券およびその他の資産を購入、売却、交換、引渡し
- ・本ファンドに代わって、本ファンドの資産を構成する譲渡可能有価証券に付随する全ての議決権を行使

（ ）以下を含む管理事務代行業務

- a) 本ファンドの法律上および会計上の管理サービス
- b) 顧客の情報提供の要求への対応
- c) ポートフォリオの評価および本ファンドの投資証券の価値の決定（税務面を含む。）
- d) 規制の遵守の検証
- e) 本ファンドの投資主名簿の保持
- f) 本ファンドの収入の分配
- g) 本ファンドの投資証券の発行および買戻し（名義書換代理人としての実行）
- h) 契約の決済（券面の郵送を含む。）
- i) 取引の登録と保管

（ ）本ファンド投資証券の販売

管理会社の権利と義務は、無期限に締結された管理会社契約に準拠する。

上記に加えて、登録法人代理人として、ルクセンブルグの法律で要求される全ての法人代理人の義務、特に投資主への書面、報告、通知、およびその他の文書の郵送事務の実行および監督に責任を負う。

管理事務代理人として、ルクセンブルグの法律で要求される全ての管理事務代行業務、特に会計帳簿の記帳と各サブ・ファンド内のあらゆるクラス投資証券の1口当たり純資産価格の計算に責任を有する。

登録名義書換代理人として、投資証券の申込みの処理、買戻しおよび転換請求の処理、資金の振替の受け入れ、本ファンドの投資主名簿の保管、請求があったときの投資証券券面の引渡し、本ファンドの全ての未発行投資証券券面の保管、および交換、買戻しまたは転換に応札するために提出された投資証券券面の受け入れについて責任を有する。

#### （2）【運用体制】

### 管理会社における運用体制

管理会社は、監督役員会の統制の下でその任務を遂行する執行役員会によって運営される。執行役員会は次の者によって構成されている。

ジョン・ポーリー氏  
サンドラ・レイザー氏  
フランク・バン・イーレン氏  
ジェロム・カスタグネ氏

執行役員会は、法律または定款により監督役員会に留保されている権限を除き、会社の名において行為し、会社の法人目的を実現するために必要または有益な行動（例えば、投資方針策定手続やモニタリング等）を行う最も広範な権限を与えられている。

監督役員会は次の者によって構成されている。

アンマリー・アレンズ氏  
シルビー・ヒューレット氏  
ヒューゴ・ラサット氏  
ブルーノ・ホードモント氏  
フレデリック・ワグナー氏  
ガウティエ・バタイレ氏

### マスター・ファンドにおける運用体制

マスター・ファンドの投資顧問会社は、米国証券取引委員会に規制されている米国の投資運用会社である。

投資顧問会社の投資アプローチは、投資先企業との現地ミーティングを重視している。通常、年間ベースで、経営陣と500回以上のミーティングを行っている。これらの会議を通じて、以下の事項を行う。

- ・経営の評価
- ・経営陣の戦略と目標の聴取
- ・企業の構造的な競争力の優位性の評価
- ・企業の成長能力に影響を与える新製品や差別化された製品など、成長の見通しの調査
- ・事業の質を評価するため、利益率や資本率等の財務分析の実施
- ・検討している他の投資案件のクロスチェックとして、競合他社やサプライヤーに関する調査

データを収集し、企業の成長見通しについての見解を形成したうえで、財務モデルを構築し、評価目標を設定する。重要なのは、ビジネスは静的ではないため、財務モデルと評価目標が現在の情報を反映するように、インプットを定期的に更新することが不可欠である。

ポートフォリオの構築にあたっては、評価作業、成長見通し、マクロ経済動向が個々の企業や産業にどのような影響を与えているかの評価を考慮する。投資顧問会社の目標は、平均以上の成長が見込まれると判断する事業において、魅力的な価値を有する株式の分散化されたポートフォリオを構築することである。ポートフォリオの保有状況のモニタリングと更新に加えて、常にポートフォリオを向上するための新しい機会の発見に努めている。

マスター・ファンドは、主に中小企業を中心とした米国企業の普通株式に投資している。場合によっては、マスター・ファンドは、先物および債券を利用することがある。多角化は、主として多数の異なる企業に投資することにより達成される。

外部調査を利用しているが、大半は社内調査である。

業績目標は、市況が不確実な場合には資本維持を図りつつ、市況が良好な場合には資本成長を最大化することである。

マスター・ファンドは、S & P 500とラッセル2000の組合せに最も類似している。

投資決定は、ポートフォリオ・マネジャーのチャールズ・パクレットとフィル・グリグラスがリサーチ・プロセスに基づいて行う。

### （３）【大株主の状況】

（2020年10月末日現在）

| 名称                             | 住所                                   | 所有株式数 | 比率   |
|--------------------------------|--------------------------------------|-------|------|
| バンク・デグルーフ・ピーターカム・ルクセンブルグ・エス・エー | ルクセンブルグ L - 2453、<br>ユージン・リュペール通り12番 | 750株  | 100% |

### （４）【役員の状況】

（2020年10月末日現在）

| 氏名                                | 役職名      | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有株数 |
|-----------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ジョン・ポーリー<br>(John Pauly)          | 執行役員会の議長 | 取締役会会長、アーチャー・マルチ<br>取締役会会長、コンコード・パートナーズ S I C A V<br>取締役会会長、ゴールデン・ピーク<br>取締役会会長、ルクセンブルグ・アパラシュ S I C A R<br>フィーダー・エス・エー<br>取締役会会長、クオリオン・ファイナンス・インベストメント S I C A V                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0    |
| サンドラ・レイザー<br>(Sandra Reiser)      | 執行役員     | 取締役会会長、ヘリオス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 0    |
| フランク・バン・イーレン<br>(Frank Van Eylen) | 執行役員     | 取締役、マククリーン S I C A V<br>取締役、マククリーン S I C A V                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0    |
| ジェロム・カスタグネ<br>(Jérôme Castagne)   | 執行役員     | 取締役会会長、アジア・パシフィック・パフォー<br>マンス<br>取締役会会長、デグルーフ・ピーターカム P E<br>ファンド、S I C A V R A I F<br>取締役会会長、デグルーフ・ピーターカム P E<br>ファンド、S I C A V - R A I F<br>取締役会会長、D P グローバル・ストラテジー L<br>取締役会会長、D P A M アシメトリック L<br>取締役会会長、D P A M ボンズ L<br>取締役会会長、D P A M エクイティーズ L<br>取締役会会長、D P A M L<br>取締役会会長、D P A M マネー・マーケット L<br>取締役会会長、P A M L<br>取締役会会長、ペーターカム・ホライゾン L<br>取締役会会長、P I A M ファンド<br>取締役会会長、S A M D P L<br>取締役会会長、セレクト・グローバル<br>取締役会会長、セレクト・ポートフォリオ | 0    |

### （５）【事業の内容及び営業の概況】

2020年10月末日現在、管理会社は、特に、以下の投資法人を運用している。

| 名称（設立国）                         | 基本的性格 | 設立年月日        | 純資産総額（通貨別）           |
|---------------------------------|-------|--------------|----------------------|
| D P グローバル・ストラテジー L<br>（ルクセンブルグ） | UCITS | 1986年 9 月26日 | ユーロ 8,712,615,144.85 |
| D P A M L<br>（ルクセンブルグ）          | UCITS | 1987年12月23日  | ユーロ 7,145,664,639.74 |
| マークリン S I C A V<br>（ルクセンブルグ）    | UCITS | 2008年7月 4 日  | ユーロ 1,170,973,991.04 |
| マークリン S I C A V<br>（ルクセンブルグ）    | UCITS | 2009年12月21日  | ユーロ 1,153,099,349.71 |
| D P A M ボンド L<br>（ルクセンブルグ）      | UCITS | 1985年 1 月18日 | ユーロ 1,467,357,176.42 |
| セレクト・グローバル<br>（ルクセンブルグ）         | UCITS | 2014年 4 月17日 | ユーロ 1,600,505,162.43 |

## 2 【その他の関係法人の概況】

### （１）【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### A．投資運用会社

##### 名称

パーインベスト（英国）リミテッド（PERINVEST (UK) LIMITED）

##### 資本金（株主資本）の額

2020年10月末日現在、150万米ドル（約1億5,690万円）

##### 事業の内容

パーインベスト（英国）リミテッドは、2005年11月 1 日付で英国で設立された会社で、英国金融行為規制機構（以下「F C A」という。）によって承認および規制されている。パーインベスト（英国）リミテッドは、2006年 6 月12日付で欧州連合金融商品市場指令（以下「M i F I D」という。）に基づく投資運用会社として行為することが承認された。

#### B．保管銀行

##### 名称

バンク・デグルーフ・ピーターカム・ルクセンブルグ・エス・エー（Banque Degroof Petercam Luxembourg S.A.）

##### 資本金（株主資本）の額

2019年12月31日現在、34,212.000ユーロ（約41億7,865万円）

##### 事業の内容

バンク・デグルーフ・ピーターカム・ルクセンブルグ・エス・エーは、ルクセンブルグの法律に基づく株式会社であり、1987年 1 月29日付でバンク・デグルーフ・ルクセンブルグ・エス・エーの名称で期限の定めなくルクセンブルグで設立された。登録事務所はルクセンブルグ L - 2453、ユージーン・リュペール通り12番にあり、設立以来銀行業に従事している。

#### C．日本における代行協会員および販売会社

##### 名称

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

##### 資本金の額

2020年10月末日現在、10億円

## 事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

### （２）【関係業務の概要】

#### A．投資運用会社

投資運用契約に基づき、投資運用会社は、本サブ・ファンドの資産の運用に関連する助言、報告、推奨を管理会社に提供し、本サブ・ファンドのポートフォリオを構成する有価証券およびその他の資産の選択について管理会社に助言しなければならない、また、日常的に、管理会社の全体的な統制と責任の下で、有価証券の売買およびその他の本サブ・ファンドのポートフォリオを運用する裁量権を有する場合がある。

#### B．保管銀行

保管銀行は、管理会社と本ファンドとの間で無期限に締結された保管契約に従って義務を果たす。保管銀行は、ルクセンブルグの法律で規定されている義務と責務、特に2010年法第33条から第37条に定められている義務を遂行する。

保管銀行はまた、保管サービスに加えて、本ファンドに対し、直接的または間接的に、広範な銀行サービスを提供することができる。

#### C．日本における代行協会員および販売会社

日本における投資証券の代行協会員および販売会社としての業務を行う。

### （３）【資本関係】

該当事項なし。

## 第5【外国投資法人の経理状況】

本サブ・ファンドは、2021年5月21日から運用を開始する予定であり、現在、何ら資産を保有していない。最初の監査済財務書類は、2021年12月31日に終了する期間について作成される。本ファンドの会計監査は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エーが行う。

### 1【財務諸表】

該当事項なし。

### 2【外国投資法人の現況】

#### 【純資産額計算書】

該当事項なし。

## 第6【販売及び買戻しの実績】

本サブ・ファンドは、2021年5月21日から運用を開始する予定であるため、本サブ・ファンドの投資証券は発行されていない。

## 第四部【特別情報】

### 第 1 【投資法人制度の概要】

（2020年 9 月付）

#### 定 義

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1915年法   | 商事会社に関する1915年 8 月10日法（随時改正および補足済）                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1993年法   | 金融セクターに関する1993年 4 月 5 日法（随時改正および補足済）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2002年法   | 投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2007年法   | 専門投資ファンドに関する2007年 2 月13日法（随時改正および補足済）                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2010年法   | 投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2013年法   | オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年 7 月12日法                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2016年法   | リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年 7 月23日法（随時改正および補足済）                                                                                                                                                                                                                       |
| A I F    | 指令2011 / 61 / E U 第 4 条第 1 項第 a 号に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。<br><br>（ a ）投資家の利益のために定められた投資方針に従って資本を投資することを目的として多数の投資家から資本を調達し、<br><br>（ b ）U C I T S 指令第 5 条に基づく許可を要しない。<br><br>ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第 1 条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。 |
| A I F M  | その通常の事業活動として一または複数の A I F を運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。                                                                                                                                                                                                               |
| C S S F  | ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会                                                                                                                                                                                                                                                  |
| E C      | 欧州共同体                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| E E C    | 欧州経済共同体（現在は E C が継承）                                                                                                                                                                                                                                                   |
| E S M A  | 欧州証券市場監督局                                                                                                                                                                                                                                                              |
| E U      | 欧州連合（特に、E C により構成）                                                                                                                                                                                                                                                     |
| F C P    | 契約型投資信託                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 加盟国      | E U 加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国                                                                                                                                                                                                                                    |
| メモリアル    | ルクセンブルグの官報であるメモリアル A                                                                                                                                                                                                                                                   |
| パート ファンド | 2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S 指令をルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。                                                                                                                                                                              |
| パート ファンド | 2010年法パート に基づく投資信託                                                                                                                                                                                                                                                     |
| R C S    | ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| R E S A   | ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームであるルクイ・エレクトロ<br>ニーク・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン |
| S I C A F | 固定資本を有する投資法人                                                |
| S I C A V | 変動資本を有する投資法人                                                |
| U C I     | 投資信託                                                        |
| U C I T S | 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託                                        |

## ．ルクセンブルグにおける投資ファンドおよび統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資ファンドは1959年に初めて設定された。2019年 8 月31日現在、規制U C Iは1,321<sup>1</sup> 存在し、純資産総額は、8,514億5,300万ユーロ<sup>2</sup>である。

投資法人型の投資ファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2020年 8 月31日現在、S I C A V型およびS I C A R型として設立された規制U C Iは2,291存在し、純資産総額は、3兆8,147億7,900万ユーロ<sup>3</sup>である。

2020年 8 月31日現在、ルクセンブルグ籍のファンドが運用する純資産の総額は4兆6,967億6,200万ユーロ<sup>4</sup>に達している。

<sup>1</sup> この数値にはU C I T S、2010年法パート に基づくU C IおよびS I Fが含まれる。

<sup>2</sup> C S S Fウェブサイトに掲載される最新の統計を参照のこと。

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 同上

## ．ルクセンブルグの投資ファンドの監督

ルクセンブルグの投資ファンドの監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年 6 月19日付の大公令、その後は、投資ファンドの監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「I M L」という。）（同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年 4 月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行（以下「B C L」という。）になった。）に委譲された。1999年 1 月 1 日以降、監督機能は、B C Lとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会（以下「C S S F」という。）によって行使されている。C S S Fは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はB C Lに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

## ．ルクセンブルグの投資ファンド制度の説明

### 1．前書き

### 1.1 一般<sup>5</sup>

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

---

<sup>5</sup> ルクセンブルグの投資ファンド制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその範囲が投資ファンド以外に及ぶ場合)に留意されたい。

### 1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、UCITSに関する指令85/611/EEC(以下「UCITS通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資ファンド制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付指令2009/65/EC(以下「UCITS指令」という。)を実施し、これは預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EU(以下「UCITS V指令」という。)により改正された。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正され、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2019年4月11日付メモリアル238号において公告された、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合からの離脱の場合における金融セクターにおいて講じられる措置に関する2019年4月8日法により行われた。

### 1.3 専門投資ファンド

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグ法制において、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資ファンドに関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、同法の統合版を「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資ファンド(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法の最後の改正は、2019年4月11日付メモリアル238号において公告された、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合からの離脱の場合における金融セクターにおいて講じられる措置に関する2019年4月8日法により行われた。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託ピークルであり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がよ

り緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもC S S Fの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

#### 1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「2016年法」という。)は、2013年法および2010年法を改正し、A I Fの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)を導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で、認可されたA I F Mによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。このため、R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、またC S S Fによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。R A I Fは、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

2016年法の最後の改正は、2019年7月18日付メモリアル514号において公告された、E u V E C A、E u S E F、M M F、E L T I Fおよび証券化S T S規則の適切な適用に関する規則を策定する2019年7月16日法により行われた。

## 2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

### 2.1. 一般規定とその範囲

#### 2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S(以下「パート 」という。)

パート その他のU C I(以下「パート 」という。)

パート 外国のU C I(以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

上記のとおり、2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「U C I T S」という。 )とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「U C I」という。 )を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくU C Iは、2013年法に規定するA I Fとしての資格を有するのに対して、U C I T Sは、2013年法の範囲から除外されている。

#### 2.1.2. 欧州連合(以下「E U」という。 )のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。 )としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

#### 2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。 )。

#### 2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のU C I T Sの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のU C I T S

- b) E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- c) 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付C S S F通達03/88(2002年法に関連して発行されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジド・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントからなり、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート (現在は2010年法のパート )の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にU C I T Sの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資ファンドとしての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資ファンドには以下の形態がある。

- 1) 契約型(*fonds commun de placement*(FCP), common fund)
- 2) 会社型(investment companies)。これは
  - 変動資本を有する投資法人(以下「S I C A V」という。)、または
  - 固定資本を有する投資法人(以下「S I C A F」という。)の場合がある。

上記の種類の投資ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

現在、監督はC S S Fにより行われている。

## 2.2. それぞれの型の投資ファンドの主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第41条、第42条、第44条、第91条および第174条は、特定の要件を規定しており、または、大公国規則もしくはC S S F規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

(注)本書の日付において、2010年法第174条(旧2002年12月20日法第129条)に規定される購入税の適用に関する条件および基準を決定する2003年4月14日大公国規則を除き、このような規則は制定されていない。

### 2.2.1. 契約型投資ファンド

契約型の投資ファンドは、F C Pそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

#### ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組みは、以下のとおりである。

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価額(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。
- 管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款にこのような規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。U C I T Sは、2010年法第15章に服する管理会社により管理され、パート が適用される「その他の投資信託」は、2010年法第16章に服する管理会社により管理される。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S Fは、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T Sがこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
- 約款には以下の事項が記載されること。
  - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
  - (c) 分配方針
  - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - (e) 公告に関する規定
  - (f) F C Pの会計期間
  - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
  - (h) 約款変更手続
  - (i) 受益証券発行手続
  - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パートIに基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、(特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合)、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

#### 2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、U C I T S指令に従い認可されたU C I T Sおよび/またはU C I T S指令第1条第2項第1号および第2号に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- かかるその他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
  - かかるその他のU C Iの受益者に対する保護水準は、U C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がU C I T S指令の要件と同等であること。
  - かかるその他のU C Iの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
  - 取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C Iが、その設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のU C Iに関して、C S S Fは、2018年1月5日付C S S Fプレスリリース18/02で公表されるとおり、U C I T Sの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のU C Iは、以下の要件を遵守しなければならない。

- (i) その他のU C Iは、U C I T S指令第1条第2項(a)に従い、非流動資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
- ( ) その他のU C Iは、U C I T S指令第50条第1項(e) ( )に従い、U C I T S通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- ( ) ファンドの規則または設立文書において、U C I T S指令第50条第1項(e) ( )に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に、合計でU C Iの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等とC S S Fが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T Sは、上記(1)に記載する規制市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および/または店頭市場で取引される金融デリバティ

ブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESSMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512は、以前の洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSとの区別および関連するデリバティブ商品の利用の違いを廃止するものである。グローバル・エクスポージャーの適切な計算方法を選択する目的上、管理会社は、金融デリバティブ商品の使用を含む投資方針および戦略に基づき、各UCITSのリスク属性を精査しなければならない。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCSSFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記1項目、2項目または3項目に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、補助的な流動資産を保有することができる。

(9)(a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独

立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。

UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および/またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券が有効な全期間中、当

該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

U C I T S がその資産の 5 % 超を第 1 段落に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該 U C I T S の資産価額の 80 % を超過してはならない。

C S S F は、本（10）に定める基準に適合した債券の発行に関する本（10）（d）の第 1 段落で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（d）の第 1 段落に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを E S M A に送付するものとする。

（e）上記（c）および（d）に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される 40 % の制限の計算には含まれない。

（a）、（b）、（c）および（d）に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記（a）、（b）、（c）および（d）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該 U C I T S の資産の 35 % を超えてはならない。

指令 2013 / 34 / E U または公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算において一発行体とみなされる。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の 20 % まで投資することができる。

（11）以下の（15）に記載される制限に反することなく、（10）に記載する制限は、U C I T S の設立文書に従って、その投資方針の目的が、以下のベースで C S S F の承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および / または債券への投資については、上限 20 % まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制市場での例外的な市況により正当化される場合は、35 % に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

（12）（a）（10）にかかわらず、C S S F は、U C I T S に対し、リスク分散の原則に従い、その資産の 100 % まで、E U 加盟国、その地方自治体、E U 非加盟国または一もしくは複数の E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S F は、（10）および（11）に記載する制限に適合する U C I T S の受益者への保護と同等の保護を当該 U C I T S の受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらの U C I T S は、少なくとも 6 つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の 30 % をこえることはできない。

（b）（a）に記載する U C I T S は、その設立文書において、明示的に、その純資産の 35 % 超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

（c）さらに、（a）に記載する U C I T S は、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の 35 % 超を投資する予定または現に投資して

いる証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、申込手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載しなければならない。また、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。また、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。また、この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうることな議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、U C I T Sは、以下を超えるものを取得してはならない。
- 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - 同一発行体の債務証券の10%
  - 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一U C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券の25%
  - 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記1項目、2項目および3項目の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) E U加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 3) 一または複数のE U加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
  - 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T Sがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がU C I T Sによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
  - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T Sは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたU C I T Sには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がU C I T Sの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T Sは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に専属的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。

ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b)(a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、UCITSは、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18)(a) 上記(1)から(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うすべての報酬および費用の返金ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UCITSのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCITS(以下「対象ファンド」という。)内

の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、次に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、申込手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関する指令85/611/EECおよびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CEを、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に発布されたCSSF通達08/339。CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。
- 特定の証券貸付取引においてUCITS(および原則としてUCIも)が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に発布されたCSSF通達08/356(通達11/512(改正済)により改正済)

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS(UCI)のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS(UCI)のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再規定している。最後に、同通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にCSSFは、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインを規定する通達08/380を発布した。同通達は、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインであり、委員会によって通達08/339により公布された2007年3月付のCESR/07-044を取消し、これに取って代わった。

このCSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、UCITSによる投資の対象となる適格資産に関するCESRのガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。同通達には、指令85/611/EEC第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、UCITSが買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、UCITSのグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および保管受託銀行と管理会社の間の契約の内容に関するU C I T S指令を実施する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 43 / E Uを置換する2010年12月22日付C S S F規則10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関するU C I T S指令を実施する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 44 / E Uを置換する2010年12月22日付C S S F規則10 - 5
- C S S F規則10 - 4およびE S M Aによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の表示、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S Fに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日C S S F通達11 / 512。C S S F通達11/512は、C S S F通達18/698によって改正された。
- E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014 / 937に言及する2014年9月30日付C S S F通達14 / 592（同通達は、C S S F通達13 / 559により実施された、2012年公表の関連するE S M Aガイドライン（E S M A / 2012 / 832）に取って代わった。）  
C S S F通達14 / 592は、主に、インデックス - トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レポおよび逆レポ契約などの担保を利用するU C I T Sを扱う。この点に関して、E U規則2015 / 2365も考慮しなければならない。
- ヨーロッパのマナー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン（C E S R / 10-049）のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のC S S F通達14/598
- 投資信託に関する2010年法パート に服するU C I T Sの保管受託銀行を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16 / 644。C S S F通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F通達18 / 697によって改正された。
- 非A B C P証券化に関するS T S基準およびA B C P証券化に関するS T S基準に関するE B Aガイドラインの実施に関する2019年5月15日付C S S F通達19 / 719
- オープン・エンド型投資信託の流動性リスク管理に関するI O S C Oの推奨についての2019年12月20日付通達19 / 733

（注1） 2002年法に関連して発布された上記のC S S F通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

（注2） 法的行為でない場合であっても、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法に関するC S S FのF A Q（第8版 - 2020年8月7日）は、考慮しなければならない。2020年8月7日にC S S FはF A Qの更新版を公表した。新Q & A1.13において、C S S Fは、ローンは、U C I法第1条第23項ならびに2008年2月8日G D R第3条および第4条の意味する短期金融商品に該当せず、また、U C I法第1条第34項および2008年2月8日G D R第2条の意味する譲渡性のある有価証券にも該当しないため、U C I法第41条第1項および第2項(a)で言及される資産と判断することはできないとしている。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F通達11 / 512（C S S F通達18/698により改正済）に基づき定められた要件を遵守する

ものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S Fよりさらに明確化しており、かつC S S Fに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T Sの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、相対的V a Rまたは絶対的V a Rアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性(V a Rアプローチを用いるU C I T Sについて)
- 相対的V a Rアプローチを用いるU C I T Sについての参照ポートフォリオに関する情報

また、C S S F通達14 / 592により実施された、E T Fおよびその他のU C I T Sに関する改正E S M Aガイドライン2014 / 937も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングU C I T SおよびU C I T S E T Fに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、U C I T Sが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するF C Pに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、U C Iの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないF C Pに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、C S S F規則によって決定される。

(注) かかるC S S F規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するU C Iに適用される投資制限は、1991年1月21日付I M L通達91 / 75およびオルタナティブ投資戦略を実行するU C Iに関する通達02 / 80において定められている。

#### 2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に準拠する。

パート ファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章に準拠する。

パート ファンドの資格を有するF C Pの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われなければならない。

##### 2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

##### (1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップ会社として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってウェブサイトから入手可能な公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125 - 2 条の適用を損なうことなく、本（１）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

- （a）指令2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ビークルの管理を確保すること
- （b）指令2011 / 61 / E Uに規定するA I Fとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および / または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第88 - 2 条第2項 a）に従い外部A I F Mを任命しなければならない。
- （c）自らの資産が管理下に置かれる一または複数のA I Fの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。
  - 自らが管理するA I FについてC S S Fに特定すること
  - 自らが管理するA I Fの投資戦略に関する情報を、C S S Fに提供すること
  - C S S Fがシステミック・リスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するA I Fの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S Fに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2項 a）に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S Fに認可を申請しなければならない。指令2011 / 61 / E Uに規定するA I F以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記（b）または（c）に記載される業務を遂行することなく、上記（a）に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。

管理会社は、U C Iの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するU C Iを管理しなければならない。

当該管理会社の中央管理機構および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a）管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b）業務権限は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが管理されることを妨げてはならない。
- c）当該委託が投資運用に関するものである場合、業務権限は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d）業務権限が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる業務権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 業務権限は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行われ、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。
- C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 管理会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在、かかる規則は存在しない。

- b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。C S S F は、管理会社が適用法（特に、自己資金に関する要件について）により課された健全性要件を遵守することを約束する株主に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の取消事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するU C I の資産を使用してはならない。

管理するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部を構成しない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

( 2 ) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部A I F Mを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / E Uに規定する一または複数のA I Fを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙 に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するA I Fに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

2010年法第101条から第124条までは、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A . 業務を行うための条件

( 1 ) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってウェブサイトから入手可能な公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

( 2 ) 管理会社は、U C I T S指令に従い認可されるU C I T Sの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、本通達に定められていないその他のU C Iの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、U C I T S指令の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの管理の活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

( 注 ) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

( 3 ) 上記( 2 )の例外として、管理会社は、以下の業務を提供することも認められている。

( a ) 投資家による権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）で、かかるポートフォリオが、1993年法の付属書類 セクションBに記載されている一または複数の金融商品を含む場合

( b ) 付随的業務としての、1993年法の付属書類 セクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本項に記載された業務のみの提供または( a )の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を本章に基づき認可されることはない。

- ( 4 ) 上記( 2 )からの例外として、指令2011 / 61 / E Uに規定するA I FのA I F Mとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第 2 章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項( 7 )に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づく認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第 5 条第 4 項に規定する付随的業務を行うこともできる。本( 4 )に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。
- ( 5 ) 1993年法第 1 - 1 条、第37 - 1 条および第37 - 3 条は、管理会社による上記( 3 )の業務提供に準用される。

上記( 3 )( a )で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するE U規則575 / 2013の規定および金融機関の業務および金融機関および投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2013年 6 月26日付欧州議会および理事会指令2013/36/ E Uを実施するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

- ( 6 ) 管理会社が支払不能となった場合、上記( 2 )( 3 )の適用に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部を構成しない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- ( 7 ) C S S Fは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

( a ) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。ただし当初資本金と追加額の必要合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
  - ( i ) 管理会社が運用するF C P ( 管理会社が運用機能を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )
  - ( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
  - ( ) 管理会社が運用するその他のU C I ( 管理会社が運用機能を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、E U規則575 / 2013第92条から第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、E U加盟国またはC S S FがE C法が規定する慎重な規則と同等であると判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- ( b ) ( a )に記載される資本金は、管理会社により永久に処分可能なものとして維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の氏名は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの施行の結果である1993年法に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大および／または組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を取り消す前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、適格参加権を有する株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報およびかかる参加の金額が通知されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、1993年法第18条の規定と同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勧告し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。

- (a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
  - (b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
  - (c) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第900 - 3条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従う管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の業務権限および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社または管理会社の事業活動に寄与する事業体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の事業体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に寄与する事業体と親密な関係を有するその他の事業体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

## B . ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- ( 1 ) 管理会社は、常に上記( 1 ) から( 8 ) に記載される条件に適合しなければならない。
- 管理会社の自己資本は( 7 ) ( a ) に特定される水準を下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- 管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すU C I T S 指令の規定を毀損することなく、C S S F の責任である。
- 管理会社の適格ポジションは、1993年法第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。
- 2010年法の目的上、1993年法第18条に記載されている「会社 / 投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。
- ( 2 ) 管理会社が管理するU C I T S の性質に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、U C I T S 指令に従い、以下を義務づけられる。
- ( a ) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するU C I T S の資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- ( b ) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T S またはU C I T S 間の利益の相反により害されるU C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- ( 3 ) 2.2.1.2.2.のA.( 3 ) ( a ) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するU C I T S の受益証券に投資してはならない。
  - ( 3 ) の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97 / 9 / E C を実施する2000年7月27日法の規定に服する。
- ( 4 ) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- a ) 管理会社は、C S S F に上記を適切に報告しなければならず、C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b ) 業務権限が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、U C I T S がそのように管理されることを妨げてはならない。
- c ) 当該委託が投資運用に関するものである場合、業務権限は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d ) 業務権限が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- e) 投資運用の中核的機能に関する業務権限は、保管受託銀行または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
  - f) 管理会社の事業活動を行う者が、業務権限が付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
  - g) 業務権限は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに業務権限を取り消すことができるものでなければならない。
  - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i) U C I T S の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。  
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- ( 5 ) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- ( a ) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理する U C I T S の最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
  - ( b ) 管理会社が管理する U C I T S の最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
  - ( c ) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
  - ( d ) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理する U C I T S が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
  - ( e ) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- 2010年法第15章で言及される管理会社は、健全かつ効率的なリスク管理に合致し、これを推進し、また、管理する U C I T S のリスク属性、ファンド規則または設立文書に合致しないリスク引受けを奨励するものでなく、U C I T S の最善の利益のために行為する管理会社の義務の遵守を損なうものでない報酬に関する方針および実務を策定および適用しなければならない。
- 報酬に関する方針および実務は、給与の固定および変動部分ならびに裁量的年金給付を含まなければならない。
- 報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テーカー、コントロール機能および経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理する U C I T S のリスク属性に重大な影響を及ぼすリスク・テーカーを含むスタッフに適用される。
- ( 6 ) 上記 ( 5 ) において言及される報酬に関する方針を策定および適用する際、管理会社は、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に照らして適切である方法およびその範囲で、以下の原則を遵守するものとする。
- ( a ) 報酬に関する方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進し、管理会社が管理する U C I T S のリスク属性、規則または設立文書と矛盾するリスクの引受けを奨励しない。
  - ( b ) 報酬に関する方針は、管理会社およびこれが管理する U C I T S ならびに当該 U C I T S の投資家の事業戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置を含んでいる。

- (c) 報酬に関する方針は、管理会社の経営陣によりその監督機能として採択され、当該経営陣は、報酬に関する方針の一般原則を採択し、少なくとも年に一度検討し、その実施について責任を負い、これを監督する。本号において言及される職務は、管理会社において業務執行を遂行せず、かつ、リスク管理および報酬について専門知識を有する経営陣のメンバーによってのみ行われるものとする。
- (d) 報酬に関する方針の実施は、少なくとも年に一度、経営陣によりその監督機能として採択された報酬に関する方針および手続の遵守について中心的かつ独立した内部調査に服する。
- (e) コントロール機能に従事するスタッフは、コントロールする事業分野の業績に関係なく、その職務に関連する目的の達成に応じて報酬を受領する。
- (f) リスク管理およびコンプライス機能に従事する上級役員の報酬は、報酬委員会（かかる委員会が存在する場合）によって直接監督される。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、財務基準および財務以外の基準を考慮した上で、個人の業績および事業部門または該当するUCITSの業績に関する評価ならびにこれらのリスクに関する評価と、個人の業績を評価する際の管理会社の全体的な業績の組み合わせに基づく。
- (h) 評価プロセスがより長期にわたるUCITSの業績および投資リスクに基づき、かつ、業績に連動する報酬の構成要素の実際の支払が同期間にわたって分散されることを確保するために、業績の評価は、管理会社が管理するUCITSの投資家に推奨される保有期間に照らして適切な複数年の枠組みにおいて設定される。
- ( ) 保証される変動報酬は、例外的であり、新たなスタッフを雇用するという状況下においてのみ発生し、かつ、雇用の最初の年に限定される。
- (j) 報酬総額の固定および変動部分は、適切にバランスを保ち、また、固定報酬部分は、変動報酬部分を一切支払わない可能性を含め、変動部分に関する十分に柔軟な方針の運用を可能にするために、報酬総額の十分に高い割合を占める。
- (k) 契約の早期終了に関連する支払は、時間を経過して達成された業績を反映し、不履行に報酬を与えない方法で設定される。
- (l) 変動報酬部分または変動報酬部分の原資を計算するために用いられる業績の測定方法は、すべての関連する種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムを含む。
- (m) UCITSの法的構造およびそのファンド規則またはその設立文書に従い、変動報酬部分の大部分（いかなる場合も50%以上）は、当該UCITSの受益証券、同等の保有持分または投資証券関連商品もしくは本号において言及される商品と等しく有効なインセンティブを有する同等の非現金商品により構成される。ただし、UCITSの管理の割合が、管理会社が管理するポートフォリオ全体の50%未満である場合は、50%の最低基準は適用されない。本号において言及される商品は、インセンティブを管理会社およびこれが管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と調整することを目的とする適切な保有方針に従うものとする。本号は、(n)に従って繰り延べられる変動報酬部分および繰り延べられない変動報酬部分の両方に適用されるものとする。
- (n) 変動報酬部分の大部分（いかなる場合も40%以上）は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間の見地から適切な期間にわたって繰り延べられ、当該UCITSのリスクの性質と正しく調整される。本号において言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づき支払われる報酬は、比例按分ベースよ

り早く付与されない。変動報酬部分が特に高額である場合、当該金額の60%以上が繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分を含め、管理会社全体の財政状態に照らして持続可能であり、かつ、事業部門、U C I T S および該当する個人の業績に応じて正当化される場合にのみ支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または該当するU C I T S の財務業績が低迷しまたはマイナスとなった場合、マルスまたはクローバックの取決めを含め、現行の報酬および以前に獲得した金額の支払金の削減の両方を考慮した上で、通常、かなり縮小されるものとする。
- (p) 年金に関する方針は、管理会社および管理するU C I T S の事業戦略、目的、価値および長期的な利益に合致する。従業員が定年の前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、(m)において定義される商品の形式で、管理会社により5年間保有されるものとする。定年に達する従業員の場合、裁量的年金給付は、5年間の保有期間を条件として、(m)において定義される商品の形式で従業員に支払われるものとする。
- (q) スタッフは、その報酬の取決めに内包されるリスク調整効果を弱めるために、報酬および債務に関連する保険の個人的なヘッジ戦略を用いないことを約束することを要求される。
- (r) 変動報酬は、2010年法の要件の回避を助長する手段または方法によって支払われない。

第1項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の給付、U C I T S 自体により直接支払われる業績報酬を含む金額、ならびに、経営幹部、リスク・テカー、コントロール機能および経営幹部およびリスク・テカーの報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員を含め、その専門的業務がこれらのリスク特性またはこれらが管理するU C I T S のリスク属性に重大な影響を及ぼすスタッフのために行われるU C I T S の受益証券または投資証券の譲渡に適用されるものとする。

管理会社の規模、管理するU C I T S の規模、その内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性の点において重要性を有する管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスクを管理するために創出されるインセンティブに関して適当かつ独立した判断を行うことが可能になる形で構成されるものとする。適切な場合には、U C I T S 指令第14a条第4項において言及されるE S M A ガイドラインに従って設置される報酬委員会は、管理会社または該当するU C I T S のリスクおよびリスク管理に係る決定ならびに経営陣によりその監督機能として行われるべき決定を含め、報酬に関する決定の準備について責任を負うものとする。該当する管理会社において業務執行を遂行しない経営陣のメンバーが報酬委員会の議長を務めるものとする。該当する管理会社において業務執行を遂行しない経営陣のメンバーが報酬委員会のメンバーとなるものとする。経営陣に従業員代表を入れることが労働法により定められている管理会社において、報酬委員会は、一または複数の従業員代表を含むものとする。その決定を準備する際、報酬委員会は、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮するものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたU C I T S を管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- ( 8 ) 管理会社は、1993年法第 1 条第 1 号に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、1993年法第37 - 8 条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、1993年法第37 - 8 条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

#### C . 設立の権利および業務提供の自由

- ( 1 ) U C I T S 指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたU C I T S は、U C I T S 指令第16条第 3 項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはU C I T S 指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- ( 2 ) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のE U加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年 8 月23日付C S S F 通達18 / 698によりさらに処理される。C S S F 通達18 / 698の目的は、オルタナティブ投資ファンドに関する法律情勢を考慮し、また、C S S F 通達18 / 698が適用されるルクセンブルグ法に基づき設立されたすべての投資ファンド運用者（以下「I F M」という。）、すなわち、2010年法第15章に服するルクセンブルグ法に基づくすべての管理会社、2010年法第16章第125 - 1 条または第125 - 2 条に服するルクセンブルグ法に基づく管理会社、2010年法第17条に服するI F Mのルクセンブルグ支店、2010年法第27条の意味における自己管理投資法人（S I A G）、2013年法第 2 章に基づき認可されるオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第 4 条第 1 項（b）の意味における内部管理オルタナティブ投資ファンド（F I A A G）の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付C S S F 通達12 / 546（改正済）を置き換えることである。C S S F 通達18 / 698はまた、I F Mがルクセンブルグおよび／または国外において設立した支店および代表事務所にも適用される。C S S F 通達18 / 698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営陣、中央管理事務および内部統制の取決めならびに委任の管理を定める規則を含む一定の認可条件に関してさらなる明確化を提供することを目的としている。さらに、同通達は、登録事務代行会社の活動を行う投資ファンド運用者および主体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するための特定の規定を含んでいる。

#### 2.2.1.3. 保管受託銀行

保管受託機能に関してU C I T Sに関連する法、規則および行政規定の協調に関するU C I T S 指令を改正する欧州議会および理事会の指令を予定して、C S S F は2014年 7 月11日にU C I T S のために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用ある規定の明確化を目指してC S S F 通達14 / 587（以下「通達14 / 587」という。）を公表した。

（注）C S S F 通達14 / 587は、以下により詳細に記述するとおり、C S S F 通達16 / 644により置き換えられた。

プリンシパル・ベースのアプローチから離れて、C S S FはU C I T Sの保管受託機能を規制するより展望的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587の結果、I M L通達91 / の第E章はもはやU C I T Sに適用されないが、引き続きA I F M Dの範囲に該当しないすべてのファンドに適用がある。U C I T Sの保管受託銀行として現在行為しているルクセンブルグの金融機関は、事業機構をC S S Fの新しい要件に対応させなければならない。

2014年7月23日に欧州理事会は2016年3月18日までに加盟国が実施しなくてはならないU C I T S 指令の最終版を正式に採択した。U C I T S 通達は、U C I T S 保管受託者の機能と責任を明確化し、過度なリスク引受けを制限するためにU C I T S 管理会社の報酬に関する方針に関する限界を提供し、国の規定違反に関する行政罰の最低基準の調和を定めている。

2016年10月13日を施行日とするU C I T S レベル2措置が2015年12月17日に公表された。

2016年5月10日にルクセンブルグ立法府は2010年法およびA I F M法を改正し、U C I T S V指令をルクセンブルグ法に置換する法律を可決した。

2016年10月11日にC S S FはU C I T Sの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関ならびにすべてのルクセンブルグU C I T SおよびU C I T Sのために行為する管理会社を取り扱うC S S F通達16 / 644を公表した。本C S S F通達16 / 644は、U C I T S 指令レベル2措置に抵触する通達14 / 587の規定を撤回し、2010年法およびU C I T S V指令レベル2措置に記載される保管受託銀行の規則に関して一定程度の明確化を果たした。特に、一連の保管業務および特定の状況に関連して組織上の要件を明確化した(例えばU C I T Sがデリバティブに投資し、担保等を受け取る場合等。 )。

2018年8月23日にC S S Fは、投資信託に関する2010年法パート に服さないファンドの保管受託銀行および(該当する場合)その支店に適用ある組織上の取決めにに関するC S S F通達18 / 697を公表した。C S S F通達18 / 697は、2010年法パート に服するU C I T S 保管受託銀行として行為する金融機関(該当する場合、管理会社により代表される)に適用ある規定に関するC S S F通達16 / 644ならびに投資信託に関する1998年3月30日法により規制されるルクセンブルグの事業体を対象とする規則の改正およびリモデリングに関するI M L通達91 / 75 ( C S S F通達05 / 177により改正済)を改正する。

A) 保管受託銀行は、パート ファンドの資格を有するF C Pについて以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することと

なった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を排除しまたは制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

保管受託銀行のF C Pの受益者に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

U C I T S V指令がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、保管受託銀行の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（ i ）一般的な保管受託義務、（ ）保管、（ ）デューディリジェンス、（ ）支払不能保障および（ v ）独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの保管受託銀行である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその義務の履行にあたり得たもので、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fが監視するために必要であるすべての情報を、C S S Fに対し提供するよう求められる。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの保管受託銀行を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的とした新たな通達（通達16 / 664）を公表した。プリンシパル・ベースのアプローチから離れて、C S S Fは、U C I T Sの保管受託銀行の機能を規制する、より展望的かつ詳細な規則を発布した。

C S S F通達16 / 644は、上により詳細に記述されるとおり、C S S F通達18 / 697により改正済である。

B）パート ファンドの資格を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される修正により利益を受けかつかかる修正を利用するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P（パート ファンド）に関しては、U C Iの資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの保管受託銀行にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、2010年法パート ファンドの保管受託銀行に適用される。2018年2月27日法（2018年3月1日にメモリアルに公告され、2018年3月5日に施行された。）が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの一般投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの保管受託銀行にのみ限定される一方で、その他すべ

ての2010年法パート ファンドの保管受託銀行にはA I F Mの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。 ）。

#### 2.2.1.4. 関係法人

##### （ i ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.（4）に従う。

##### （ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。 ）。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 2.2.2. 会社型投資ファンド

会社型の投資ファンドは、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授権の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることとはできない。また、株主総会による当初の授権資本の公告後5年以内に発行されなかった授権資本部分については、株主総会による再授権が必要となる。株主は、株主総会が上記再授権毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資ファンドに完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

##### 2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。 ）の形態を有する会社型投資ファンドを設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法が修正していない範囲でのみ適用される。

S I C A Vの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令（Decree of 24 Prairial, year XI）の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A Vの投資主総会の議事録またはS I C A Vの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年法を修正し、S I C A Vは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録投資主に対するコメント（該当する場合）を送付することを義務付けられていない。招集通知には、投資主に対してかかる文書が提供される場所およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各投資主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント（該当する場合）が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

投資主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前（以下「基準日」という。）の24時（ルクセンブルグ時間）に発行済みの投資証券に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の投資証券に付されている議決権を行使する投資主の権利は、基準日において当該投資主によって保有されている投資証券に従って決定される。

S I C A Vには次の仕組みが適用される。

投資証券は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行投資証券は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新投資証券の発行の場合、新投資証券引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の投資主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻すこと。
- 投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの投資証券を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。

- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。 )。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの投資証券は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

#### 2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の投資証券買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、投資主の請求があれば投資証券を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の投資証券の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの投資証券には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの投資証券は発行されているものとして取り扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、投資主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に投資証券を発行することができる。投資証券の発行は、ファンド投資証券の募集終了後1か月以内にまたは投資証券募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR E S Aに公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

(注)S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

#### 2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資ファンドにほぼ同様に適用される。

#### 2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。保管受託銀行の責任は、保管している資産の一部または全部を第三者に委託している事実によって影響を受けないものとする。保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、その義務の正当化できない不履行またはその不適切な実施の結果、管理会社および投資主が被った損害について、これらの者に対して責任を負うものとする。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。
- S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること(ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。 )。

- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、保管受託銀行が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの投資主に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが補償の重複または受益者の不平等な取扱いにならないことを条件とする。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの投資主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除または制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V指令がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、保管受託銀行の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、( i ) 一般的な保管受託義務、( ) 保管、( ) デューディリジェンス、( ) 支払不能保障および( v ) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される（2010年法第95条を参照のこと。）。

保管受託銀行としての任務を履行する際、保管受託銀行は、受益者の利益のためのみに行うしなければならない。

#### 2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資ファンドにも適用される。

( 1 ) S I C A Vが、U C I T S 指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、特にＳＩＣＡＶの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- ＳＩＣＡＶの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該ＳＩＣＡＶが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がＣＳＳＦに直ちに報告されなければならない。ＳＩＣＡＶの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも２名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきＳＩＣＡＶを代理するか、またはＳＩＣＡＶの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、ＳＩＣＡＶと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、ＣＳＳＦは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

ＣＳＳＦは、また、ＳＩＣＡＶが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

ＳＩＣＡＶは、ＣＳＳＦに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

ＳＩＣＡＶは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、ＳＩＣＡＶの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、ＣＳＳＦが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてＣＳＳＦに通知を行う義務を負うこととなる。

ＣＳＳＦは、ＳＩＣＡＶが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該ＳＩＣＡＶに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または６か月以上活動を中止する場合。
  - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
  - (e) 2010年法が認可の取消事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、ＵＣＩＴＳ指令に従い認可された管理会社を指定していないＳＩＣＡＶに適用される。ただし、「管理会社」をＳＩＣＡＶと読み替える。

ＳＩＣＡＶは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) ＵＣＩＴＳ指令に従い認可された管理会社を指定していないＳＩＣＡＶは、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年８月23日付ＣＳＳＦ通達18/698に基づいて記載される慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、ＣＳＳＦは、ＳＩＣＡＶの性格にも配慮し、当該ＳＩＣＡＶが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該ＳＩＣＡＶの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該ＳＩＣＡＶに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であ

ること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

## 2.3. ルクセンブルグにおける投資ファンドに関する追加の法規定

### 2.3.1. 設立に関する法律および法令

#### 2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（F C Pおよび／または非自己管理S I C A V）の管理会社、およびS I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および2010年法により明確に適用除外されていない限り、会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある程度適用される。

##### 2.3.1.1.1. 設立の要件（1915年法第420 - 1条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

##### 2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420 - 15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

（i）定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

（ ）会社の形態および名称

（ ）登録事務所の所在地

（ ）会社の目的

（v）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

（ ）当初払込済の発行済資本の額

（ ）発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載

（ ）記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

（ ）現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

（ ）発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（ ）資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

（ ）取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（ ）会社の存続期間

（ ）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

##### 2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420 - 17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（i）設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること

（ ）応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される総会に招集されること

##### 2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420 - 19条第2項および第420 - 23条第2項）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が法律の該当条項に記載されたいずれかの

理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

#### 2.3.1.2. 2010年法

2010年法は、契約型ファンドの設定および運用、会社型ファンドの設立ならびにルクセンブルグの投資ファンドの登録に関する要件を定めている。

##### 2.3.1.2.1. 設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

##### 2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

#### 2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資ファンドの認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

( i ) 次の投資ファンドはルクセンブルグの C S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第 2 条および第87条に服するルクセンブルグの投資ファンド
- E U加盟国以外の外国の法域に基づいて設立または運営されている投資ファンド、および他のE U加盟国で設立された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「U C I T S」という。)でないもの(その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行うより前)。

- i 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第 2 条および第87条に記載されるU C I については、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から 1 か月以内にC S S F に対しなされなければならない。

ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の通達の条項を遵守していない投資ファンドは、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定に関し、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理するが、決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から 1 か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

- 2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資ファンド(fonds d'investissement)の定義は、1991年 1 月21日付 I M L 通達91 / 75に定める一定の基準により修正されており、「その法的形態の如何にかかわらず、すべてのミューチュアル・インベストメント・ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、有価証券またはその他の譲渡性もしくは非譲渡性の証券、およびかかる証券もしくは証券を表章しまたはその取得権を与える一切の証券の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」であり、これは、2010年法の第 5 条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年 5 月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)( I M L )により置き換えられた。I M L は、1998年 4 月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資ファンドを規制し監督する権限は、C S S F に移転された。

2010年法に規制される投資ファンドに関連するC S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、F C Pの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

したがって、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関しては、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書(ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語)(以下「K I I」という。)を作成しなければならない(2010年法の第159条を参照のこと)。

K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 費用および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/リターン属性

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。)を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、一般投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている(2010年法第155条および第156条)。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型一般投資家向け保険ベース投資商品(P R I I P)の重要情報文書に関する新たなE U規則(E U規則1286/2014)を採択した。当該E U規則は、一般投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が一般投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の

性質を比較できるようにすることを目的としている。K I I を作成する義務は、P R I I P (投資信託を含む。)が一般投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

U C I T S は、P R I I P の定義を満たす投資信託であるが、同 E U 規則は、U C I T S の提供者に対して施行から 5 年間の移行期間を認め、かかる提供者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

#### 2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

##### ( i ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第 1 項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第 2 項は、C S S F が設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第 3 条に規定される修正に従い、2010年法パート に服する U C I は、2010年法第88 - 2 条第 2 項 a ) に従い任命を受ける外部 A I F M が同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2 条第 2 項 b ) に規定する内部的に管理される U C I は、同法第129条第 1 項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第 3 条に規定される修正に従い、2010年法第88 - 2 条第 2 項 b ) に従い認可を受けなければならない。

##### ( ) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて C S S F に提出された場合の事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資ファンドが定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F に事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年 4 月 6 日付 C S S F 通達 05 / 177 ( 2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。 ) に従い、販売用資料は、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために C S S F に提出する必要はない。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

##### ( ) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュール A に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

##### ( v ) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

##### ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が R C S に提出されている旨を R E S A に公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ファンドが年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類に投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにC S S F に報告する義務を負う。監査人は、C S S F に対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてC S S F が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 通達02 / 81に基づき、C S S F は、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。C S S F 通達02 / 81により、監査人はかかる長文報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管受託銀行を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることでありと述べている。

#### （ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

I M L 通達97 / 136（C S S F 通達08 / 348により改正済）およびC S S F 通達15 / 627に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべてのファンドは月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

#### （ ）違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する一または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、懲役および／または罰金刑に処される。

### 2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T S は、吸収される側のU C I T S としてもまたは吸収する側のU C I T S としても、U C I T S またはU C I T S のその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S （またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のU C I T S 」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S （以下「吸収する側のU C I T S 」という。）に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S （またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T S に移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S （またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のU C I T S の別のコンパートメントまたは別のU C I T S （またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S （一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S F から事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T S がルクセンブルグで設立された場合、C S S F の役割は、吸収される側のU C I T S の所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T S の投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の保管受託銀行は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a ) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b ) 目論見書および吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、U C I T S指令第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c ) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a )、f ) およびg ) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのU C I T Sの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sの各保管受託銀行による声明書。吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のU C I T Sの保管受託銀行により発行されたこの声明書は、U C I T S指令第41条に従い、2010年法第69条第1項a )、f ) およびg ) に記載された詳細が、U C I T S指令およびU C I T Sの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d ) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、C S S Fは吸収する側のU C I T Sの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のU C I T Sおよび/または吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにU C I T Sにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のU C I T Sの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のU C I T Sの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のU C I T Sの受益者および吸収する側のU C I T Sの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項の記載を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたU C I T Sの設立文書は、受益者総会または取締役会または経営会議（該当する場合）のうちの誰が、別のU C I T Sとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたF C Pの法的形態を有するU C I T Sについては、これらのU C I T Sの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のU C I T Sとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のU C I T Sの管理会社により、および法人形態の吸収される側のU C I T Sの総会に出席

または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のU C I T Sが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のU C I T Sの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のU C I T Sが消滅するF C Pである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該U C I T Sの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、R E S Aに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該U C I T Sの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

## 2.5 清算

### 2.5.1. 投資ファンドの清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資ファンドの清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主決議によって会社型ファンドが解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

#### 2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。  
この場合、管理会社が清算を行う。

#### 2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、ファンドの解散の決定はかかる総会に出席した投資主の投資証券口数の4分の1をもって決定される。  
総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1(場合に応じて)を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

#### 2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資ファンドは、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.5.2. 清算の方法

#### 2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

- a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

#### b) 会社型ファンド

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を商事を取り扱う地方裁判所に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

#### 2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

商事を取り扱う地方裁判所は、C S S F の請求によってファンドを解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

#### 2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

##### 2.6.1. ファンドの税制

###### 2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関して会社に適用がある規則を改正する2008年12月19日法に従い、すべてのルクセンブルグの会社は、その設立に関し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

###### 2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資ファンドは、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集散的投資および金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 金融機関への預金への集散的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメントおよびU C I 内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(C D)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券 / 投資証券により表される資産の価額。ただし、当該受益証券 / 投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメント
- ( i ) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、
  - ( ) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
  - ( ) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
  - ( ) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- U C Iまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。
- c) その投資証券または受益証券が、( i ) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび( ) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるU C Iおよびそのコンパートメント。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント
- e) 以下のタイプのU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント

- ( i ) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
- ( ) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

U C Iまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、( i ) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

#### 2.6.2. 日本の投資主または受益者 / ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、両方のタイプの投資ファンドも、投資ファンド自体または投資ファンドの投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設 / 常任代理人を有している場合は、この限りでない。

いずれかのタイプの投資ファンドがその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

#### 2.6.3 投資証券または受益証券の保有者の課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、両方のタイプの投資ファンドも、投資ファンド自体または投資ファンドの投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設 / 常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではないF C P（パート U C Iまたはパート U C I）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用により、F C P（パート U C Iまたはパート U C I）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（S I C A R（*société d'investissement en capital à risque*）を除く。）、会社型投資信託、または家族資産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ( ) かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、( ) かかる者が

15年超ルクセンブルグの居住者であり、自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

いずれかのタイプの投資ファンドがその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主またはF C Pの受益者のいずれに対しても、かかる者によって販売されたファンドの受益証券に関する分配金または実現されたキャピタル・ゲインに関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

#### 2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「V A T」という。）法に定められているとおり、会社型投資ファンド（すなわちS I C A V、S I C A FまたはS I C A R）および契約型投資ファンド（すなわちF C P）は、V A Tの目的上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資ファンドは、ルクセンブルグにおいて、前段階V A T控除権を有さないV A Tの目的上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、V A Tの免除は、ファンドの運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資ファンド（またはF C Pの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、V A Tの課税対象となる可能性があり、投資ファンド/その管理会社のルクセンブルグにおけるV A T登録が必要となる可能性がある。かかるV A T登録を行うことにより、投資ファンド/その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるV A Tを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資ファンドによるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資ファンドの受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資ファンドに対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるV A Tの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグV A T当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するV A Tの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するV A Tの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグV A T当局は、独立した取締役は、V A Tの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、V A Tの課税対象にはならない者であること、したがって、V A T登録する義務はないことも明記された。V A T登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、（会社型）投資ファンドの取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資ファンドの管理会社の取締役およびマネージャーまたはゼネラル・パートナーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社としての業務に関する報酬を除く。）に関するV A Tの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるV A T免除は、該当する業務がファンドの運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用される。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社（コモン・ファンド/ F C Pおよび管理会社を指定した会社型主体）の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社（会社型主体）の経営に関する部分は、V A Tの課税対象となる。管理会社の取締役は、V A T免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

#### 2.6.5 共通報告基準（C R S）

本項において定義される用語は、別途定められる場合を除き、C R S法（以下に定義される。）において定める意味を有するものとする。

ファンドは、欧州連合加盟国間における金融口座情報の自動的交換および2014年10月29日付で調印され、2016年1月1日に施行された金融口座情報の自動的交換に関するOECDの多国間管轄官庁協定について規定する指令2014/107/EUを実施する2015年12月18日付ルクセンブルグ法(随時改正または補足される。)(以下「CRS法」という。))に定める共通報告基準(以下「CRS」という。))に服することがある。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、( ) CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および( ) CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者(Controlling Person)の氏名(または名称)、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報(各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。)を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

報告対象者に関する情報は、CRS法に定める目的のため、毎年、LTAに対して開示される。LTAは、自己の責任の下で、最終的に、報告された情報を報告対象法域の管轄官庁と交換する。特に、報告対象者は、これらが行う一定の業務が報告書の交付により管轄官庁に報告されること、および、当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基準となることを通知されている。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

## 2.6.6 FATCA

本項において定義される用語は、別途定められる場合を除き、FATCA法(以下に定義される。))において定める意味を有するものとする。

ファンドは、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接的または間接的な所有について米国内国歳入庁に報告することを一般的に要求するいわゆるFATCAに服することがある。FATCAを実施する手続の一環として、米国政府は、一定の外国の法域との間で、当該法域において設立され、FATCAに服する事業体の報告および遵守要件を簡素化することを意図する政府間協定を交渉した。

ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人により保有されている金融口座(もしあれば)に関する情報を、要請ある場合、ルクセンブルグ税務当局(以下「LTA」という。))に報告することを義務付ける2015年7月24日付ルクセンブルグ法(随時変更または補足される。以下「FATCA法」という。))により施行されるモデルI政府間協定を締結した。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

かかる地位は、ファンドに対し、すべての投資家に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務を課す。ファンドの要求により、各投資家は、特定の情報（非金融外国事業体（以下「N F F E」という。）の場合は、当該N F F Eの実質的支配者に関する情報を含む。）および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、その地位に影響を及ぼす一切の情報（例えば、新しい郵便住所または新しい居住地の住所等）を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

F A T C A法により、ファンドは、F A T C A法の目的において、L T Aに対し、投資家の氏名、住所および納税者番号（入手可能な場合）および口座残高、収益および総手取金（完全に網羅されているものではない。）などの情報を開示するよう求められる可能性がある。かかる情報は、L T Aによって米国内国歳入庁に取り次がれる。

受動的N F F Eとしての資格を有する投資主は、その実質的支配者（該当する場合）に対し、自己の情報をファンドが処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各投資家は、L T Aに報告されたデータにアクセスし、（必要な場合、）かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

ファンドは、F A T C Aに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。F A T C Aにより、ファンドが源泉徴収税または罰金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を得て、L T Aに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税または罰金が課せられることになる可能性がある。ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の持分を償還することができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

### 3．ルクセンブルグの専門投資ファンド（以下「S I F」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、2007年法を採択した。2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法に置き換えることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、2007年法に準拠するS I Fになった。

#### 3.1 範囲

S I F制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ii）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う集団投資ビークルであり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に規則（E U）2017 / 1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」）等の各種欧州指令および規則の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する通達2013 / 36 / E Uに定める金融機関、金融商品市場に関する指令2014 / 65 / E Uに定める投資会社もしくはU C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関するU C I T S指令に定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された一般投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

### 3.2 法的構或および機能にかかる規則

#### 3.2.1. 法律上の形態および利用可能な構成

##### 3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(以下「F C P」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「S I C A V」という。)について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C Pの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(S I C A VまたはS I C A F)

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

##### 3.2.1.2. 複数クラスの構成

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を創設できると規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

##### 3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するU C

Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

### 3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトラnシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

### 3.3 投資規制

E U域外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは、特に、通達C S S F 07 / 309を、専門投資ファンドにおけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資ファンドがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された有価証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、次に、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

### 3.4 規制上の側面

#### 3.4.1 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は一般投資家に対して確保する必要のあるものと同様の保護までは要しないという事実により、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、保管受託銀行および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFとしての資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

#### 3.4.2 保管受託銀行

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である保管受託銀行、または1993年法に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、保管受託銀行としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a)に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびSICAVについては、1993年法第26 - 1条に定める金融商品以外の資産の専門家である保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する者も保管受託銀行となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、保管受託銀行は、SIFの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副保管受託銀行に委託されることが妨げられることはない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。保管受託銀行の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して（特に、プライム・ブローカーの多大な関与を考慮すると）有益であると考えられる。

下記3.4.4において詳述するとおり、2007年法に従い、投資運用の中核的機能に関する業務権限は、保管受託銀行に付与してはならない。

#### 3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、適切な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

#### 3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 業務権限がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、業務権限は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。業務権限が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託される自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託される自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができるようにしなければならない。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 業務権限は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに業務権限を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する業務権限は、保管受託銀行に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託される機能を列挙しなければならない。

#### 3.4.5 リスクの管理

S I Fは、ポジションのリスクおよびポートフォリオ全体のすべてのリスク属性における寄与度を適切な方法により発見、測定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

#### 3.4.6 利益相反

S I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

#### 3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について特別な様式を定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

募集書類および最後に公表した年次報告書は請求に基づき無料で申込者に提供されなければならない。年次報告書は請求に基づき無料で投資者に提供されなければならない。

2018年1月1日以降、S I Fは、E U規則1286 / 2014に従い、パッケージ型一般投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P s K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型一般投資家向け保険ベース投資商品が指令2014 / 65 / E Uの別紙 に定める専門投資家にのみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。)はこの限りでない。

#### 3.5 S I Fの税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

S I Fは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のU C Iにおいて保有される受益証券 / 投資証券により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファ

ンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

b) 以下のタイプのS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

- ( i ) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および金融機関への預金であり、
- ( ) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
- ( ) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

c) その有価証券またはパートナーシップ持分が、( i ) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび( ) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

#### 4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2013年法および2010年法を改正し、A I Fの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）を導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で、許可されたA I F Mによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。その結果、R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、またC S S Fによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。

R A I F制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、R A I Fは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。）。リスク分散要件は、S I Fに適用されるものと一致している。ただし、R A I Fが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。R A I Fは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：R A I Fは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、専門家である投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- R A I Fは、C S S Fの監督に服するものではない。S I FまたはS I C A Rとは異なり、R A I Fは、C S S Fの事前の許可を必要とせず、また、C S S Fの慎重な監督に服するものでもない。R A I Fは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたA I F Mが指名されなければならない。R A I Fは、自動的にA I Fの資格を有し、ルクセンブルグ、他のEU加盟国または場合に応じて、第三国（ただし、第三国のマネージャーがA I F M Dの運用パスポートを入手することができることを条件とする。）において設立された許可されたA I F Mを指定しなければならない。
- 税制：R A I Fは、年率0.01%の年次税（taxe d'abonnement）（様々な免除がある。）が課されるか、またはS I C A Rに適用される税制に服するものとする（すなわち、適格リスク資本収

益および利益を除き、完全に課税対象となる。）。ＡＩＦ運用業務に関するＶＡＴ免除も適用される。

- 転換：既存のＳＩＦ、ＳＩＣＡＲおよび規制対象外のＡＩＦは、投資家およびＣＳＳＦ（該当する場合）の関連する承認を得ることを条件として、ＲＡＩＦを選択することができる。

## 第 2 【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

## 第 3 【その他】

- （ 1 ）目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- （ 2 ）交付目論見書において、交付目論見書は金融商品取引法第15条第 2 項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書である旨を記載する場合があります。
- （ 3 ）目論見書に以下の事項を記載する場合があります。

投資信託は、預金保険の対象ではない旨

サブ・ファンドの投資証券の価格は、純資産価格が外貨建てで表示されるので、外国為替市場の変動により、純資産価格の円換算額が円による投資元本を割り込むことがある旨

投資信託は、投資した資産が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者自身が負担することになる旨

投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもない旨

請求目論見書は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととされております。請求目論見書は、日本における販売会社に請求された場合に当該販売会社を通じて交付されます。

サブ・ファンドの投資証券の価格は、サブ・ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。したがって、投資証券 1 口当たり純資産価格は変動します。元金および利回りが保証されているものではありません。投資した資産の運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。価格変動リスク等、サブ・ファンドのリスクの詳細については、交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご確認下さい。

サブ・ファンドの投資証券は、必ずしもすべての投資者の皆様にとって適切な金融商品であるというわけではありません。適切な金融商品は投資者の皆様ご自身の投資目的、投資経験、保有資産規模等により異なります。したがって、投資に関する最終決定は、それらを考慮の上、投資者の皆様ご自身でなさるようお願い致します。

- （ 4 ）目論見書は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。